



村上市景観計画

平成25年3月
村上市

はじめに

私は、『愛郷無限』を常として村上市が持つ豊かな自然「海・山・川・平野」を最大限に引き出し、先人から引き継いだ薫り高い歴史と文化を後世に伝えながら、持続可能な都市を創造していかなければならないと、その政策を推し進めているところであります。



この度、市民の皆様はじめ関係各位のご努力により、本市が景観行政を進めていくためのローカルルールとも言うべき、「村上市景観計画」ができあがりました。

そもそも景観というものの定義がはっきりしていなかったことが、本計画書により市民共通のイメージとして確認できるようになったものと思っております。

ここに景観という新たな価値観が追求され、市民一人ひとりが愛着と誇りの持てる村上市を次の世代に引き継いでいくことが可能となりましたので、本計画に基づき、市民・企業・団体の皆様と行政が力を合わせれば、ますます美しく風格ある村上市の景観を実現できるものと確信しております。

特に、村上地域では武家町や商人町と言われる町屋地区で景観を大切にしまちづくりが進んでおり、都市景観「美しいまちなみ大賞」なども受賞した経緯もありますし、荒川地域海老江、神林地域塩谷、朝日地域猿沢、山北地域小俣などのまち並みも「国際景観会議 2009 in 村上」において取り上げられております。

このような景観まちづくりを先導する地区におきましては、本計画をエリアマネジメントにご活用していただければ幸いです。そして、行政としても本計画に従って、各地区の景観まちづくりの後押しをしてまいりたいと考えております。

最後に、景観づくりの目標像であります『美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち』づくりに、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、また、計画の策定にあたりご指導をいただいた景観計画策定委員会の皆様をはじめ、地域の懇談会や説明会に参加して下さった皆様、景観資源調査にご協力くださった多くの市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げ、巻頭のごあいさつといたします。

平成 25 年（2013 年）3 月

村上市長 大滝 平正

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	策定の目的	2
第 1 項	背景と目的	2
第 2 項	本計画における「景観」の定義	3
第 2 節	景観計画の位置づけと構成	4
第 1 項	計画の位置づけ	4
第 2 項	計画の役割・担うべき部分	5
第 3 項	計画の構成	6
第 2 章	村上市の景観	7
第 1 節	村上市の現況	8
第 2 節	村上市の景観特性	12
第 3 節	景観づくりの課題	21
第 3 章	良好な景観の形成に関する方針（法 第 8 条 第 3 項）	25
第 1 節	村上らしい景観づくりの考え方	26
第 1 項	景観づくりの目標像と基本理念	26
第 2 項	美しい景観づくりの視点	27
第 2 節	景観計画区域（法 第 8 条 第 2 項 第 1 号）	28
第 1 項	景観計画区域の設定	28
第 2 項	景観計画区域における景観形成に関する方針	32
第 3 節	重点地区	46
第 1 項	重点地区の指定	46
第 2 項	重点地区における景観形成に関する方針	48
第 4 章	良好な景観づくりのための行為の制限（法 第 8 条 第 2 項 第 2 号）	65
第 1 節	行為の制限について	66
第 2 節	届出対象行為	67
第 1 項	届出の対象となる行為	67
第 2 項	届出の対象外となる行為	68
第 3 節	各区域・地区の景観形成基準	69
第 1 項	景観形成基準とは	69
第 2 項	景観計画区域の景観形成基準	70
第 3 項	重点地区の景観形成基準	86

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号） 107

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方	108
第2節 景観重要建造物の指定の方針	109
第1項 指定の方針	109
第2項 指定の方法	109
第3節 景観重要樹木の指定の方針	110
第1項 指定の方針	110
第2項 指定の方法	110

第6章 屋外広告物の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ） 111

第1節 屋外広告物の制限に関する基本的な考え方	112
第2節 屋外広告物の制限に関する方針	112
第1項 許可地域及び禁止地域に関する方針	112
第2項 許可基準に関する方針	112

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ、ハ） 113

第1節 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	114
第2節 景観重要公共施設として位置付ける公共施設	115
第1項 景観重要道路	116
第2項 景観重要都市公園	120

第8章 計画の実現に向けて 125

第1節 景観形成の考え方	126
第2節 景観形成を支援する取り組み	129
第3節 景観づくりの担い手と役割	131
第4節 推進体制と進行管理	132
第1項 推進体制	132
第2項 進行管理	133

第1章

計画の策定にあたって

第1節 策定の目的

第1項 背景と目的

平成20年4月1日に、村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の5市町村が合併し、新村上市が誕生しました。本市は、村上城下町に代表される価値の高い歴史・文化的資源をはじめ、山林、河川、海岸、田園等の豊かな自然資源を有し、多様で魅力的な景観を育んできました。

一方で近年、生活様式の変化や価値観の多様化等により、これらの景観には馴染まないような形態・色彩を有する建築物が増えるなど、多くの問題や解決すべき課題が生じています。

このような状況の中、平成16年にはわが国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、全国各地で景観形成に関する積極的な取り組みが行われています。

本市においても、平成12年に制定された「村上市歴史的景観保全条例」による景観保全をはじめ、平成16年よりスタートした「むらかみ町屋再生プロジェクト」による町家の外観再生や、「町屋の人形さま巡り」等の景観を活かした活動が様々な地区で行われるなど、市民主体の景観づくり、地域づくりの取り組みが進められています。

このような背景のもと、本市にとってかけがえのない財産である素晴らしい景観を後世へ引き継ぎ、より積極的な景観づくりに取り組んでいくため、平成22年4月1日に景観法に基づく景観行政団体^{*}になりました。

これにより、今後は本市が景観行政の主体として、市民のみなさんのご協力を仰ぎながら、地域に根差した景観づくりに取り組んでいきます。

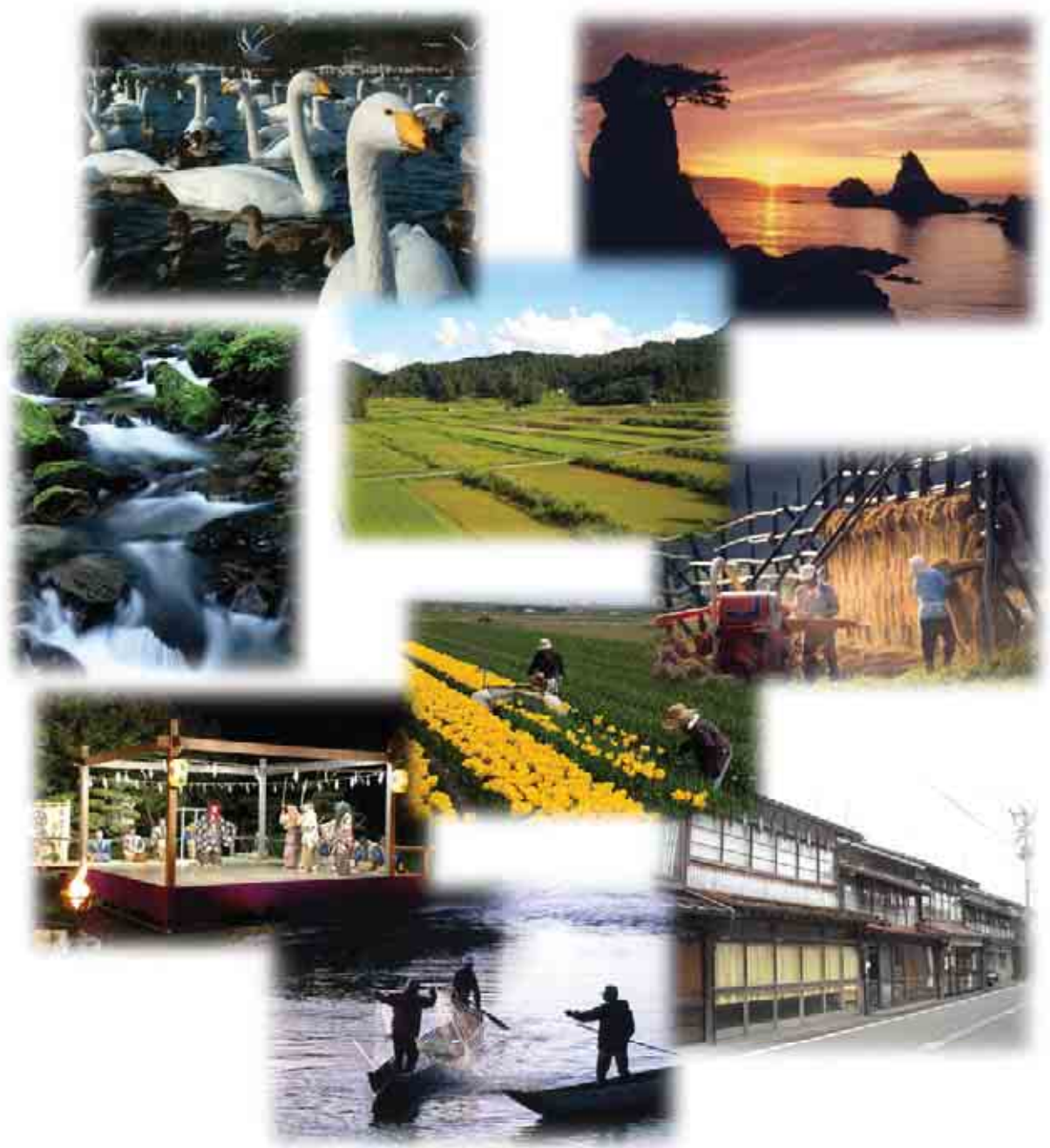
本計画は、本市の景観の現況を把握し、景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法等を示すとともに、計画実現に向けた方針やルール等の必要な事項を定め、市民・事業者・行政等の協働により、村上らしい魅力ある景観を後世へ引き継いでいくことを目指すものです。

※景観行政団体は、景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体で、指定都市と中核市は当該市が、その他の市町村は都道府県になります。その他の市町村は、都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができ、景観計画を定めることで法的効力を持つより実行力の高い各種取り組みを行うことができます。

第2項 本計画における「景観」の定義

景観と一括りに言っても、それぞれの地域ごとに様々な景観があります。景観はまち並みや風景だけではなく、日常の暮らしや営み、祭りや催し、心象風景等も含む幅広いものです。また、異なる自然条件や歴史・風土の中で、住み、働き、学び、憩い、触れ合うといった活動の積み重ねによって築かれてきた地域の個性や文化を表すものです。

本計画では、これらの「自然の営みによりつくられる景観」、「人々の暮らしや営みによりつくられる景観」、「暮らしや営み、取り組みや活動」等の総体を「景観」として捉え、これら相互の連携により、住む人がゆとりや豊かさを感じ、又は誇りや愛着を持てるような村上らしい景観づくりを目指すものとします。



第2節 景観計画の位置づけと構成

第1項 計画の位置づけ

村上市景観計画は、上位計画である「村上市総合計画」に基づき、本市の景観形成に関わる基本的な事項を定めるとともに、景観法に基づく法定計画として、景観法を活用するために必要な各事項を定めるものです。

なお、計画の推進にあたっては、村上市都市計画マスタープラン等の関連計画や各種個別計画・事業等との連携・調整を図ります。

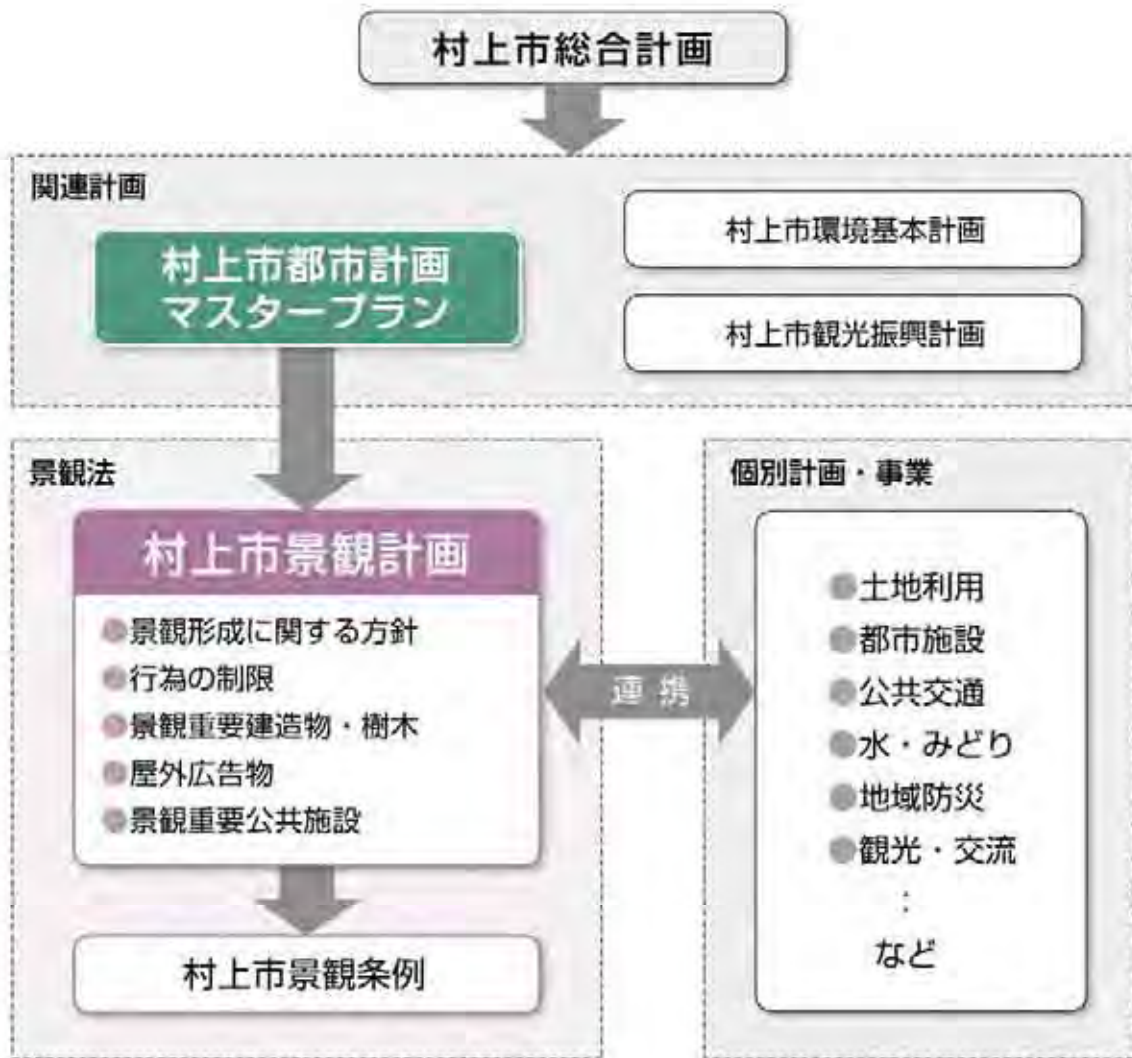


図. 計画の位置づけ

第2項 計画の役割・担うべき部分

村上市景観計画は、本市の景観形成に関する総合的な計画として、また、景観法に基づく法定計画として、以下の役割を担うものとします。

①景観形成に関する総合的な計画

本計画は、村上市総合計画や村上市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との連携・調整を図り、景観形成に関わる部門別計画として定めるものであり、本市の長期的・総合的な景観形成に関する指針としての役割を担います。

②景観法に基づく法定計画

本計画は、景観法第8条に基づく法定計画として、個別の景観形成行為を行う際の指針としての役割を担い、以下の項目について定めます。

【努力義務】

- ・良好な景観の形成に関する方針（法 第8条 第3項） [第3章]

【法定必須事項】

- ・景観計画区域（法 第8条 第2項 第1号） [第3章 第2節]
- ・良好な景観の形成のための行為の制限（法 第8条 第2項 第2号） [第4章]
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法 第8条 第2項 第3号） [第5章]

【法定選択事項】

- ・屋外広告物の制限に関する事項（法 第8条 第2項 第4号 イ） [第6章]
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項（法 第8条 第2項 第4号 ロ、ハ） [第7章]

景観法とは？

平成16年6月18日に公布された景観に関わる法律（法律第110号）です。

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。（景観法：第1条を引用）

景観法自体は、直接都市景観を規制しているものではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例をつくる際の法制度となっています。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれています。

第3項 計画の構成

景観計画は、以下の内容による構成とします。



図. 計画の構成

第2章

村上市の景観

第1節 村上市の現況

(1) 地形

本市は、新潟県の最北部に位置し、東部は朝日連峰の稜線を境界として山形県と接しており、西部は約50kmの海岸線を有して日本海と接しています。面積は、1,174 km²で新潟県の総面積（12,583 km²）のおよそ9.3%を占めています。

(2) 気候

気候は日本海型の気象区分に属し、年間平均気温は12.5℃で四季の移り変わりがはっきりしており、「北限の茶処」としても有名です。冬季の雪は「市営ぶどうスキー場」をはじめ、大毎のスノーマンがやってきたなどの地域イベントにも利用されるほか、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっています。

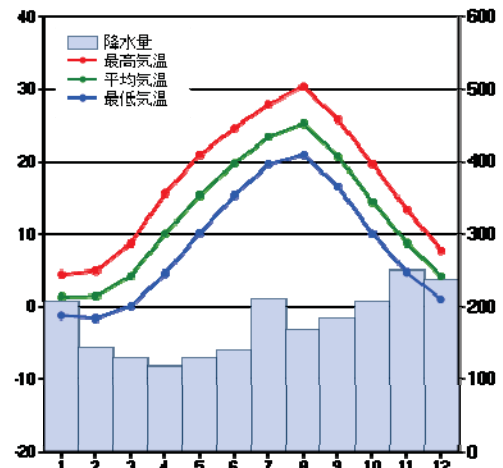


図. 村上の平均降水量及び平均気温
(統計期間：1981～2010/気象庁)

(3) 歴史・文化

村上市街地は、臥牛山（通称：お城山）に村上城が築かれた中世に形成され、現在においても城跡と旧城下の武家町・町人町・寺町のまち並みが、江戸時代からの地名や小路・街道等とともに残っています。

村上城下から庄内鶴岡に至る出羽街道は、江戸時代に出羽三山への参拝者や多くの旅人が通行した街道であり、旧街道沿いには大沢峠の石畳や中継の一里塚、猿沢・小俣の旧宿場のまち並みなど、江戸時代の雰囲気を残す場所が各所に残っています。荒川河口の港町であった塩谷、海老江は、胎内市の桃崎浜とともに江戸時代には荒川三湊と呼ばれ、浜通り沿いの宿場・港町としての歴史的風情が感じられます。

また、村上では古くから三面川の鮭を「魚の中の魚」を意味する『イヨボヤ』と呼んで貴重な財源として珍重し、江戸時代には自然ふ化増殖システムの『種川の制』を考案して鮭の増殖に努めてきたことから、独特の鮭文化を築いてきました。

このほか、村上、岩船、瀬波の三大祭をはじめとした各地域の祭り、獅子舞や能などの伝統芸能、地域の生活の中で育まれてきた多種多様な伝統・文化が今に受け継がれています。

(4) 土地利用

本市の地目別面積は、全体の約67%を森林が占めており、次いで田（約18%）、畑（約5%）の順となっています。このため、本市では大半の土地が森林の緑によって覆われているといえます。しかし近年、山間部では過疎化による山林や田畑の荒廃問題に加え、市街地においても空家・空地の増加が懸念されています。

(6) 建築

過去5年における年度別の建築状況を見ると、新築は平成20年度の173軒をピークに減少傾向にあります。増築は100軒前後、改築は60軒前後行われています。建築物の建て替えに伴う伝統的な家屋の減少や景観上不調和な建造物の増加が懸念されます。

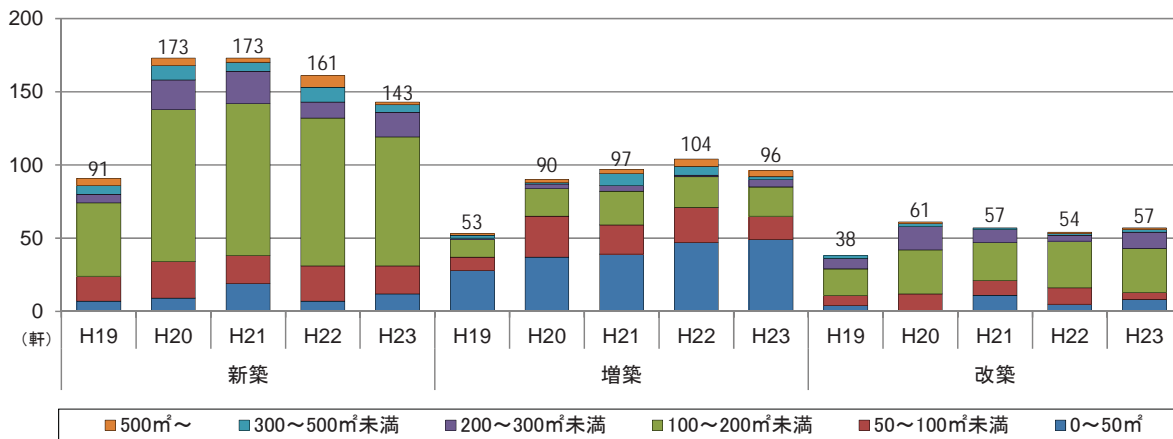


図. 近年の建築状況

資料：村上市 建築確認申請をもとに作成

(7) 市街地開発

近年、村上地域や神林地域の国道7号沿道では、商業店舗や工場等の開発が多く、屋外広告物や大規模建造物等については、周辺景観への配慮が求められます。

表. 近年の開発状況

年度	地域	面積(㎡)	用途
H19	村上	12,070	店舗
		3,739	建設機械置場
	神林	18,435	事務所及び駐車場
		3,330	工場
H20	神林	34,950	商業施設
H21	村上	7,230	一般住宅
		13,482	一般住宅
H22	村上、神林	14,212	店舗
H23	村上	11,954	店舗
		4,693	住宅用地

資料：村上市 開発登録簿

表. 近年の小規模開発の状況

年度	地域	造成面積(㎡)	目的
H20	村上	1,449	宅地分譲
		1,823	宅地分譲
		752	宅地分譲
H21	荒川	1,125	宅地分譲
H21	村上	1,332	宅地分譲
H22	村上	972	宅地分譲
		2,826	宅地分譲
		2,339	宅地分譲
	荒川	1,017	宅地分譲
H23	村上	1,608	宅地分譲
		2,442	宅地分譲
		2,731	宅地分譲
	荒川	2,054	宅地分譲
H23	荒川	872	宅地分譲

資料：村上市 位置指定道路一覧

(8) 景観に対する市民意識

平成23年7月に市民5,000名を対象に実施したアンケートでは、「自然景観の良さ」と「国道や県道沿い、駅周辺や商店街の景観の悪さ」を感じているようです。

また、景観を活かしたまちづくりを進めていくためには、「歴史的な建物や立派な樹木などを守り、保存していく」、「景観づくりの目標や基本方針をつくる」、「まちの顔となる重点ポイントの景観整備を進める」、「田園や伝統的な農村景観を守り、保存していく」といったことが必要と感じています。



問 今後景観を活かしたまちづくりを進めていくために、特に市が取り組むことは何だと思えますか？(複数回答)



【調査の概要】

- 調査期間
平成23年7月15日～8月29日 (46日間)
- 対象・配布数
18才以上の村上市民 計5,000名 (各地区1,000名を無作為抽出)
- 配布・回収方法
郵送配布・郵送回収
- 回答数
1,431通 (回収率: 28.6%)

図. 市民アンケート調査結果 (抜粋)

※市民アンケート調査の概要は参考資料に掲載

第2節 村上市の景観特性

本市には、私たちが先代から受け継いできた歴史的まち並みや、その暮らしと営みの中で作り上げられてきた文化的景観、そして美しい自然など、全国に誇れる素晴らしい景観がたくさん存在しています。

これらの景観は、「眺める場所（視点場）」と「眺める人」、そして「眺めるもの（対象）」の3つの関係から成り立っています。「眺めるもの（対象）」は、近いものから遠いものまで視野に入る景色全体を1つのまとまりとして捉えることになります。

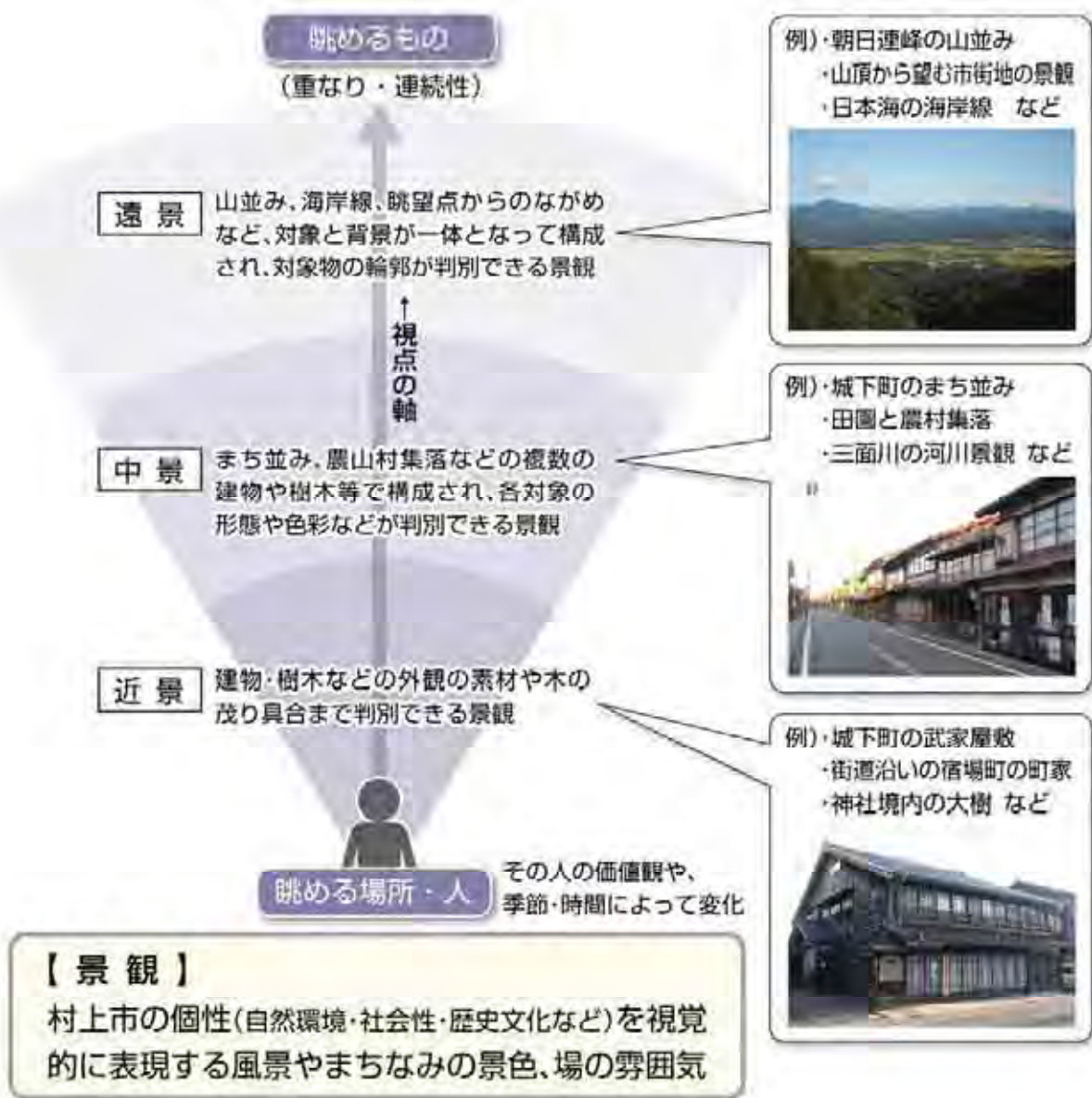


図. 村上市の景観の構成イメージ

(1) 美しい豊かな自然環境

本市の特徴的な景観の一つに、山林部から沿岸部まで広がる広大な自然景観があります。

朝日山系からなる山林地には、ブナの原生林が広範囲にわたって分布し、国立公園にも指定されている磐梯朝日国立公園をはじめとした雄大な山林景観を形成しています。これらの山々を源とする河川には、3年連続で水質日本一にも輝いた清流荒川や、村上の鮭文化を伝える三面川や大川など、市民に親しまれた河川が日本海に注いでいます。50kmにも及ぶ海岸線には、日本海の荒波の浸食によってできた奇岩の立ち並ぶ笹川流れや白砂青松の景勝地であるお幕場森林公園など、多種多様な自然景観に恵まれています。

これらの自然景観は、市街地や集落の背景となる景観を形成し、私たちの生活に彩りと潤いを与えてくれます。

【代表的な構成要素】

- **山林**：磐梯朝日国立公園、山熊田溪谷、日本国、鳴海金山、高坪山、鷲ヶ巣山、下渡山、臥牛山、要害山
- **河川**：荒川、三面川、高根川、大川、勝木川
- **海岸**：瀬波笹川流れ粟島県立自然公園、お幕場森林公園、「波の花」の風景



山林景観（朝日山地）



河川景観（荒川）



海岸線の景観（笹川流れ）



都市公園（お幕場大池公園）

(2) 市街地の歴史的なまち並み

村上市街地には、村上城の石垣が残るお城山をはじめ、城下町として栄えた旧武家町や旧町人町、寺町の町割りが今も変わらず受け継がれており、国の重要文化財である若林家住宅をはじめ、点在する武家屋敷や生垣が閑静な佇まいを見せています。また、多くの町家や寺院などの歴史的なまち並みが残っているほか、城下町特有の「山当て」と呼ばれる手法により、主要な通りからは背景となるお城山や山居山、下渡山等の山々を望むことができます。

瀬波や岩船といった村上城下の外港として栄えた地域には、旧街道を中心に歴史的な建造物が残り、これらのまち並みを背景に行われる村上三大祭は、勇壮な祭りとともに、風情あるまち並みに城下町の歴史と栄華を感じることができます。

【代表的な構成要素】

- まち並み : 旧武家町、旧町人町・寺町、安善小路と黒塀、岩船、瀬波
- 歴史的建造物 : 若林家住宅等の武家屋敷、町家、旧村上貯蓄銀行
- 寺社 : 浄念寺、安善寺の山門、羽黒神社、石船神社、西奈弥神社



お城山（臥牛山）の石垣



城下町の「山当て」



寺町のまち並み（安善小路と黒塀）



村上大祭

■歴史的まち並みにおける建物の配置と屋根形態について

建物が連なって構成されるまち並み景観では、敷地に対しての建物の「配置」や、屋根の“かたち”や“向き”といった「屋根形態」が、景観の構成要素として大きく影響します。

【建物の周囲に空地を確保している屋敷型の配置】

村上の旧武家町地区では、前庭や周囲に空地を確保した屋敷型の配置で、周囲には生垣を設置しています。農村や山村等の集落部でも、屋敷型の配置となっています。



旧武家町や集落部で見られる屋敷型の配置

【切妻造の平入の町家】

町場や街道沿いの宿場町等は、建物が連担した町家型の建て方となっています。

村上の旧町人町地区や瀬波地区の町家では、伝統的な様式として“切妻造”の屋根形態が多くを占めており、屋根の向きは“平入”で間口が狭く奥行きが深い様式となっています。

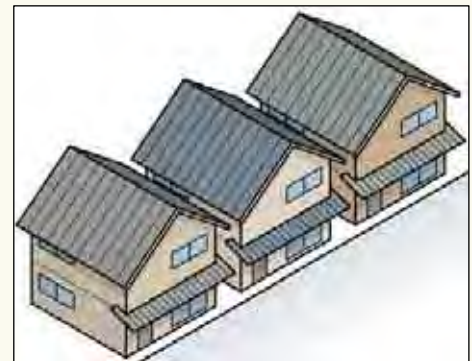


切妻造の平入の町家

これらは京町家などでよく見られる様式ですが、本市では上記地区以外に見られません。

【切妻造の妻入の町家】

塩谷地区や猿沢地区の町家では、伝統的な様式として“切妻造”の屋根形態が多くを占めており、屋根の向きは三角の部分が通りに面する“妻入”となっています。



切妻造の妻入の町家

日本一長い妻入のまち並みとして有名な出雲崎などで見られます。

【切妻造の平入と妻入が混在した町家】

岩船地区の町家では、伝統的な様式として“切妻造”の屋根形態で、表側が“平入”、その奥に“妻入”がつながる平入と妻入が混在した町家が見られます。

これは岩船地域の歴史的建造物の特徴的な要素であり、新潟市の下町などでも同様の様式が見られますが、他地域ではあまり見られません。



表が切妻造の平入、奥が妻入の町家

(3) 生活に根差した集落の景観と生業（なりわい）

山林部から海岸部まで豊かな自然に恵まれた本市には、自然条件を生かした農林漁業が営まれてきました。寝屋や桑川等に代表される漁港と周辺の舟小屋や漁村集落、朝日地域や山北地域の山村集落など、暮らしと生業により創り出された景観は、独自の気候風土や固有の文化等によって培われた地域の景観と言えます。また、平野に広がる田園風景やユリ・クロッカス等の花卉園芸は、身近に四季を感じられ、暮らしに潤いとやすらぎを与えてくれます。

この他に、村上の鮭文化や六斎市、北限の茶処である村上茶の茶畑など、各所に村上の暮らしと生業が密接に結び付いた景観を見ることができます。

【代表的な構成要素】

- 田畑並木：田園、茶畑、クロッカス畑、ハサ木、羽下ヶ渚の桜並木
- 集落：大栗田の集落、海老江の港町、塩谷の港町、出羽街道の猿沢・北中・小俣宿
- 温泉街：瀬波温泉
- 暮らし：六斎市、三面川の鮭漁、大川のコド漁、塩引き鮭のある風景



漁港（寝屋）



山村の景観（中継）



田園風景（牛屋）



塩引き鮭を干している風景（庄内町）

(4) 河川や海岸、街道による美しい景観軸

先に示した自然や歴史そして集落は、河川や海岸あるいは街道などの軸によってつながりを持っています。本市を代表する河川である三面川は、上流域にあたる朝日連峰の自然景観からはじまり、三面溪谷やスーパーラインなどを経て、中流域の里山・田園・集落などの景観につながり、下流域では市街地に近接し、アユ釣りや桜堤、そして河口部の浜辺という形で様々な景観を有しています。これらは1つの河川を通じて人やものが行き来し、生活や文化が相互に関係しあいながら育まれてきたものです。

同様に荒川や大川などの河川のほか、北前船による湊や海岸のつながり、出羽街道・米沢街道による道のつながりが存在し、今もなお様々な人やものが結び交わる物語を形成しています。

こうした多様な景観をつなぐ軸が数多く存在し、市民生活の連携のみならず、今では観光面でも重要な役割を担っていることも本市の特徴と言えます。

【代表的な構成要素】

- 河川の軸：三面川、荒川、大川（河川流域によるつながり）
- 海岸の軸：北前船（湊のつながり）、国道 345 号（日本海夕日ライン）
- 街道の軸：出羽街道・米沢街道（集落や宿場、村上城下のつながり）



河川の軸（三面川）



河川の軸（荒川）



海岸の軸（国道 345 号：日本海夕日ライン）



街道の軸（出羽街道）

(5) これまでの取り組み・活動

本市では、旧武家町における「歴史的景観保全条例」による景観保全をはじめ、「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」、塩谷地区の「町並み景観再生プロジェクト」など、これまでに市民が主体となった様々なまち並みづくりの取り組みが行われています。

また、これら地域の景観を生かした「町屋の人形さま巡り」、「町屋の屏風まつり」、「宵の竹灯籠まつり」、「日本国の山開き」などの催しが行われ、地域に活気を与えています。

このほか、市民協働のまちづくりでは、荒沢集落の蔵王様景観環境保全事業や瑞雲・釜杭集落のホタルを守る会の活動など、自然環境や景観の保全・形成に住民が主体となって取り組んでいます。

【代表的な構成要素】

- 景観づくり：旧武家町の景観保全、むらかみ町屋再生プロジェクト [旧町人町]、黒塀プロジェクト [安善小路周辺]、町並み景観再生プロジェクト [塩谷]
- 祭り催し：町屋の人形さま巡り、町屋の屏風まつり [以上旧町人町]、宵の竹灯籠まつり [寺町周辺]、日本国の山開き [小俣]



景観づくりの事例① 旧武家町の景観保全

旧武家町では、武家屋敷の保存事業や平成2年に行われた伝統的建造物群保存対策調査等を契機に、歴史文化に対する関心が高まり、平成7年にはお城山周辺地区のまちなみ形成ガイドラインを作成。

住民の代表により組織された「町並保存推進協議会」が市との具体的な協議を進め、7割を超える住民の賛同を得た上で、平成12年にはまちなみ形成ガイドラインをもとにした「村上市歴史的景観保全条例」を制定し、旧武家町の約100haの地区を景観形成地区に指定。

地区内には国の重要文化財に指定されている若林家住宅に代表される武家屋敷が点在し、生垣の設置や住宅外観の修景等に対する助成制度があり、緑豊かな住環境の創造と景観形成が進められている。



まいづる公園



生垣のある風景

景観づくりの事例② 旧町人町・寺町の取り組み

旧町人町・寺町では、平成9年に道路拡幅に伴う大規模な近代化計画が持ち上がる中、村上に残る貴重な町家を保存するために「村上町屋商人（あきんど）会」を結成。手書きの散策地図を配布し、観光客に町屋内部の公開を開始。

平成12年には、町屋の中でひな人形を公開する「町屋の人形さま巡り」や「町屋の屏風まつり」等の各種催しを開始し、今では毎年十数万人もの人が訪れる一大イベントへと成長。

平成14年には、市民の力で昔の黒塀を復活させようと「黒塀プロジェクト」が立ち上がり、安善小路を中心に「黒塀一枚1,000円運動」により資金を集め、黒塀づくりを開始。平成16年には、全国初の市民基金を設立し、「むらかみ町屋再生プロジェクト」として町家の外観再生に着手。

現在までに再生された黒塀や町屋は着実に増え続け、城下町にふさわしい歴史的な景観を形成している。



黒塀で修景された安善小路



外観が再生された町家

景観づくりの事例③ 塩谷集落の取り組み

塩谷集落では、平成 15 年の大学による集落調査が契機となり、まち並み保存による「住んでよかった地域づくり」と、「帰りたいと思える故郷づくり」を目指し、平成 16 年に「塩谷活性化推進協議会」を設立。北前船で栄えた伝統的な町家と醸造蔵のまち並みを活かし、町家見学や環境美化活動等を行っている。

平成 17 年には集落全体を見渡すことができる稲荷山の展望台が建設され、平成 21 年には新潟県の「景観づくりモデル地区支援事業」の対象となり、ワークショップの開催や「焼印付すだれ」の制作等を行った。

平成 24 年には新潟県の「地域活性化モデル事業」により、「塩谷地区町並み景観再生プロジェクト」として、住民による出格子の再生や案内板の制作など、歴史的なまち並み再生の取り組みが行われている。



住民の手作業による出格子製作



完成した出格子窓

景観づくりの事例④ 市民協働のまちづくり

本市では、各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指して、平成 22 年より市民と行政の協働によるまちづくりに取り組んでいる。

各地域で景観づくりに関連する取り組みも行われており、舘腰地域では、瑞雲、釜杭集落で用水路周辺の清掃活動やホタルのえさになるカワニナの採取・放流等のホタルを守る活動を実施。

塩野町地域では、蔵王山の参道や新保岳登山道の整備、危険個所の把握や植樹などを住民が主体となって実施するなど、自然景観という地域の観光資源を活かした観光資源整備事業を実施。

このほか各地域で多彩な活動が進められており、今後も様々な景観づくりに関連する取り組みが行われることが期待されている。



瑞雲、釜杭集落でのホタルを守る活動（舘越）



荒沢集落民等による手づくりの山道整備（塩野町）

第3節 景観づくりの課題

(1) 景観を阻害する行為の増加

①山林や農地等の荒廃地や野積みされた土石・廃材等

山間地域では、露出した山肌や荒廃した松林等が散見され、田園地域では、耕作放棄地が増加傾向にあるなど、本市の特徴である豊かな自然景観や田園景観の荒廃・減少が懸念されます。

また、幹線道路沿道やまとまった低未利用地等では、建設工事に伴う土石や廃材等が野積みされるなど、屋外の堆積物が眺望景観を阻害しています。



土砂の堆積



廃棄物の堆積

②市街地や集落のまち並み景観を損なう不調和な建造物

本市には、村上城下町をはじめとし、港町や宿場町などの多種多様な歴史的まち並みが存在する一方で、建て替えや住み替えなどの建築更新に伴う歴史的建造物の喪失など、貴重な歴史的まち並みの減少が懸念されます。

また、市街地や集落においても、まち並みや自然環境に不調和な色彩・形態等の建築物が散見され、魅力ある生活環境を阻害する一因にもなります。



色彩的に不調和（合成写真）



形態が不調和（合成写真）

③自然・田園等の眺望景観を損なう建造物や広告物

幹線道路沿道を中心としたロードサイド型商業施設や目立つ色彩・形態の屋外広告物など、背景となる自然・田園景観の眺望を阻害する建造物が散見されます。

また、日本海東北自動車道をはじめとする大規模な施設整備は、周辺の景観に大きな影響を与えるものであり、行為に伴う景観への配慮はもとより、十分な事前説明や合意形成が求められます。



ロードサイドショップ



眺望景観を損なう屋外広告物や電線類

(2) 景観の悪化を招く社会的な要因

①社会環境の変化、多様化

近年の車社会の進展や市民の暮らし方の変化、価値観の多様化等を背景に、周囲の景観と調和しない住宅等が増えてきています。

例えば、歴史的市街地では、これまで存在していなかった駐車スペースの確保が必要となり、連担している市街地においては住宅における防火性能が求められます。これにより、地域の伝統的な様式を継承していくことが困難な地域もあり、今あるまち並み景観を維持・保全していくためにも新たな仕組みや対応が求められています。



違和感を与える車庫（合成写真）



景観を損ねる自動販売機や室外機

②施設の維持管理の不足

急速な少子高齢化や過疎化の進展等を背景に、市街地中心部や集落部では後継者の不在が顕著であり、空地・空家の増加や維持管理者の不在による建物の老朽化や荒廃など、景観の悪化を招いています。

山林、河川、海岸、公園等においても管理が行き届かず、周辺の景観を阻害している施設も見られ、適切な維持管理による良好な景観の維持・形成が求められます。



連坦する中の空地



荒廃した建物

(3) 自然景観の荒廃の危惧

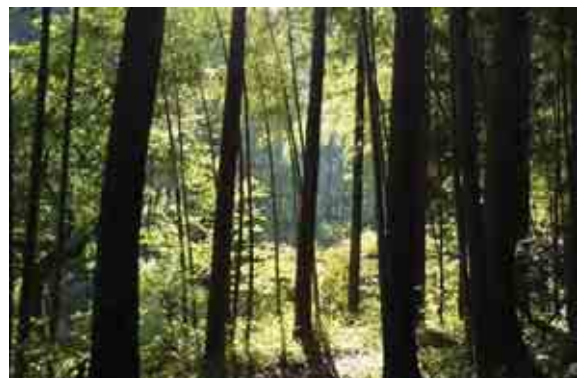
①森林環境の保護・保全

本市には、ブナ林に代表される貴重な自然林のほか、中山間地域の里山など多様な植生を育てており、豊かな自然景観を形成しています。

これらの景観を将来にわたって守っていくために、植生・生態系の保護や水源の涵養などに配慮し、森林環境を保全していくことが求められています。



さけを守るための森林づくり活動の様子（植樹）



守らなければならない貴重な森林

②水辺景観の再生

本市の海岸地形は、笹川流れに代表される北側の岩石海岸と、南側の砂浜海岸により良好な景観を形成していますが、冬季風浪等による海岸浸食のほか、護岸工事や開発等による海浜植物の減少など、砂浜の再生と海岸の保全が求められています。

また、河川においては水害や河川整備等に伴い、過去に比べて河川流域の水生植物等の減少が多く見られます。より魅力的な水辺景観を創出するためにも、これらの河川環境の再生や親水空間の創出が求められています。



浸食が懸念される海岸線



瀬波海岸に自生しているセナミスミレ

(4) 景観を守るための制度の不在

①最低限の景観悪化を防ぐ

本市では、土地利用区分等に応じた様々な法制度により、市全域において土地利用の規制は行われている一方で、景観的な観点から見ると、比較的緩い規制となっています。

本市の貴重な景観を維持・形成していくためには、周囲の景観に大きな影響を与えるような行為等を防ぐ最低限の規制誘導が必要と言えます。

②特に貴重な景観を守る

旧武家町地区では、村上市歴史的景観保全条例により、景観を保全していくための規制誘導手法が設けられています。しかしながら、本条例は景観法制定以前の自主条例であるため、法的拘束力がありません。

また、本市には、旧武家町以外にも歴史的価値の高いまち並みが多数存在するほか、個々の建造物等についても、特に景観的価値が高く、保全が求められているものが多数存在します。

③村上らしい良好な景観を創る

今ある良好な景観を守っていただくだけではなく、今後もより良い景観を創っていくために、市民・事業者・行政の協働により、村上らしい景観を育てていくための仕組みが求められています。

第3章

良好な景観の形成に 関する方針

(法 第8条 第3項)

第1節 村上らしい景観づくりの考え方

第1項 景観づくりの目標像と基本理念

前述の景観特性や課題を踏まえ、魅力ある景観づくりに向けた本計画の目標像を定めます。また、市民がイメージを共有し、村上らしさを守り育てていくための基本理念を以下に掲げます。

【景観づくりの目標像】
美しい自然や歴史・伝統と
暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち

【基本理念】

- 私たちは、ブナの森やクマタカが飛ぶ風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、清流と四季折々の草花が織りなす風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、夕日が映えるはまなすの丘や笹川流れの風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、城下町のまち並みや宿場町の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、地域の生活文化に根差した集落の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、歴史と文化が醸し出す風景をいつまでも輝かせます。



第2項 美しい景観づくりの視点

本市にある良好な景観を後世へ引き継ぎ、景観づくりの目標像を実現するための視点を、以下のように設定します。

(1) 良い景観を守り創り、悪い景観を直し防ぐ

- ・市全域での緩やかな規制誘導による突出した悪い景観創出の防止
- ・良い景観を守り、創っていくための指針となる景観形成基準の設定
- ・市民ひとり一人がより良い景観を目指すための努力義務の設定



(2) 村上らしさを磨き、育てる

- ・村上らしさを伝える山林、河川、海岸等の豊かな自然景観の保全
- ・地域固有の歴史的なまち並み景観の保全・形成
- ・特に重要な景観を有する地区の重点的な景観形成の推進
- ・村上らしさを象徴する眺望景観の保全
- ・市民に親しまれている景観的価値の高い建造物等の保全
- ・今まで受け継がれてきた村上らしい暮らしや生業、伝統行事等の維持・継承
- ・河川や海岸、街道などによる景観の連続性の維持・継承や相互連携

(3) 地域に根差した“本物”の景観づくり

- ・村上らしさの背景となる地域に根差した伝統や生活文化の尊重
- ・伝統的な技法や構法、素材や意匠等における“本物”の追及
- ・画一的な景観にならないような地域固有の景観の育成
- ・周囲の自然・歴史環境と調和する全体としてまとまりのある景観の形成

(4) 市民主体の景観づくりと行政の先導的支援

- ・地域住民が主体となった景観づくりの推進
- ・景観づくりの理解を深めるための情報発信や活動の推進
- ・景観づくりを先導する人材の育成や体制の整備
- ・公共施設等の整備の際の十分な景観配慮

第2節 景観計画区域 (法第8条第2項第1号)

第1項 景観計画区域の設定

景観づくりの視点を踏まえ、本計画の対象となる景観計画区域は、村上市全域とします。また、景観計画区域は、本市の自然環境や市街地の特性、歴史・文化等の地域の実情に応じて、4つの「市街区域」と3つの「自然環境区域」に区分します。

さらに、村上らしい良好な景観形成を牽引するために、特に重点的・先導的に景観形成に取り組むべき地区を「重点地区」として指定し、よりきめ細かく優先的な景観づくりに努めます。

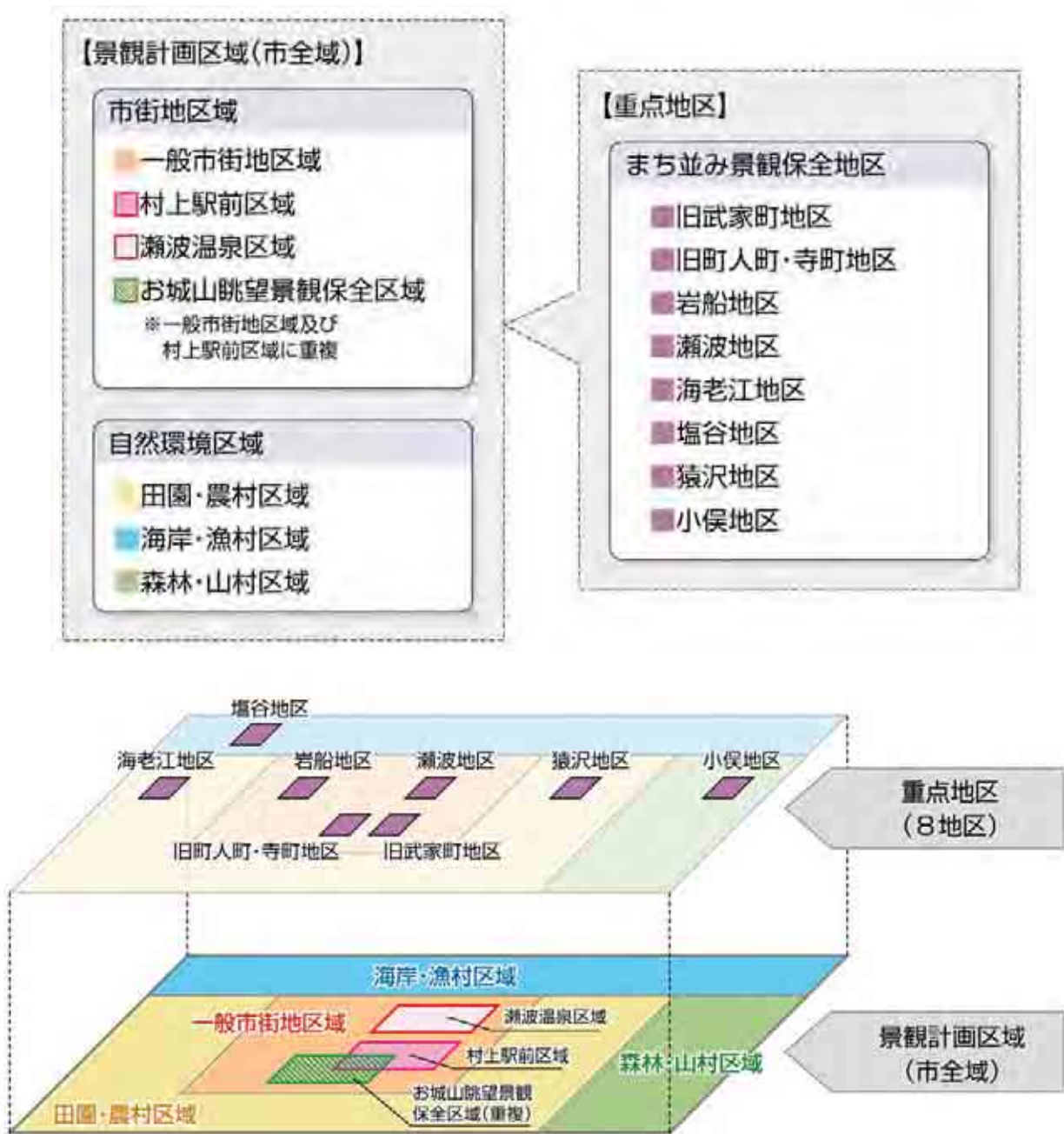
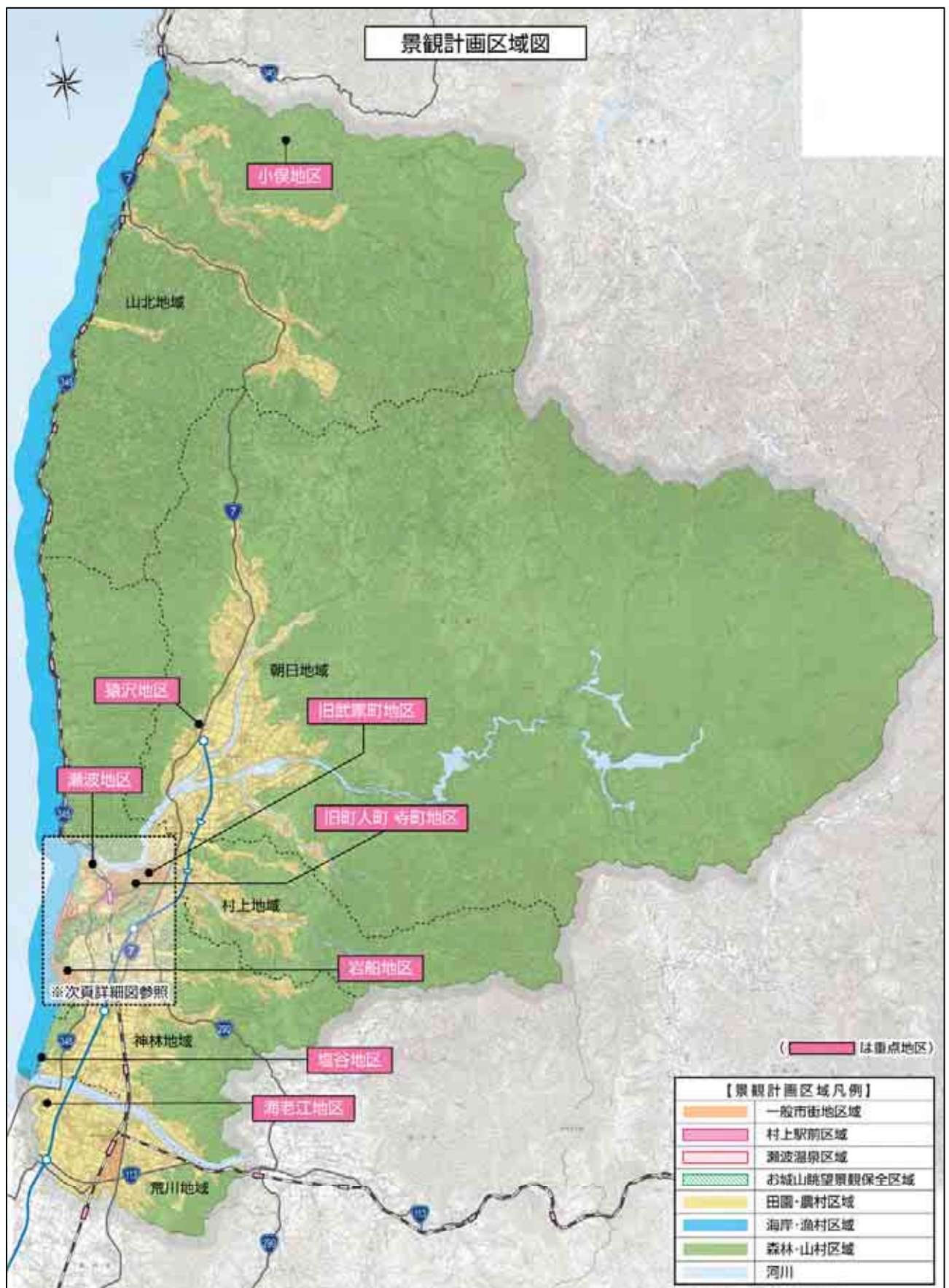
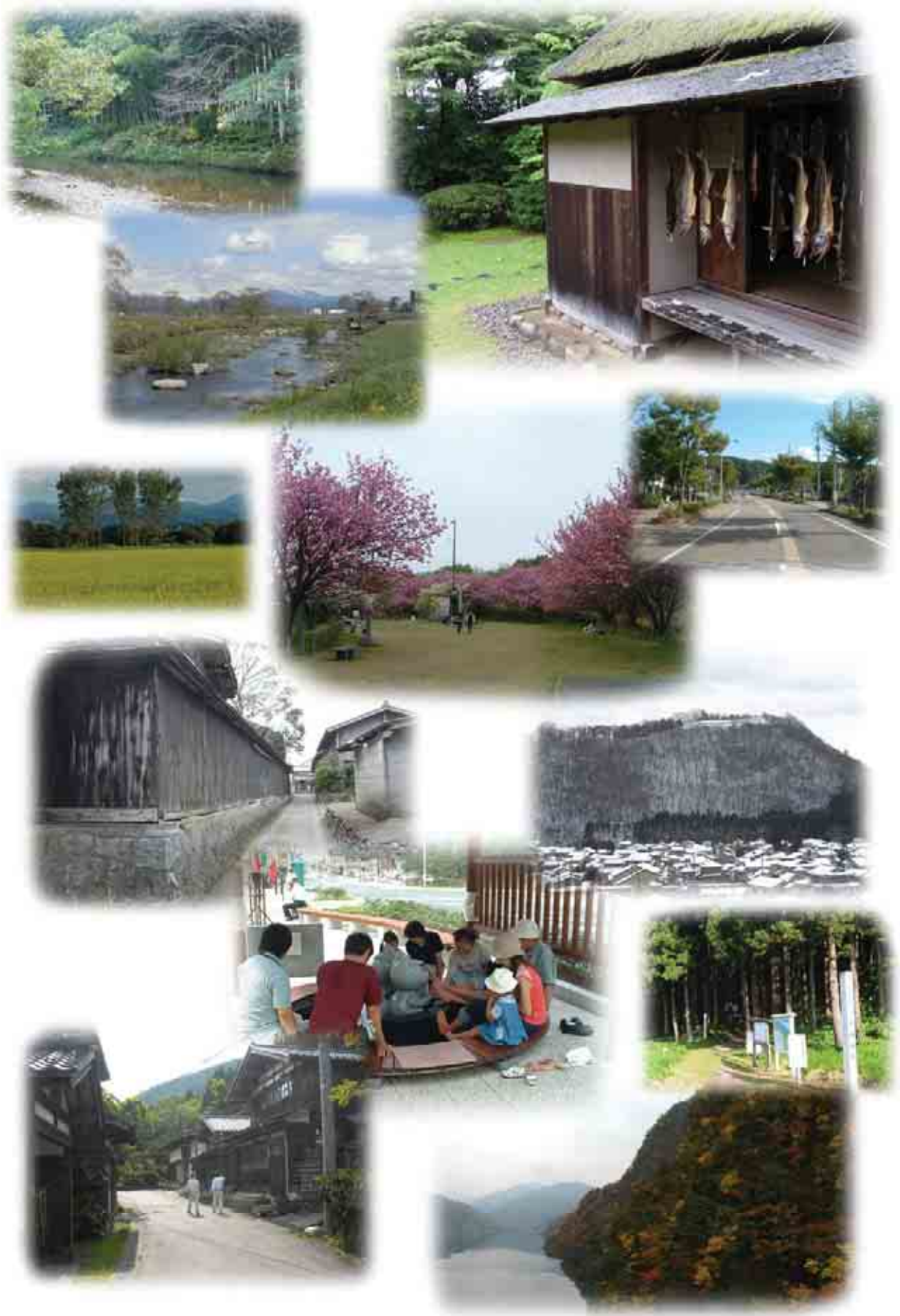


図. 区域設定のイメージ



景観計画区域図(市街地の拡大図)





第2項 景観計画区域における景観形成に関する方針

1 一般市街地区域

1) 区域の概況

一般市街地区域は、用途地域のうち、村上駅前区域と瀬波温泉区域を除いた市街地の区域です。村上市街地では、村上城下町の歴史的まち並みを含む既成市街地と、その縁辺部の新興市街地、幹線道路沿道の商業施設等により形成されています。村上の中心部からは、お城山をはじめとした下渡山や山居山等の山々を望むことができるなど、周囲の自然景観を感じることができます。

岩船市街地では、港町の面影を残す歴史的なまち並みを含み、港湾施設や周辺の住宅地等が市街地を形成しており、荒川市街地では、坂町駅を中心に商業地や住宅地が広がっています。

一方で、既成市街地では高齢化や過疎化等に伴う空地・空家の増加や担い手不足が顕著であり、幹線道路沿道では、周辺環境や後背地の眺望景観を阻害する屋外広告物等も散見されます。

2) 景観の特色

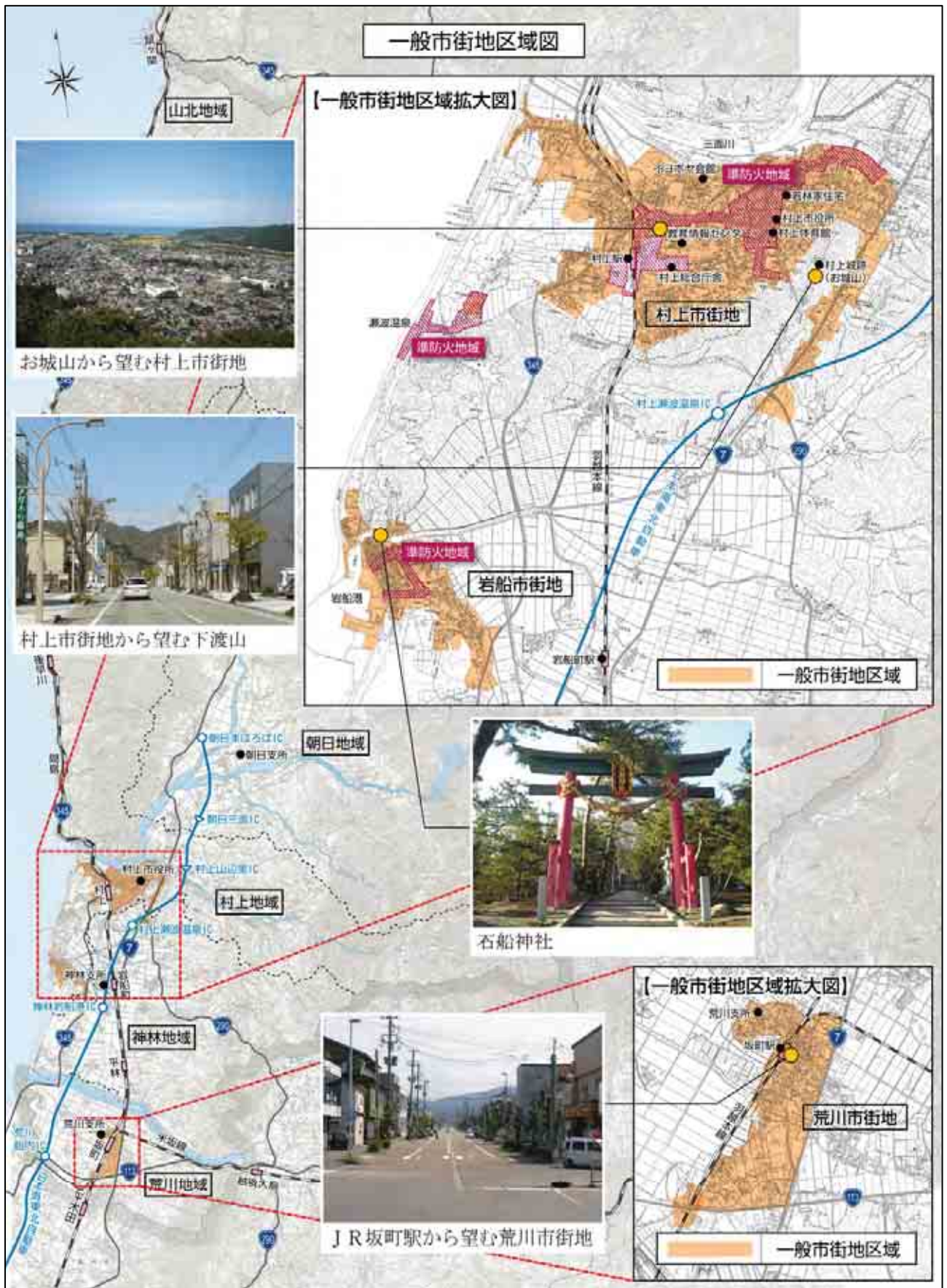
お城山、城下町のまち並み（旧武家町、旧町人町、寺町）、安善小路と黒塚、記念公園（まいづる公園）、鮭公園、石船神社、坂町駅前の市街地 など

3) 基本方針

緑豊かで落ち着いたある市街地景観の形成

4) 個別方針

- 周辺環境への景観配慮による落ち着いたある住環境の形成
- 既存の住宅地や商店街との調和を図り、一体感を感じられる景観の形成
- 幹線道路沿道等における遠景の山々を望む眺望景観の確保や沿道の緑化
- 工業地では緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮した景観の形成
- 歴史的な市街地におけるまち並みや建造物等の保全
- 特に重要な建造物等は、周囲の景観形成を先導する貴重な景観資源として、保全・活用に努める
- 祭りや伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持・継続
- 受け継がれてきた地域固有の暮らしの継承



2 村上駅前区域

1) 区域の概況

村上駅前区域は、駅東側の商業地域及び近隣商業地域の一部と、駅西側の土地区画整理事業実施箇所を含む範囲で、村上駅を中心に周辺の賑わい創出を目指す区域です。村上の玄関口となる駅東側には、村上総合病院や村上地域振興局といった高層建築物が立地しています。駅西側は、村上駅西区画整理事業により、今後の開発余地を残しています。

また、駅前から延びる市道南線からは、村上城下町のシンボルである「お城山」を望むことができます。

2) 景観の特色

村上駅、駅前空間、お城山への眺望景観 など

3) 基本方針

村上の玄関口にふさわしい、
賑わいと風格が感じられるおもてなし景観の形成

4) 個別方針

- 個性と賑わいを感じられる駅前空間の形成
- 緑豊かな街路樹やゆとりのあるオープンスペースの創出
- 公的空間と私的空間に跨る魅力的なセミパブリック空間（ポケットパークなど）の創出
- 建物低層部における賑わいと活力を感じられる憩いの空間の形成
- 建物中高層部における統一感と落ち着きのある景観の形成



3 瀬波温泉区域

1) 区域の概況

瀬波温泉区域は、商業地域と県立自然公園第3種特定地域を含む範囲で、温泉地としての賑わいを形成している区域です。温泉街には高層の宿泊施設等が建ち並び、本市の中で最も高い建物が立地しています。

石油掘削中に熱湯が噴出した温泉地には、源泉やぐらを中心に噴湯公園が広がり、豊富な湯量を誇ります。砂浜の松林が続く瀬波海岸に面しており、日本海に沈む絶景の夕日を望むことができます。

2) 景観の特色

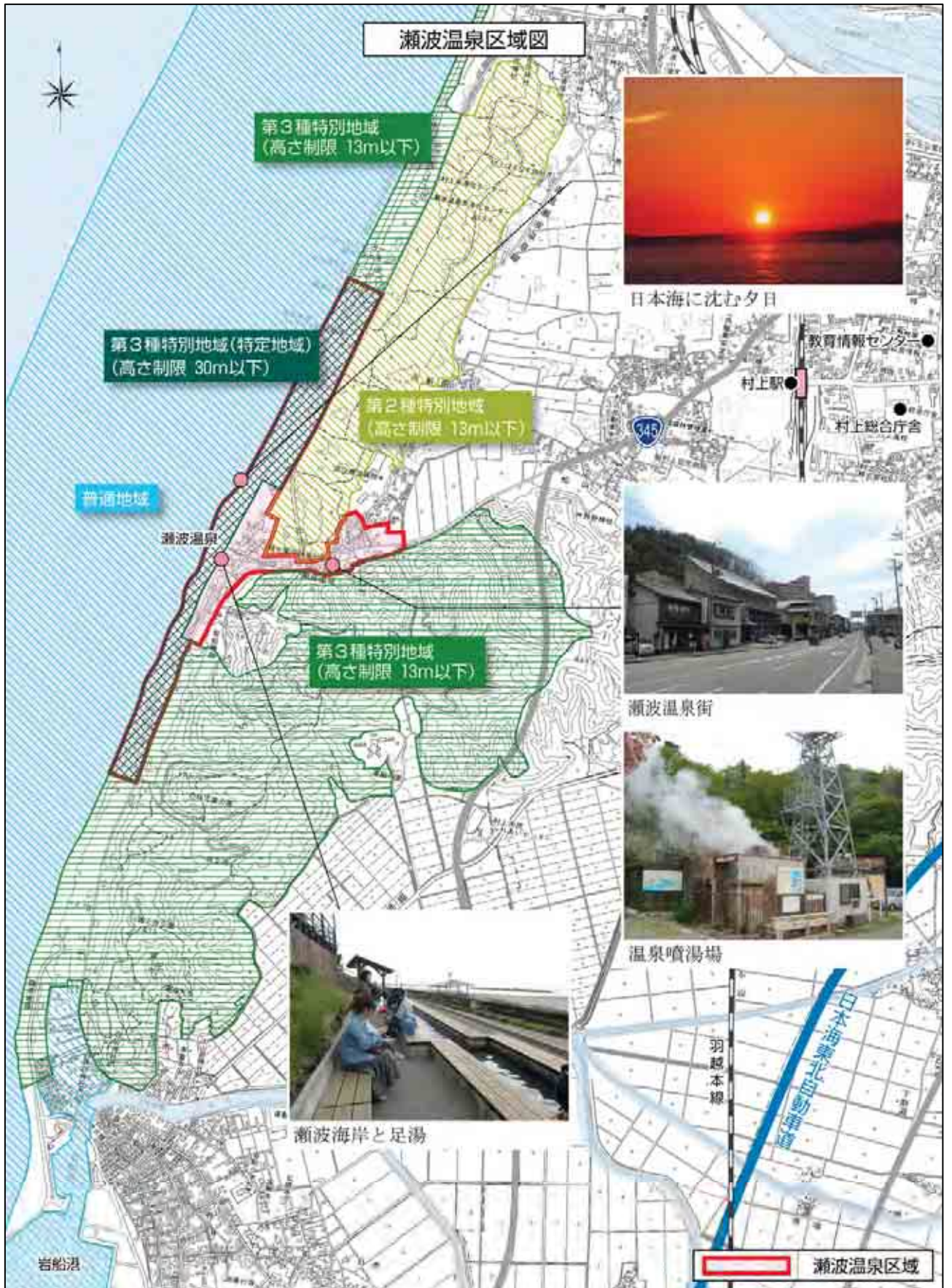
瀬波温泉街、噴湯公園、瀬波海岸、砂浜と松林、セナミスミレ、ハマナス など

3) 基本方針

村上を代表する温泉地として、
潤いと安らぎを与えるおもてなし景観の形成

4) 個別方針

- 観光客と住民の双方が散策し、楽しむことができる環境づくり
- 主要な通りにおける植栽、賑わいづくり
- 温泉噴湯場を活かした景観づくり
- 周囲の海岸や松林等の自然環境の保全
- 隣接する日本海への眺望景観に配慮し、全体として潤いのある景観の形成
- セナミスミレをはじめとする貴重な海浜植物等の保全
- 松林と砂浜が一体となった砂丘の海岸線の維持・保全



4 お城山眺望景観保全区域

1) 区域の概況

お城山眺望景観保全区域は、市道南線と一般県道村上神林線の沿道で、村上城下町のシンボルであるお城山の眺望景観を保全する区域です。一般市街地区域と村上駅前区域に重複し、各区域の景観づくりと合わせてお城山への眺望景観の保全を図ります。

村上城下町への玄関口となる村上駅前及び山居町交差点からお城山へ向かう通りで、正面にお城山を望むことができるとともに、沿道には街路樹が立ち並び、緑豊かな景観を形成しています。

一方で、電柱・電線類をはじめ、屋外広告物などの眺望景観を遮る工作物等も散見されます。

2) 景観の特色

お城山への眺望景観、沿道景観、街路樹 など

3) 基本方針

“お城山”を望むシンボル通りの形成

4) 個別方針

- 沿道のどこからでも村上城下町のシンボル“お城山”を望めるような眺望景観の確保
- 建築更新に合わせた建物の高さや壁面線の統一によるスカイラインの形成
- 色彩等の形態意匠の配慮によるまとまりのあるまち並み景観の形成
- 無電柱化等の検討等も含め、屋外広告物の集約化や工作物等の景観配慮によるすっきりとした沿道景観の形成
- 宅地内緑化や街路樹等による潤いのある緑豊かな道路空間の形成

5 田園・農村区域

1) 区域の概況

田園・農村区域は、平野部の農地と周辺の集落が形成されている区域です。遠く朝日連峰の山並みを背景とし、山裾の平野部にはハサ木や屋敷林等の原風景と豊かな田園景観が広がるほか、日本一の生産高を誇る荒川のクロッカス畑や北限の茶処である村上茶の茶畑など、色とりどりの田園景観を各所で見ることができます。

また、村上城下から鶴岡城下に至る出羽街道をはじめとする街道沿いの宿場町など、今でも歴史的な面影を残す集落が点在しています。

一方で、集落においては高齢化や過疎化等に伴う空地・空家の増加や担い手不足が顕著であり、周辺部では耕作放棄地の増加などの課題を抱えています。

2) 景観の特色

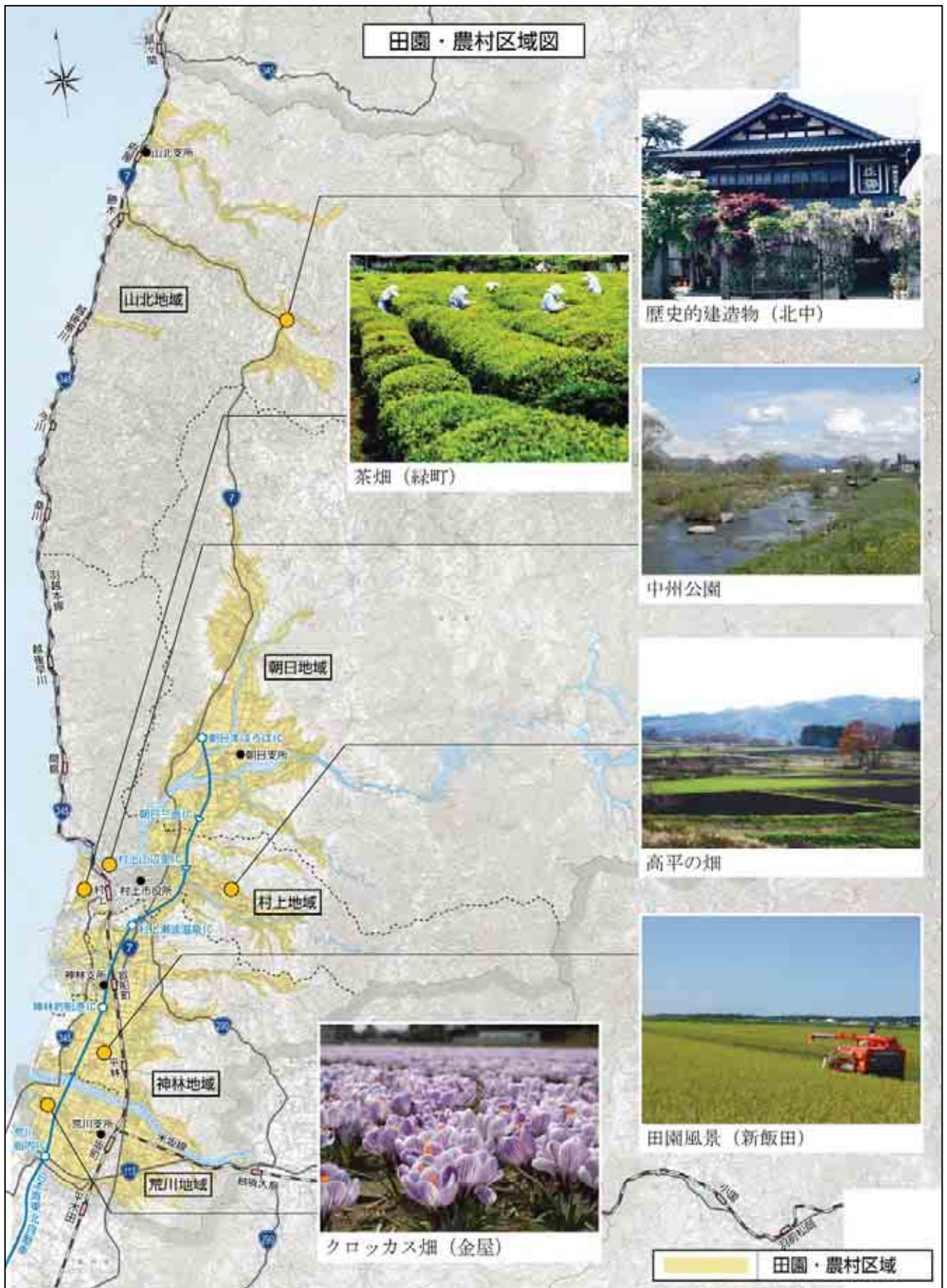
荒川、三面川、種川、中州公園、お幕場森林公園・大池公園、ハサ木と田園風景、茶畑、高平の畑、ユリ・クロッカス等の花卉栽培、水辺の学校（桜並木）、猿沢宿、北中宿など

3) 基本方針

豊かな自然と故郷が感じられる田園景観の形成

4) 個別方針

- 一体的な広がりのあるまとまった農地の保全
- 地域住民の原風景である田園景観の保全
- 地域固有の文化や暮らしなどの維持・保全
- 周辺環境への景観配慮による落ち着いた集落景観の形成
- 遠くから眺められることを意識した集落の背景となる眺望景観の形成
- 歴史的建造物等の保全を図り、周囲の自然や歴史性に配慮した景観の形成
- 祭り・神楽や伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持・継続
- 受け継がれてきた地域固有の暮らしの継承



6 海岸・漁村区域

1) 区域の概況

海岸・漁村区域は、日本海に面する海岸部や漁港と、周辺の集落が形成されている区域です。瀬波笹川流れ栗島県立自然公園にも指定されている区域で、50kmにも及ぶ海岸線には、国指定名勝・天然記念物である笹川流れをはじめ、環境省による「快水浴場百選」にも選定された砂浜と松林が続く瀬波海岸など、自然豊かな海岸景観を形成しています。

また、古くから漁港としても栄えており、中浜、府屋、寝屋、脇川、桑川といった多くの漁港や岩船の商港など、船だまりや舟小屋、細い路地・小路といった漁港漁村の風景や、北前船の歴史が感じられるまち並みが残っています。

一方で、集落においては高齢化や過疎化等に伴う空地・空家の増加や担い手不足が顕著であり、周辺部では海岸の浸食等の課題を抱えています。

2) 景観の特色

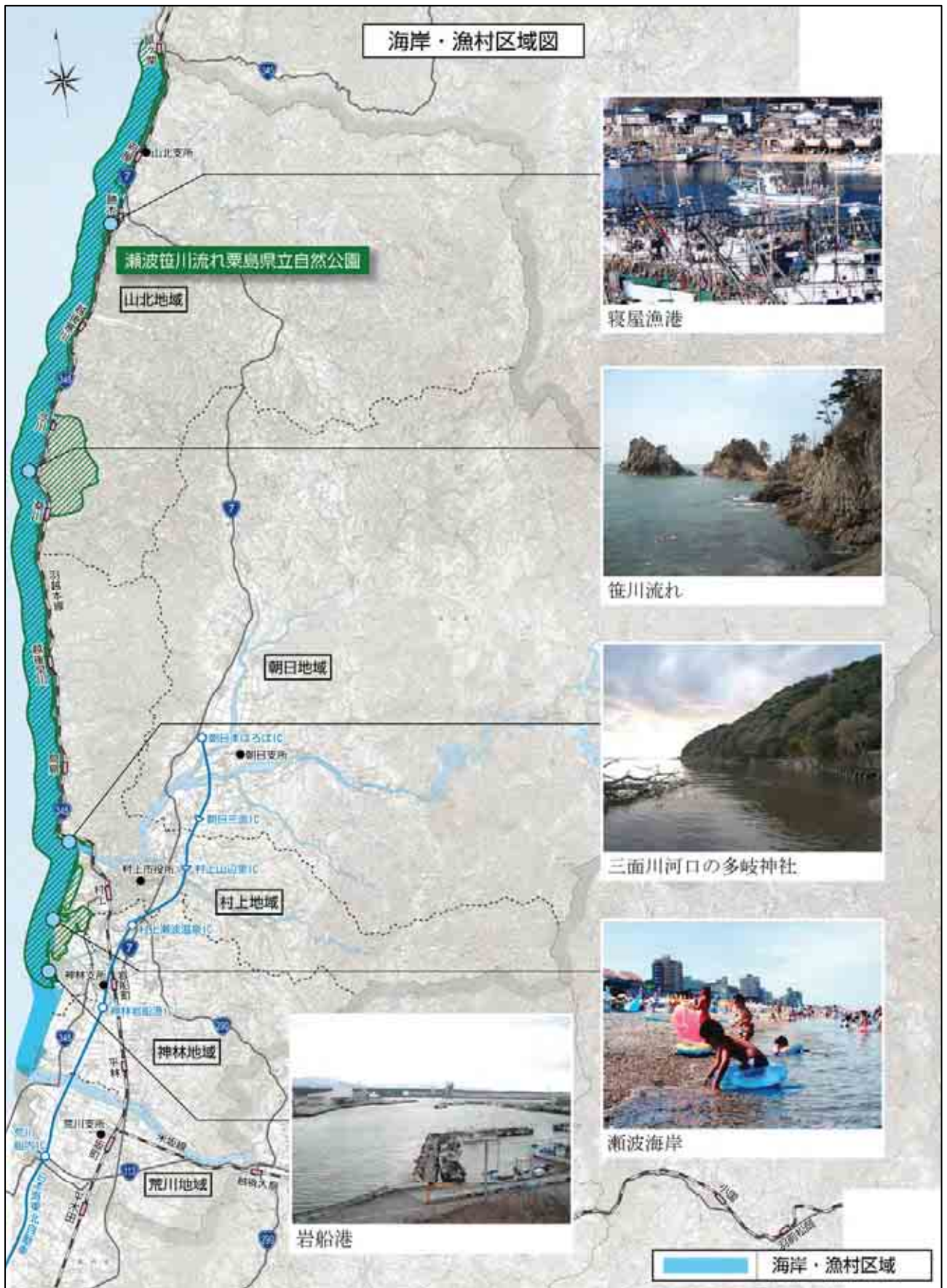
笹川流れ、瀬波海岸、塩谷海岸、岩船港、寝屋漁港、鳥越山と洞窟、岩ユリ、三面川河口の多岐神社、塩谷のまち並み など

3) 基本方針

日本海が育む自然・歴史・文化が感じられる海岸景観の形成

4) 個別方針

- 海岸線や砂丘地、砂浜、松林等の維持・保全
- 貴重な海浜植物の保全と白砂青松が広がる豊かな砂丘地景観の創出
- 海岸の浸食やそれに伴う越波対策の推進
- 漁港や舟小屋等に代表される趣のある漁村景観の保全
- 周辺環境への景観配慮による落ち着いた集落景観の形成
- 歴史的建造物等の保全を図り、周囲の自然や歴史性に配慮した景観の形成
- 祭りや伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持・継続
- 受け継がれてきた地域固有の暮らしの継承



7 森林・山村区域

1) 区域の概況

森林・山村区域は、朝日連峰をはじめとした山々と周辺の集落が形成されている区域です。本市の面積の大部分が該当し、磐梯朝日国立公園に指定されている区域を含み、山熊田溪谷などの豊かなブナ林をはじめとした雄大な自然景観を望むことができます。

また、出羽三山詣などで賑わった出羽街道には、大沢峠の石畳や中継の一里塚といった歴史的遺構や、日本国の麓に位置する小俣宿などの歴史的風情を感じる集落が残っています。

一方で、集落においては高齢化や過疎化等に伴う空地・空家の増加や担い手不足が顕著であり、周囲の自然環境では管理されない荒廃地の増加などの課題を抱えています。

2) 景観の特色

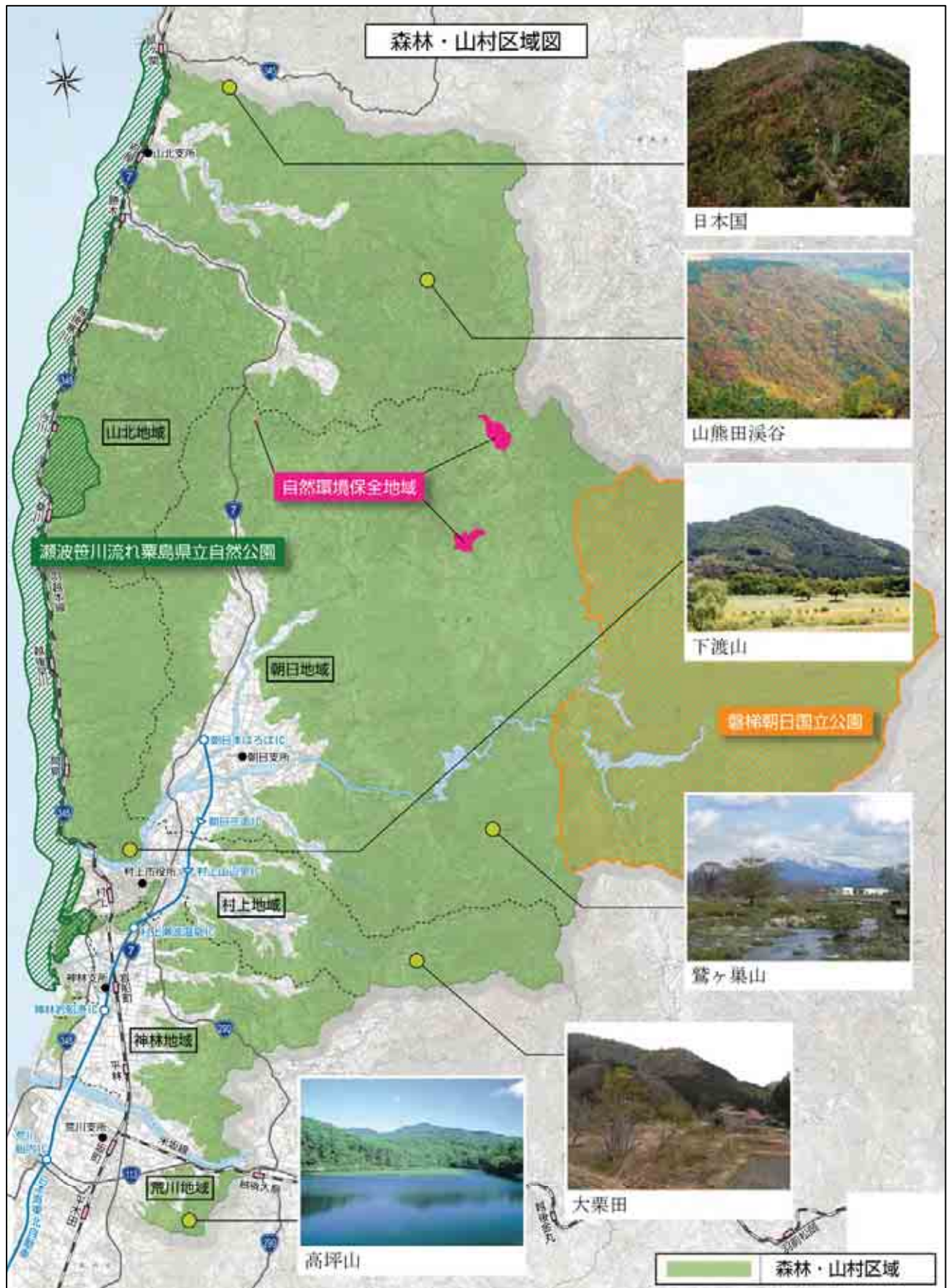
磐梯朝日国立公園、平林城跡、日本国、山熊田溪谷、高坪山、鷲ヶ巣山、下渡山、出羽街道、大沢峠の石畳、中継の一里塚、鈴ヶ滝、鳴海金山、小俣宿 など

3) 基本方針

四季折々の雄大な自然が感じられる森林・山村景観の形成

4) 個別方針

- 四季折々の美しさが感じられる豊かな山林景観の保全・継承
- 遠くから眺められることを意識した集落の背景となる眺望景観の形成
- 周辺環境への景観配慮による落ち着いた集落景観の形成
- 歴史的建造物等の保全を図り、周囲の自然や歴史性に配慮した景観の形成
- 祭り・神楽や伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持・継続
- 受け継がれてきた地域固有の暮らしの継承



第3節 重点地区

第1項 重点地区の指定

重点地区は、景観計画区域のうち特に重点的・先導的な景観形成に取り組む地区を、下記の視点から選定します。

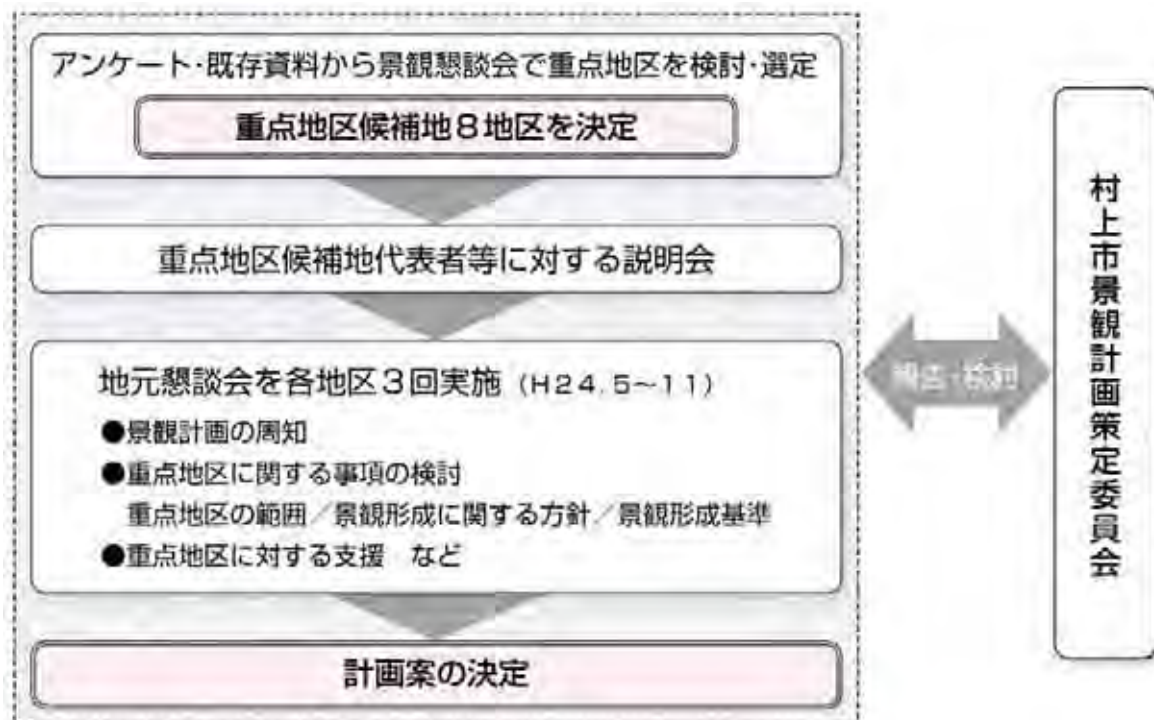
重点地区においては、各地区の景観特性に応じた「景観形成に関する方針」、「景観形成基準」などを定め、きめ細かな景観誘導を図ります。これにより、受け継がれてきた地域の歴史・文化・風土を守り、後世へ継承していくとともに、魅力的な景観の保全・創出による地域価値の向上、及び地域住民の誇りの醸成を目指します。

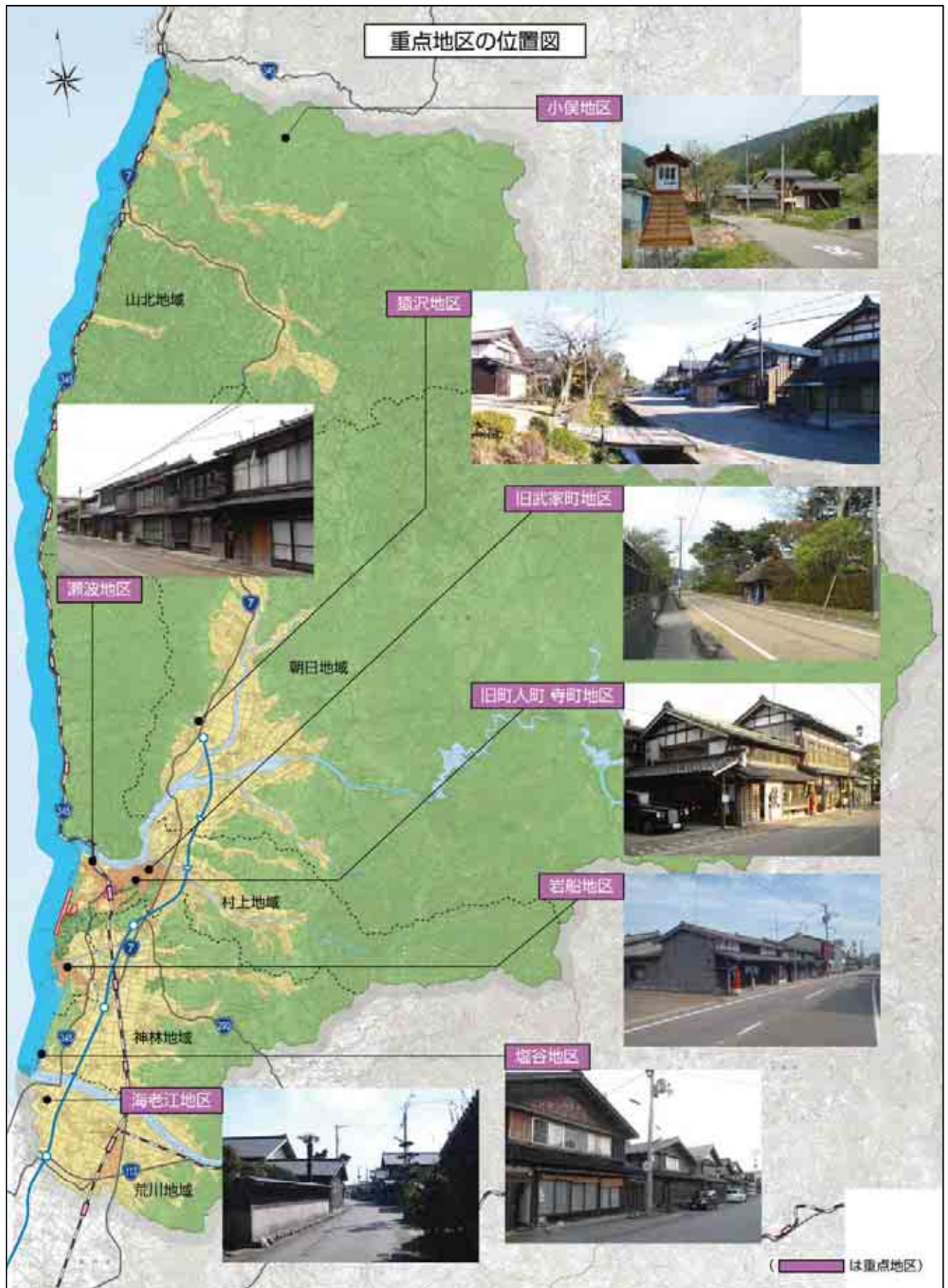
なお、重点地区においては、地域の主体的な景観形成を推進するため、地元の要望や意向を踏まえ、適宜協議しながら進めていくものとします。

【重点地区選定の視点】

- 地域の歴史、文化、風土等の特色を色濃く残し、後世に渡って守り継がれるべき景観を有する地区
- 村上市の顔となり、イメージを向上するようなまち並み景観を有する地区
- 市民に親しまれ、若しくは来訪者が頻繁に往来する拠点・軸線となり、観光・交流資源としても特段の景観形成が望まれる地区
- 地元が主体となり、重点的な景観形成に取り組む要望のある地区
- その他、特に重点的かつ先導的な景観形成が必要と認められる地区

【重点地区の検討プロセス】





第2項 重点地区における景観形成に関する方針

1 旧武家町地区

1) 区域の概況

旧武家町地区は、江戸時代のまち並みを骨格とした歴史的な雰囲気が残る住宅地です。明治時代以降、堀の埋め立てや土塁の撤去とともに敷地の細分化、一般住宅化が進み、茅葺の武家住宅も徐々に減少していきました。そんな中で、国指定重要文化財若林家住宅の保存修理工事を契機に、住民の間で武家住宅に対する関心が高まり、平成2年には伝統的建造物群保存対策調査が実施されました。

平成12年には「村上市歴史的景観保全条例」を制定し、生垣の設置や住宅の修景等による、緑豊かな景観づくりが進められています。連続した生垣景観と屋敷構えが特徴的であり、落ち着きのある佇まいの中に、村上城下町の歴史と風格が感じられます。

旧武家町地区では、現在の景観形成地区と、同じく旧武家町である飯野地区の範囲を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【旧武家町地区の建造物の特徴】

生垣と前庭や空地のある屋敷型の配置形態、寄棟・切妻・入母屋造の平入の家屋、武家屋敷、瓦葺、下見板張り、白壁の小壁 など

3) 基本方針

村上城下町の旧武家町の雰囲気が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 村上城下町のシンボルとなるお城山の保全
- 旧武家町のまち並みの骨格となる生垣景観の保全・形成
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 生垣景観を維持するための清掃活動をはじめ、景観資源の維持管理や地域の活力となる催事等の地域活動の推進



旧武家町の雰囲気を感じられる景観



生垣のある通り



武家屋敷



お城山 (臥牛山)

2 旧町人町・寺町地区

1) 区域の概況

旧町人町・寺町地区は、城下町時代の地割や道幅が良好に残っており、歴史的な雰囲気を感じることができます。商人町にあたる大町・小町や、様々な職業の人々が居住した庄内町・久保多町などでは、通り土間を持つ伝統的な町家様式の建造物が多く現存し、寺院が軒を連ねる寺町などでは、国の有形文化財に登録されている建造物も複数存在します。

また、各町内が村上大祭に曳き出される「おしゃぎり」を保有し、祭礼による住民同士の結びつきが強く、伝統行事を通じた町内活性化への意欲も高く、市民による「町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」といった景観づくりの取り組みも行われています。

旧町人町・寺町地区では、村上大祭のおしゃぎりの巡行路であり、歴史的まち並みの残る旧町人町と寺町の範囲を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【旧町人町・寺町地区の建造物の特徴】

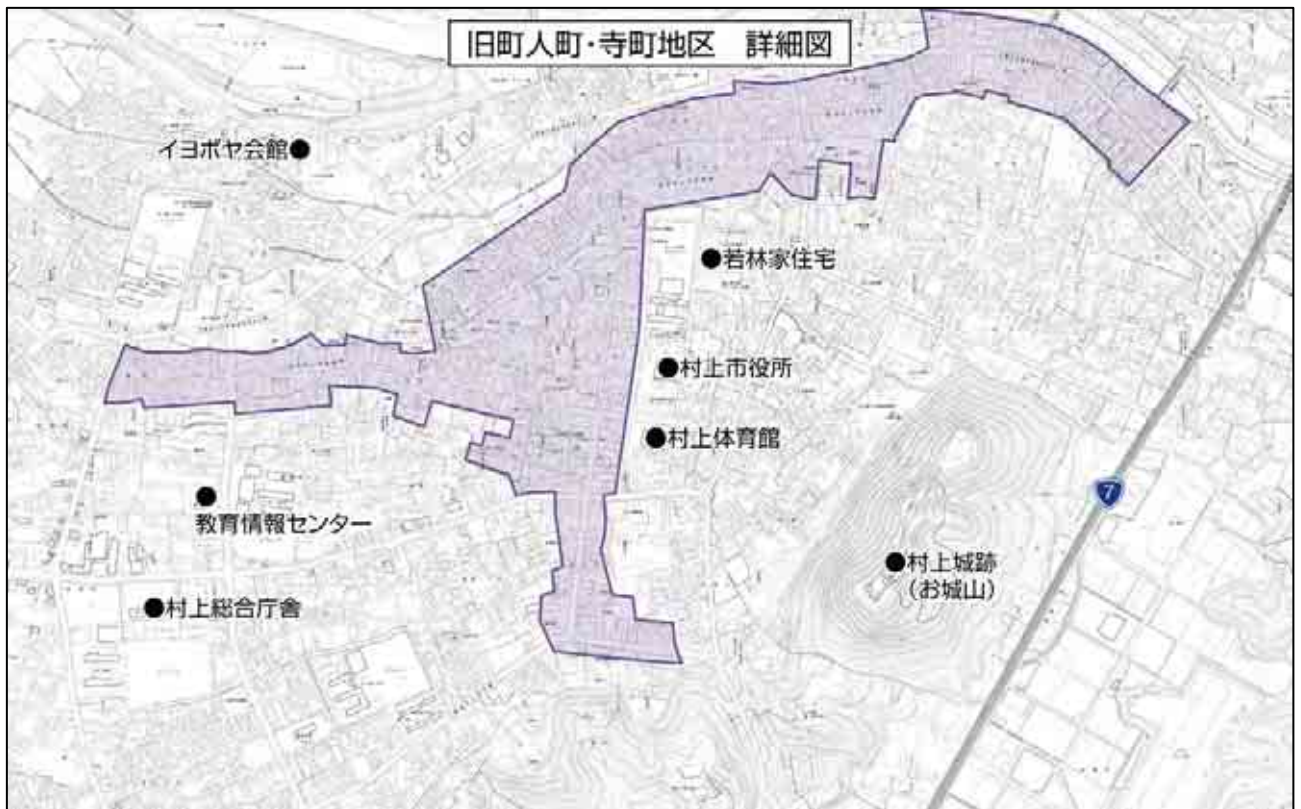
間口が狭く奥行きが深い切妻造・平入の町家、せがい造、深い軒・庇、格子、下見板張り、黒塀、路地・小路 など

3) 基本方針

村上城下町の町人町・寺町として栄えた
伝統的なまち並み景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 町家の再生や黒塀による修景など、景観の保全形成に寄与する市民活動の推進
- 村上大祭や人形さまめぐり等の地域の活力となる祭事・催事の維持・継続による賑わいの創出



大町のまち並み



庄内町のまち並み



寺町の黒塀



寺町の雰囲気が感じられる景観

3 岩船地区

1) 区域の概況

岩船地区は、趣のある路地・小路を残す漁師町の雰囲気とともに、石川の河口に位置する港町であり、北前船の寄港地として栄えたかつての面影が感じられます。

江戸時代、岩船町は新潟から村上城下に至る街道「浜通り」の宿場として発達し、江戸時代中期以降は廻船業の発達により港を通じた商品取引が活発に行われました。岩船港は村上領内のみならず、出羽米沢方面への物資流通港としても利用され、村上藩の沖の口番所が設置されていました。

現在も街道沿道に源内塾をはじめとする歴史的建造物が残るほか、岩船のシンボルである石船神社や脇坂小路や地藏六平小路など、多くの歴史的な景観資源を有しています。遠景の朝日山系を背景とした石川河口左岸の船だまりの風景は、漁師町の魅力を醸し出しています。

岩船地区では、旧街道及び岩船まつりのおしゃぎり巡行路沿道と、周辺の歴史的な雰囲気が感じられる一体的な範囲を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【岩船地区の建造物の特徴】

切妻造・妻入又は平入の町家、表側が平入・奥が妻入りの町家、せがい造、板張り、路地・小路 など

3) 基本方針

北前船により栄えた港町・漁師町としての
歴史が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 港町・漁師町の風情が感じられる路地・小路と一体となった景観の保全・形成
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 岩船まつりをはじめとする地域の活力となる祭事・催事や景観づくりに寄与する地域活動の推進



切妻造・表が平入、奥が妻入の町家



港町・漁師町の風情が感じられる路地



石川河口の船だまり



対岸から眺める岩船地区

4 瀬波地区

1) 区域の概況

瀬波地区は、塩谷・岩船から村上城下へ北上する浜通りが経由する港町であり、街道の宿場町とともに、村上城下の物資出入口としても発達しました。

村上周辺の海岸沿いの集落では、切妻造の妻入りの集落が多いのに対し、城下町村上の外港として栄えた瀬波地区では、旧町人町同様に間口が狭く奥行きが深い切妻造・平入の町家が軒を連ねています。まち並みは三面川と平行な街道の両側に展開し、海岸部に向かって続いています。

瀬波地区では、瀬波大祭のおしゃぎり巡行路でもある旧街道沿道の範囲を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【瀬波地区の建造物の特徴】

間口が狭く奥行きが深い切妻造・平入の町家、せがいで造、深い軒・庇、格子、下見板張り、路地・小路 など

3) 基本方針

瀬波大祭の舞台にふさわしい、風情あるまち並み景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 瀬波大祭をはじめとする地域の活力となる祭事・催事や景観づくりに寄与する地域活動の推進
- 地区のシンボルとなる貴重な樹木や海岸景観等の保全を図り、潤いある景観の形成



間口が狭く奥行きが深い切妻造・平入の町家



瀬波地区のまち並み



西奈彌神社



大竜寺の銀杏

5 海老江地区

1) 区域の概況

海老江地区は、北前船により栄えた湊町としての面影を残し、日本海らしい下見板張りの外壁に加え、切妻造の家並みが特徴です。

江戸中期には2万石の陣屋が置かれ、今でも陣屋小路と呼ばれる道が残っています。かつては旧胎内川の本流が海老江地区の西側を流れており、水量豊富な良港として栄えましたが、明治20年落堀川の開削で水が少なくなり、湊としての機能を失いました。

海老江地区では、集落全体を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【海老江地区の建造物の特徴】

切妻造・妻入又は平入の町家、板張り、蔵、生垣 など

3) 基本方針

北前船により栄えた湊町としての歴史が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 地域の風情を感じさせる陣屋小路をはじめとする小道等と一体的な景観の形成
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 隣接する桃崎浜等との連携による広域的な景観の形成



海老江地区のまち並み



生垣と切妻造の町家



板張りの蔵



本法寺山門

6 塩谷地区

1) 区域の概況

塩谷地区は、浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町であり、今でも多くの町家が残っています。

江戸時代、荒川河口の塩谷は海老江・桃崎浜とともに荒川三湊と呼ばれ、活発な交易活動の中で醸造業や廻船業のほか、大工・船大工・桶屋などの手工業も栄えました。塩谷集落は、港で栄えた往時の文化や祭りなどの伝統行事に対する強い愛着と誇りを持っています。

また町内の結びつきも強く、地域活性化への意欲も高まっています。「塩谷活性化協議会」による町家散策、出格子の再生などのまち並み再生、「神輿保存会」による神輿巡行、「塩谷基地」による地域の歴史や習慣などの学習活動、「円福寺保存会」による文化財の保存活動など、様々な取り組みが行われています。

塩谷地区では、歴史的まち並みが残る集落部分を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【塩谷地区の建造物の特徴】

切妻造・妻入の町家、平入の下屋、下見板張り、格子 など

3) 基本方針

浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町の歴史が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 集落に親しまれている白砂青松の海岸や稲荷山からの眺望など、歴史的まち並みと海岸が一体となった景観の形成
- 集落の清掃・除草活動をはじめ、景観資源の維持管理や地域の活力となる祭事・催事等の地域活動の推進



切妻造・妻入のまち並み



塩谷地区で行われたイベントの様子



稲荷山展望台から眺めるまち並み



稲荷山展望台から眺める海岸

7 猿沢地区

1) 区域の概況

猿沢地区は、高根川、三面川の水運と出羽街道という交通の要衝に位置し、出羽三山詣で賑わった宿場町です。南北にオモテミチと呼ばれる旧出羽街道が通り、その両側に切妻造の妻入りの家並みが並んでいます。猿沢には数件の旅籠がありましたが、民家でも半農半宿で街道を通る多くの旅人を受け入れていました。

昭和 13, 14 年の大火の後に再建されたまち並みとともに、オモテミチのほぼ中央に流れる「前の川」は防火や給水のために人の手によって引き入れられたもので、一体的な景観を形成しています。

猿沢地区では、旧街道沿道の範囲を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【猿沢地区の建造物の特徴】

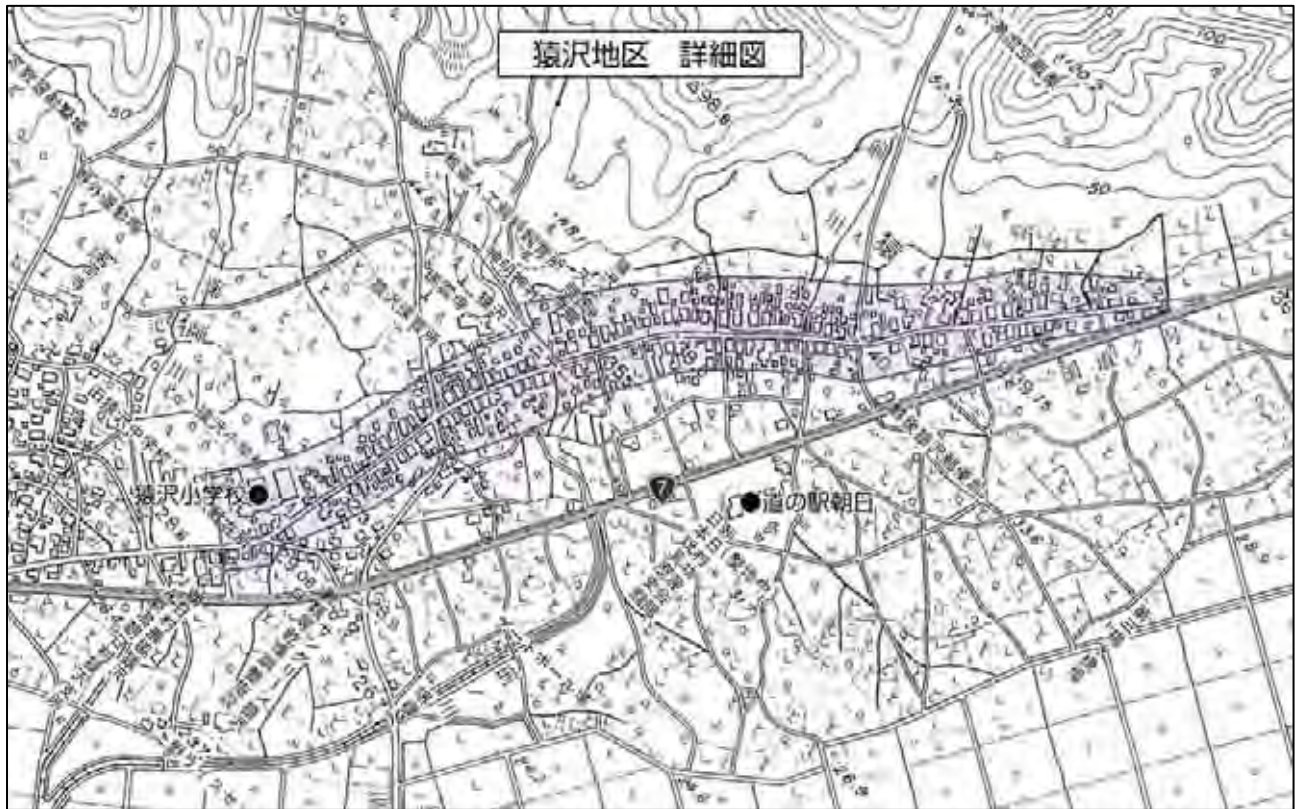
切妻造・妻入の町家、平入の下屋、せがい造、下見板張り、格子 など

3) 基本方針

出羽街道の宿場町としての歴史が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- 集落に親しまれている前の川の保全・再生により、歴史的まち並みと前の川が一体となった景観の形成
- 前の川の清掃活動をはじめ、景観資源の維持管理や地域の活力となる催事等の地域活動の推進



前の川と切妻造・妻入のまち並み



切妻造・平入の町家



まち並みの前に流れる前の川

8 小俣地区

1) 区域の概況

小俣地区は、出羽街道の宿場町として、出羽三山への参拝者など多くの人びとが訪れた地区です。戊辰の役で全焼したまち並みは明治初期に復興され、庄屋・旅籠屋などの往時の面影が感じられる家々が今も残っており、籠寄せや二重化粧梁などの特徴が見られます。

「日本国」の麓に位置する登山口として、毎年5月5日には山開きイベントを開催しています。

小俣地区では、集落全体を重点地区に指定します。

2) 景観の特色

【小俣地区の建造物の特徴】

旅籠屋、間口の広い切妻造・平入の町家、籠寄せ、切妻造・妻入の町家、せがい造、板張り、窓付雨戸 など

3) 基本方針

出羽三山詣で賑わった宿場町としての
歴史が感じられる景観の保全・継承

4) 個別方針

- 地区の歴史を感じさせる町家等の歴史的建造物の保全
- 歴史的建造物等を核とした修景等による歴史的まち並みの継承
- 防災的な観点からも安心・安全な景観まちづくり
- まち並みの背景となる日本国の山開き等の地域の活力となる活動やイベントの維持・継続
- 白山神社の大杉などの地区のシンボルとなる貴重な樹木の保全
- 日本国の山道整備や山林景観等の保全等による潤いある景観の形成



まち並みに合った集落入口の看板



小侯地区のまち並み



日本国山開きイベントで開放された住宅

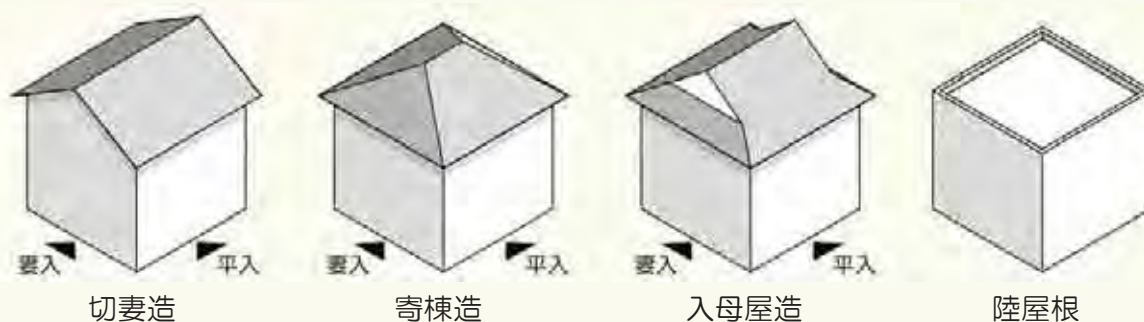


白山神社の大杉

■参考：建築物を構成する各部の名称・様式



- ① 配置：道路境界からの外壁の後退距離や隣地との間隔など、敷地内における建築物の立地位置
- ② 高さ：地盤面から建築物の最上端までの高さ（棟飾り等の突起物は含まない）
- ③ 屋根形態：切妻・寄棟・入母屋等の屋根の形式と妻入や平入といった流れの向き（上図は切妻造の平入）



- ④ 屋根の素材・色彩：茅葺、トタン、レンガ、瓦、スレート等の素材とその色彩
- ⑤ 外壁の素材・色彩：土壁、板壁、漆喰、タイル、サイディングボード等の素材とその色彩
- ⑥ 細部意匠：開口部に設ける格子や部材の現しなど、建築物の細部に施す意匠
- ⑦ 付属施設：車庫や倉庫等の母屋に隣接して設置する建築物
- ⑧ 付属設備：エアコンの室外機や太陽光パネルなどの屋外に設置する建築設備
- ⑨ 緑化：敷地内に設ける生垣や植栽等の緑化
- ⑩ 門・垣・塀・柵：敷地境界に設ける門・垣・塀・柵等の工作物

第4章

良好な景観づくりの ための行為の制限

(法 第8条 第2項 第2号)

第1節 行為の制限について

各区域・地区の景観形成にあたっては、「景観形成に関する方針」に基づく各種取り組みを進めるとともに、周囲の景観への影響が特に大きいと想定される行為（後述、以下景観形成行為）については、「届出制度」による景観誘導を行います。

具体的には、景観形成行為を行う区域・地区の「景観形成に関する方針」及び「景観形成基準」に沿った計画・設計に努め、行為着手の30日以上前の届出^{※1}が必要になります。届出された内容は、市による適合判定審査が行われ、景観形成基準に不適合と判断される場合には、助言・指導・勧告等による景観誘導を図ります。

なお、届出を行わずに景観形成行為に着手した場合には、罰則が適用される可能性があります。また、なるべく早期の段階での届出や、必要に応じて事前相談を行うことが望まれます。

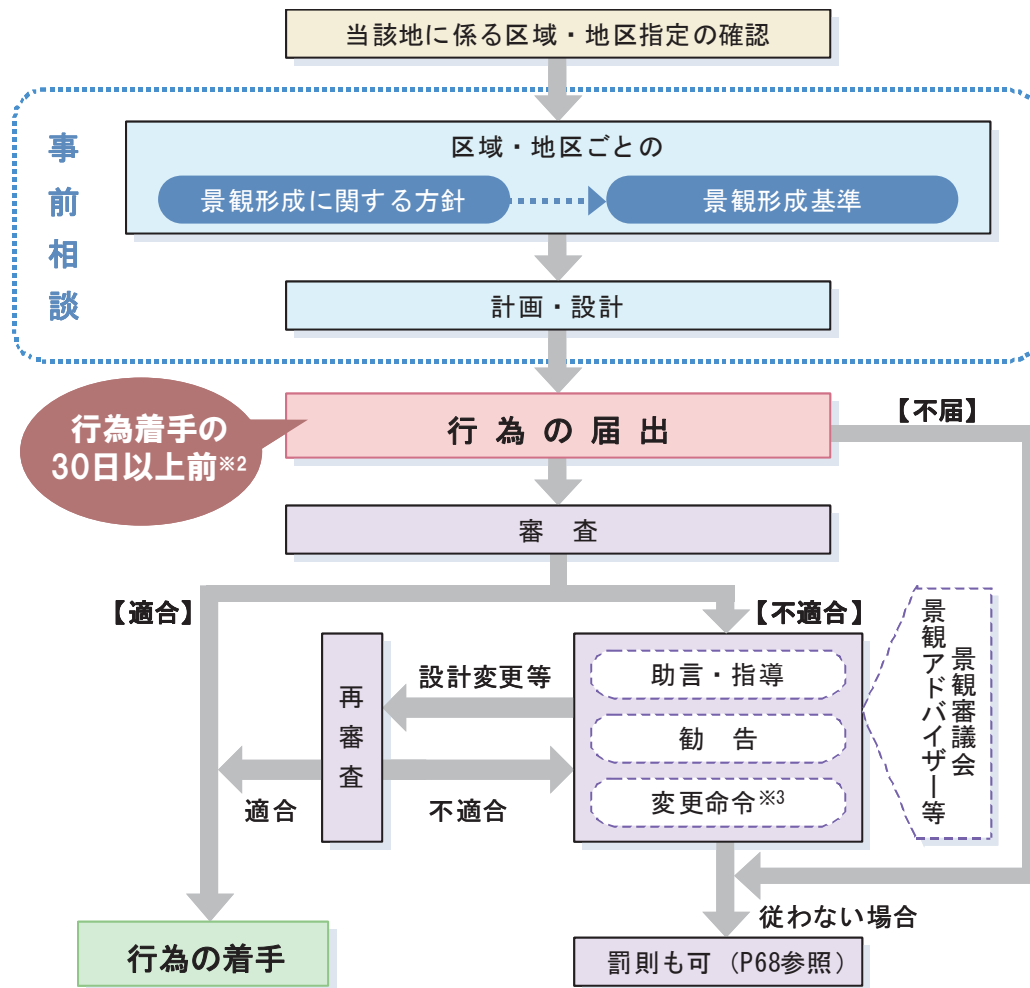


図. 行為の届出から着手までの流れ

- ※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知が必要になります。
- ※2 市長は、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合には、期間を短縮することができます。
- ※3 変更命令は、特定届出対象行為として条例で定める建築物・工作物の形態・色彩等の意匠の制限が対象となります。

第2節 届出対象行為

第1項 届出の対象となる行為

景観計画区域及び重点地区において、以下の行為を行う場合には、あらかじめ届け出が必要になります。

表. 景観計画区域における届出対象行為及び規模

景観形成行為	重点地区	重点地区以外の景観計画区域	
		市街地区域	農山漁村区域
① 建築物	新築、増築、改築若しくは移転	■延べ面積 100 m ² 以上のもの。	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する各壁面若しくは屋根面 ^{※4} の1/2以上のもの。	
② 工作物 ※1	新築、増築、改築若しくは移転	■高さ 10.0m 以上のもの。	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する外観 ^{※4} の1/2以上のもの。	
③ 開発行為	■面積 500 m ² 以上のもの。		
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	■切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m、かつ長さが30m以上のもの。		
⑤ 木竹の伐採	■高さ7.0m以上、又は長さ10.0m以上の木竹の伐採。	■面積300 m ² 以上の土地における木竹の伐採。	■面積1,000 m ² 以上の土地における木竹の伐採。
		■高さが3.0m以上のもの。 ■堆積に係る土地の面積が300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が60日以上のものであるもの。	
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	■面積1,000 m ² 以上のもの。		
⑦ 水面の埋立て又は干拓	■以下のすべてに該当するもの。 ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が60日以上のものであるもの。		
⑧ 特定照明 ^{※2}			

※1 届出の対象とする工作物は、建築基準法に規定されている以下のものとします。

- a. 擁壁、門、さく、塀等
- b. 煙突
- c. 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等
- d. 広告塔・広告板、装飾塔、記念塔等
- e. 高架水槽、サイロ、物見塔等
- f. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等
- g. 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等

※2 特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。

※3 公共の用に供する土地とは、不特定多数の人が自由に利用できる道路などの公共施設等。

※4 壁面、屋根面、外観は、それぞれの鉛直投影面積、若しくは水平投影面積とします。

第2項 届出の対象外となる行為

前頁で定めた行為のうち、以下の行為は届出が不要となります。このほか、通常の管理行為や軽易な行為などは対象となりません。

表. 届出が不要となる行為

項目	届出が不要となる行為
建築物の建築等	設置の期間が60日を超えない仮設建築物の建築等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる建築物の建築等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける建築物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない建築物 など
工作物の設置等	設置の期間が60日を超えない仮設工作物の設置等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる工作物の設置等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける工作物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない工作物 など
木竹の伐採	木竹の伐採で次に掲げるもの（政令第8条第3号） ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
	農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（政令第8条第4号ハ） ※森林の皆伐を除く
その他	他の法令による許可等を受けて行う行為 ※文化財保護法による重要文化財等の現状変更行為や修理の許可 など
	非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
	その他景観法第16条第7項に掲げる行為 ※景観重要建造物や景観重要公共施設の規定による許可を受けて行う行為 など

【行為の制限に係る罰則について】

- 変更命令に違反したものの、又は相当の期限を定めての原状回復命令等にも違反したものは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第101, 102条）。
- 景観計画区域内において、届出をせずに行為に着手したものの、又は虚偽の届出をしたものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。
- 行為の着手の制限に違反して、景観行政団体が届出を受理した日から30日の期間を経ずに届出に係る行為に着手したものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。

ただし、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、期間を短縮することができます。

第3節 各区域・地区の景観形成基準

第1項 景観形成基準とは

本市では、魅力的な景観の形成を推進するため、各景観計画区域及び重点地区の特性に応じた景観形成基準を定めます。

なお、本基準は、本市における景観形成の指針となるものであり、景観形成行為を行う際には、前述の届出対象規模に関わらず本基準の内容に配慮するものとします。

(1) 背景となる景観的特色の尊重

村上らしい景観は、豊かな自然環境の営みと受け継がれてきた歴史を背景として、現在の暮らしや生業が積み重ねられて形成されていくものです。そのため、これらの自然、市街地、歴史、文化、暮らし等の背景となる景観を十分に考慮し、周囲と一体となった魅力ある景観を創り、育てていくことが重要です。

(2) 定量的基準と定性的基準

良好な景観は、まち並みの連続性や周辺環境との調和など、個々のデザインや意匠だけではない周囲との関係性が大きく影響します。そのため、具体的な数字や値等による定量的な基準とともに、個々の性質や周囲との関係性によって判断ができる定性的な基準を設け、統一感のある景観の形成を目指します。

(3) 建築物の「規模・輪郭」と「形態意匠」（まち並みの「統一」と「画一」）

まち並み景観は、地域の歴史や文化を継承するとともに、新たな地域固有の景観として育てていくことが重要です。そのため、個々の建築物に対しての統一感を重視する「規模・輪郭」と、個性を創出する要素である「形態意匠」の2段階で捉えます。遠景と近景でメリハリを与え、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないような魅力的な景観の形成を目指します。

(4) 基調色（ベースカラー）と強調色（アクセントカラー）

色彩は外観に使用する面積の割合により、「基調色」と「強調色」の大きく2つに分類することができます。外観の大部分を占める「基調色」は定量的な基準値を定めますが、「強調色」については基準値を設けず、基調色や周辺景観とのバランス等に配慮した色彩検討が必要です。

なお、色彩を正確かつ客観的に表すための尺度として、色相、明度、彩度という3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」を使用しています（P102 参照）。

※重点地区の景観形成基準では、地区の建築物の大半を占める一般住宅の伝統的な様式を「基本」として、個々の項目の基準を設定しています。そのため、用途の違いにより外観が大きく異なる建物や公益上又は機能上やむを得ない場合等においては、必ずしも本基準の遵守を求めるものではなく、個別協議により、地区に適した意匠を検討していきます。
また、基準の「～努める」とは、可能な限り基準に配慮していただきたいという“努力義務”を示すものであり、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第2項 景観計画区域の景観形成基準

1 一般市街地区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準												
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。											
		高さ※	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。											
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。											
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-
			色相	明度	彩度									
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下									
	禁止色	-	-	6.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
	色相	明度	彩度											
推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下											
禁止色	-	-	6.0 以上											
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。													
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。												
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。												
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。												
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。												
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。												
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。												

※ 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

1-1 お城山眺望景観保全区域 ※一般市街地区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
禁止色	-	-	6.0 以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。 														

項目		基準	
項目	基準	附属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の附属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
		緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、一般市街地区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、一般市街地区域と同様の基準とする。

2 村上駅前区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準															
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 														
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 														
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 														
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
				色相	明度	彩度											
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下												
		禁止色	-	-	6.0 以上												
	外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上	
			色相	明度	彩度												
	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下													
禁止色	-	-	6.0 以上														
その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。 															
	付帯設備 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。 ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 															
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。 															
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。 															
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 															

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

2-1 お城山眺望景観保全区域 ※村上駅前区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 眺望景観を妨げないように配慮する。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
禁止色	-	-	6.0 以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 														

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。
		緑化	・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、村上駅前区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、村上駅前区域と同様の基準とする。

3 瀬波温泉区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準												
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 											
		高さ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・高さはA地区で40m以下、B地区で30m以下※1を原則とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ※新潟県立自然公園第2・3種特別地域では、高さの限度を13mとする（県立自然公園による制限）。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 											
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 											
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-
		色相	明度	彩度										
推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0以上 8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下	禁止色	-	-	6.0以上	
	色相	明度	彩度											
推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											

※1 B地区に現存する建築物等が30mを超えている場合においては、当該建築物を既存の高さ及び容積の範囲内で建て替える場合に限り、この規定を適用しない。

項目			基準
建築物	形態意匠	細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 ・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 ・高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。
		その他	付属施設等
	付帯設備		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 	
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土 採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

4 田園・農村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
	禁止色	-	-	4.0 以上											
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

5 海岸・漁村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
		禁止色	-	-	4.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
		色相	明度	彩度											
	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下											
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目	基準	
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

6 森林・山村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
		禁止色	-	-	4.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

第3項 重点地区の景観形成基準

1 旧武家町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置※1	<ul style="list-style-type: none"> ・前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設けるように努める。 ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 												
		高さ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退する。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・寄棟・切妻・入母屋造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、下屋の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張り、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色※3等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 第1・2種低層住居専用地域では、外壁後退距離を1.0mとする（用途地域による制限）。

※2 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

※3 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準
建築物	その他	付属施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣を設置することを基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置する。 ・門を設置する場合には、腕木門を基本とする。 	
	広告物 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※4}



推奨する建築物の例^{※4}

※4 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

2 旧町人町・寺町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

3 岩船地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する(洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける)。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁(白壁等)等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R~5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R~5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例※2



推奨する建築物の例※2

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

4 瀬波地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがいの伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例※2



推奨する建築物の例※2

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

5 海老江地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

6 塩谷地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

7 猿沢地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

8 小俣地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

■色彩基準について

本市では、色彩を正確かつ客観的に表すための尺度として、JIS（日本工業規格）によって規定され、国際的に広く普及している「マンセル表色系」を使用しています。

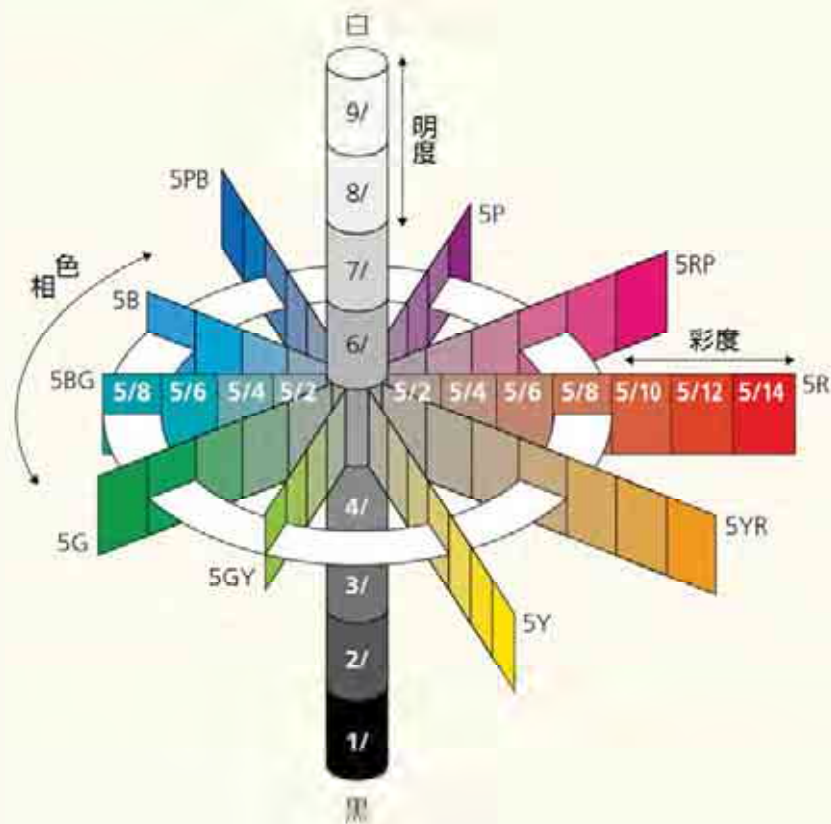
マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という三つの属性の組み合わせによって表します。

【色相】色合いの違いを表します。R(赤), Y(黄), G(緑), B(青), P(紫)とその中間色の YR(黄赤), GY(黄緑), BG(青緑), PB(青紫), RP(赤紫)の計 10 種と、その度合いを 0~10 で組み合わせ、5R、10YR のように示します。

【明度】色の明るさの度合いを表します。0~10 の数値で示し、小さいほど暗く、大きいほど明るくなります。

【彩度】色の鮮やかさの度合いを表します。0~16 の数値で示し、鮮やかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。白・黒などの無彩色は 0 となります。

これら三つの属性を色相、明度、彩度の順に並べたものがマンセル記号です。



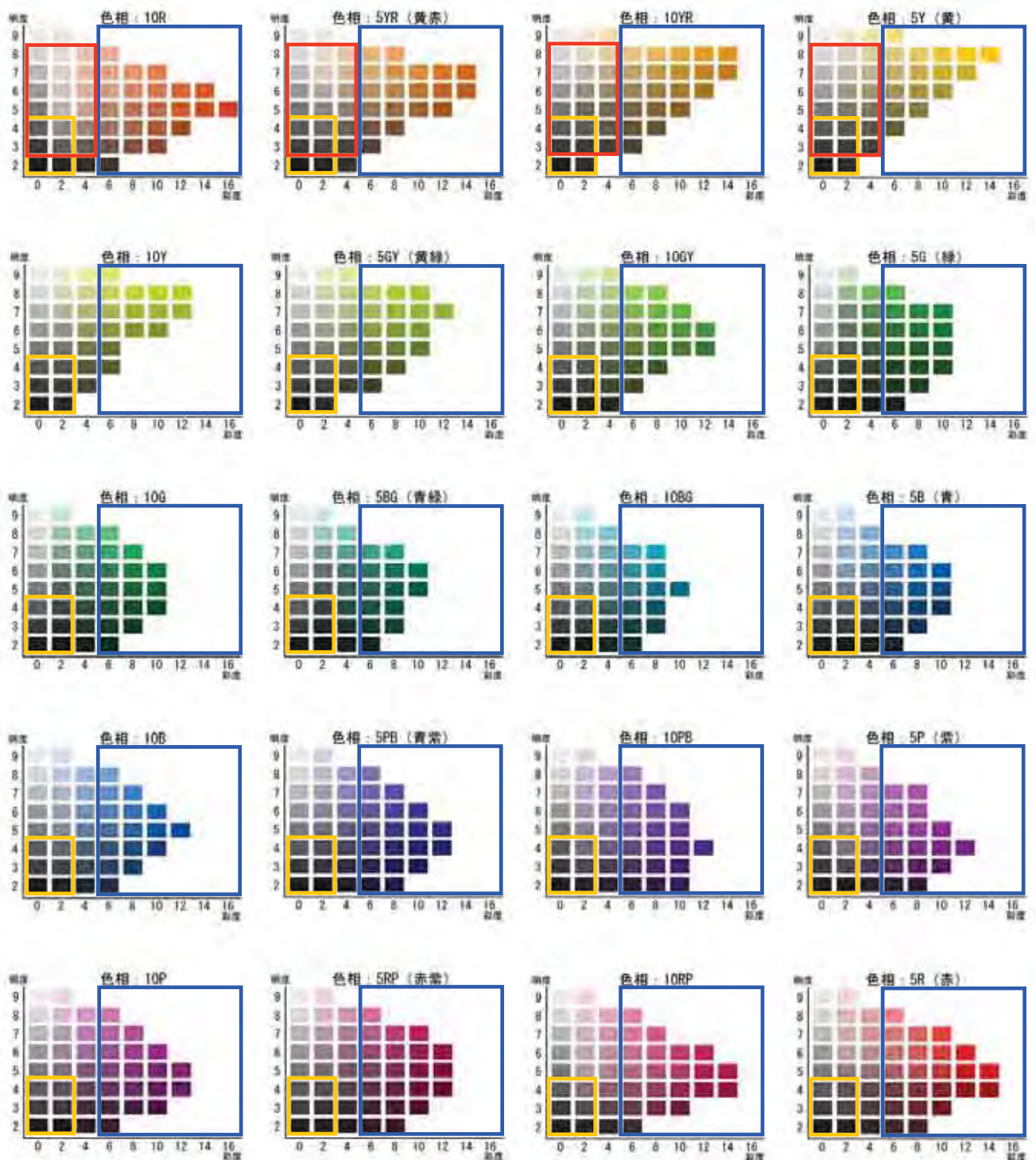
マンセル表色系

※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

【参考：色彩基準のイメージ】



①一般市街地区域

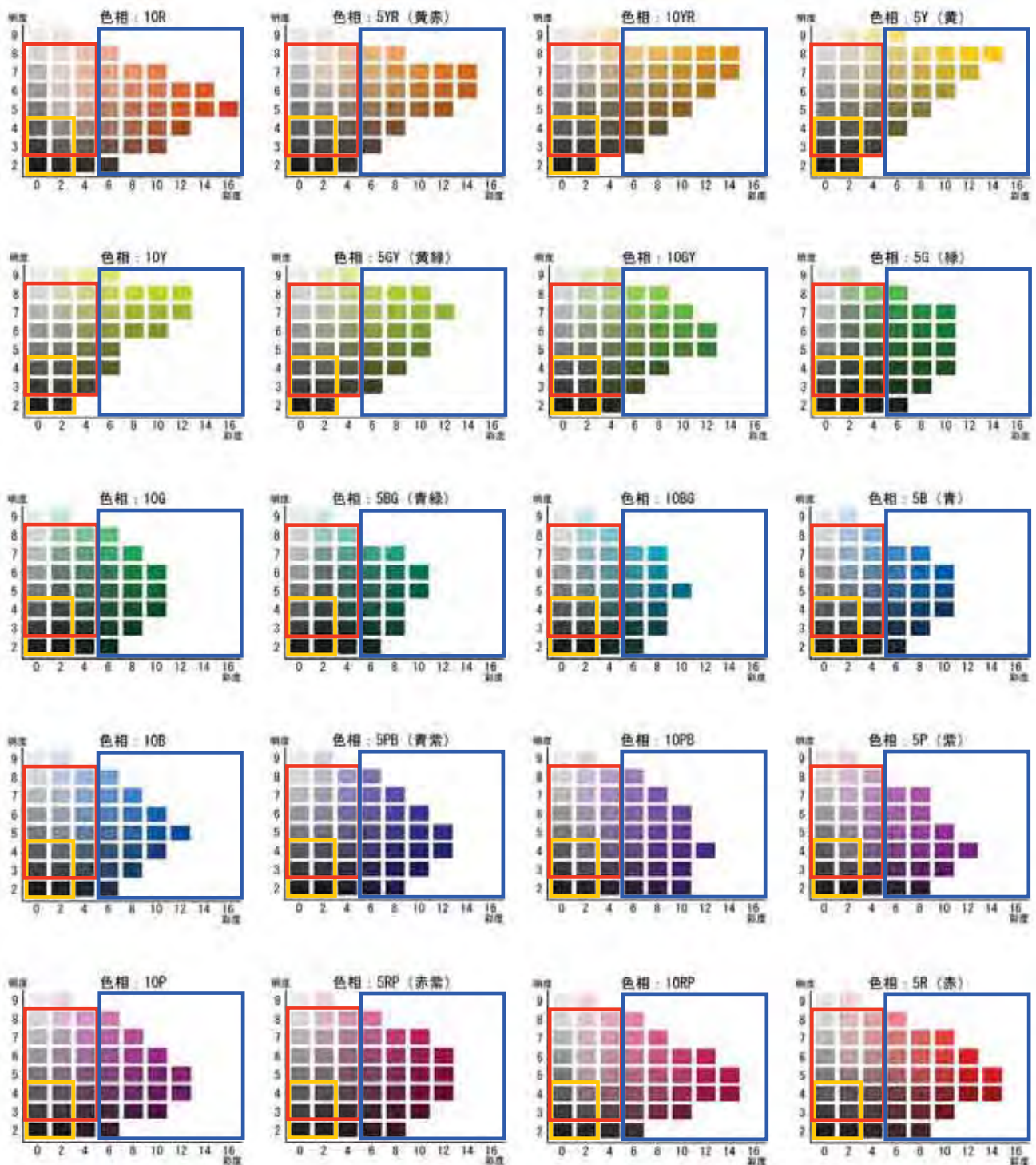
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
	外壁	10R～5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	
禁止色	屋根・外壁	-	-	6.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

②村上駅前区域及び瀬波温泉区域

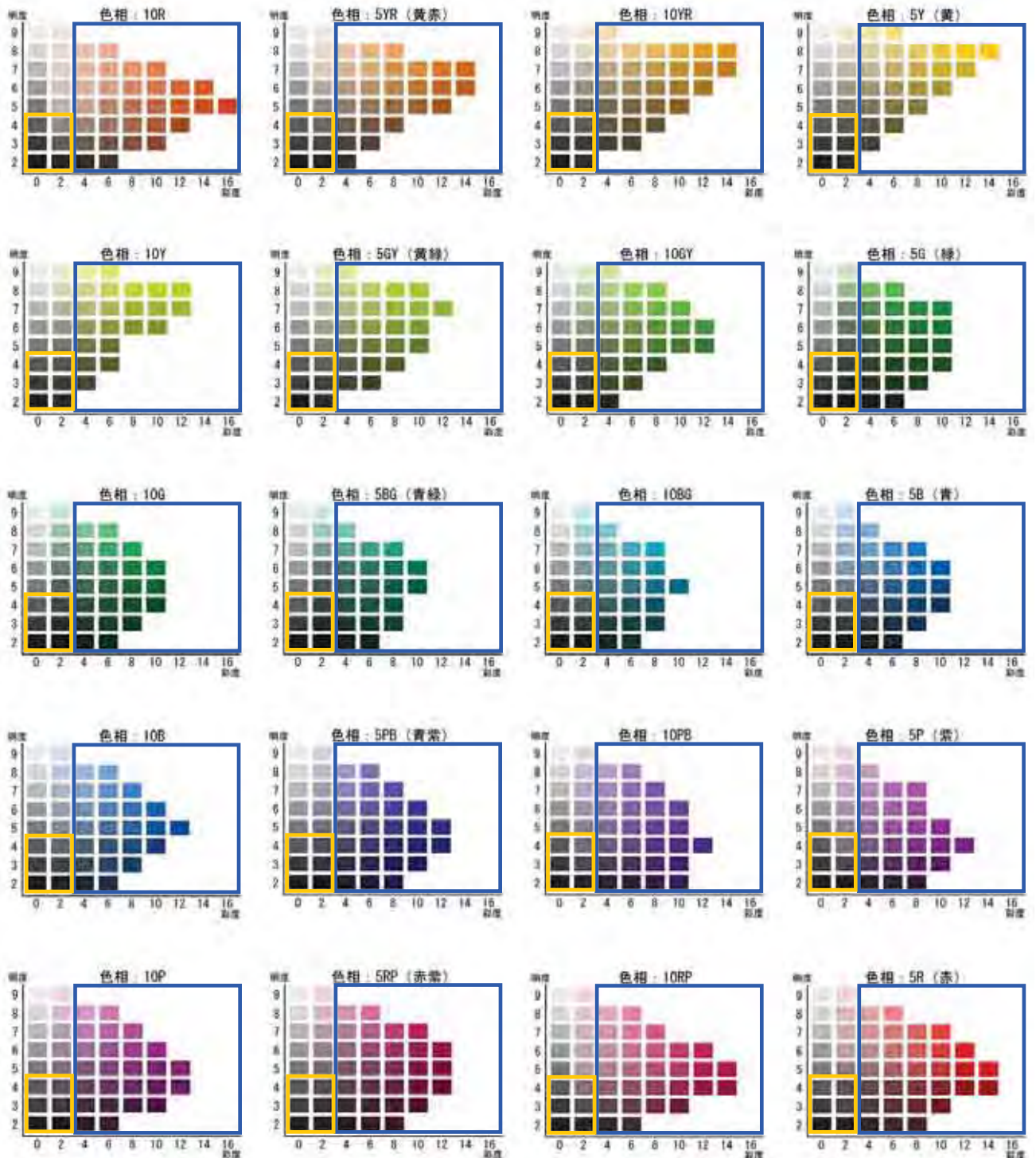
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
	外壁	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	
禁止色	屋根・外壁	-	-	6.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

③-1 自然環境区域及び重点地区【屋根】

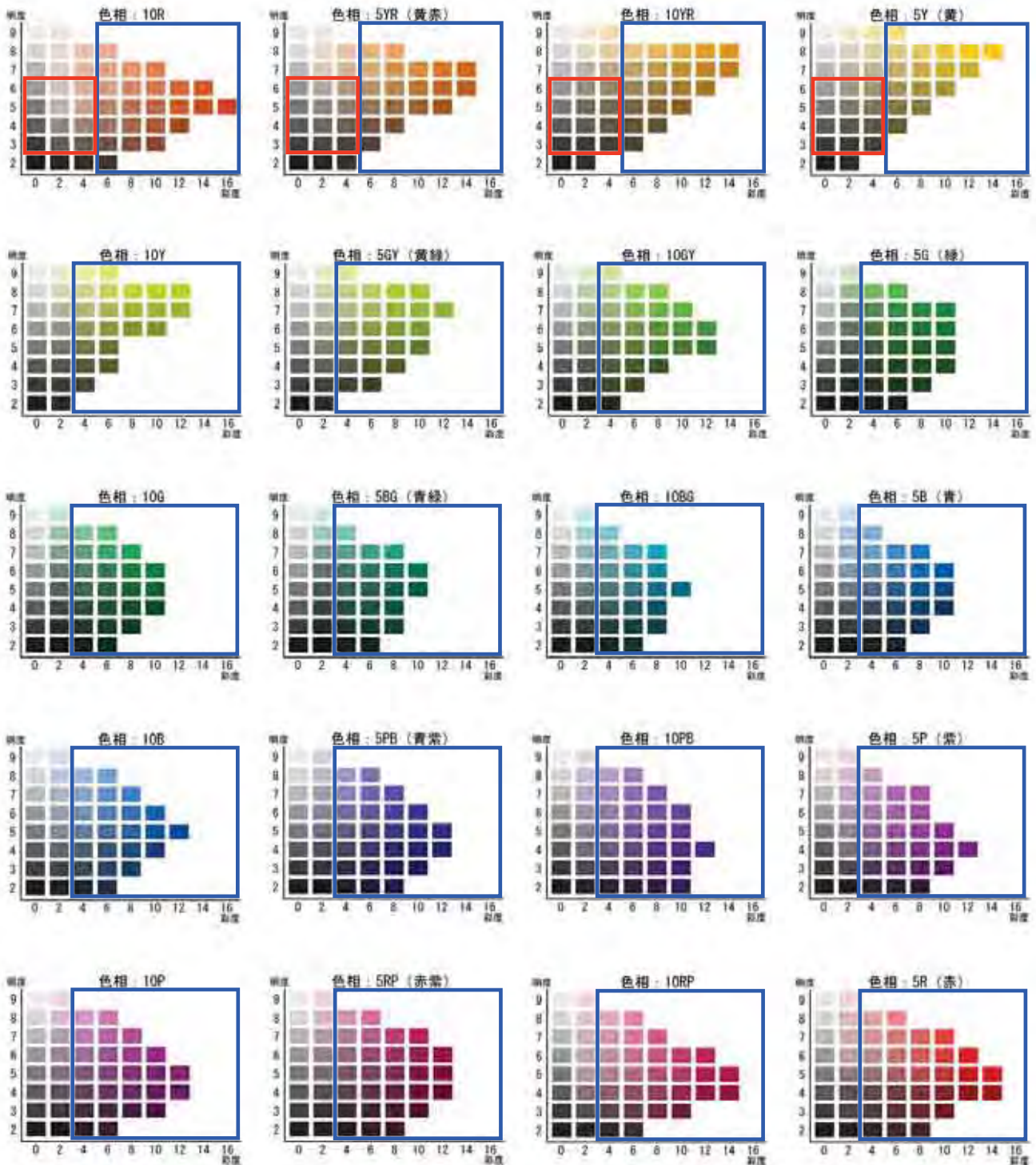
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
禁止色		-	-	4.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

③-2 自然環境区域及び重点地区【外壁】

		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	外壁	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	
禁止色		10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

第5章

景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定の方針

(法 第8条 第2項 第3号)

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方

本市には、歴史的意義を持つ建造物や市民に親しまれている樹木など、特徴的な外観を有し、村上らしい景観を形成していく上で重要な構成要素となる建造物や樹木が、多数存在します。

一方で、これらの建造物及び樹木は、建造物の老朽化や代替わりなどに伴い、年々減少傾向にあり、地域の特徴的な景観が変容している状況にあります。

そこで、これらの景観上重要な建造物及び樹木を「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定し、保全を図ることにより、村上らしい特徴的な景観の保全・形成を目指します。

【景観重要建造物・景観重要樹木について】

- 景観重要建造物・景観重要樹木とは、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を指定[※]し、所有者等の適正な管理義務や現状変更行為に対する市長の許可を求めるとともに、相続税に係る適正評価や管理等のための支援を受けることができるものです。
- これにより、景観重要建造物又は景観重要樹木を地域の個性ある景観づくりの核として位置付け、その維持、保全及び継承を図るものです。
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行う際には、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得ることが必要です。

■景観重要建造物・景観重要樹木の指定による支援と所有者の義務

- ・税制面による支援 : 利用上の制限の程度に応じた適正な評価を受けることができます。
- ・修理・修景の支援 : 外観を維持するために必要な修理・修景等に対し、一定の基準を満たした場合には、経費の一部を助成します。
- ・所有者の管理義務 : 所有者（管理者）は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければなりません。
- ・現状変更に対する許可 : 市長の許可を受けなければ、建造物の増改築、移転・除却、外観変更等や樹木の伐採・移植を行うことができません。

■景観重要建造物・樹木の指定の提案

- ・建造物・樹木の所有者は、当該建造物・樹木について、良好な景観の形成に重要であると認めるときは、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することを提案することができます。

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物・樹木については適用しません。

第2節 景観重要建造物の指定の方針

第1項 指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見通せるもので、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要建造物への指定を行います。

■ 景観重要建造物の指定基準

文化財保護法の指定基準等には達しないもの、若しくは基準に達していても文化財の指定を受けないもので、特に重要かつ景観的価値の高い以下の建造物。

- ・地域の自然、歴史、文化、風土等の特色を色濃く残し、後世に渡って守り継がれるべきもの。
- ・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、本市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ・建造物としての特に優れた意匠・デザインを有するもの。
- ・その他、特に景観上重要で保全すべきと判断できるもの。

第2項 指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、指定基準との適合性や建造物の状態等についての調査を実施し、地域住民や（仮称）景観審議会、専門家等の意見を聴いた上で、指定の妥当性を判断します。

なお、所有者及び管理者には、あらかじめ十分な説明・協議を行い、同意を図ります。

第3節 景観重要樹木の指定の方針

第1項 指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見通せるもので、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要樹木への指定を行います。

■景観重要樹木の指定基準

文化財保護法の指定基準等には達しないもの、若しくは基準に達していても文化財の指定を受けないもので、特に重要かつ景観的価値の高い以下の樹木。

- ・地域の自然、歴史、文化、風土等の特色を色濃く残し、後世に渡って守り継がれるべきもの。
- ・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、本市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ・樹容（樹高や樹形）に品格や風格が備わり、特に優れていると判断できるもの。
- ・その他、特に景観上重要で保全すべきと判断できるもの。

第2項 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準との適合性や建造物の状態等についての調査を実施し、地域住民や（仮称）景観審議会、専門家等の意見を聴いた上で、指定の妥当性を判断します。

なお、所有者及び管理者には、あらかじめ十分な説明・協議を行い、同意を図ります。

第6章

屋外広告物の制限に 関する事項

(法 第8条 第2項 第4号 イ)

第1節 屋外広告物の制限に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、周辺景観への影響が極めて大きいことから、建築物等の行為の制限と併せた一体的な景観行政が求められます。

現在は「新潟県屋外広告物条例」の制限内容に基づき、屋外広告物の規制誘導を行っています。今後は、本計画の推進状況を踏まえ、本市の実情に応じた屋外広告物の規制誘導について県との調整を図るとともに、以下の方針に基づく「(仮称)村上市屋外広告物条例」の制定を目指します。

【屋外広告物の制限について】

- 屋外広告物は景観上の影響が大きい要素であるため、屋外広告物の関する事項を景観計画に位置付け、景観行政と連携して進めることが望まれます。
- 景観行政団体が景観計画において本事項を定めた場合には、屋外広告物条例の制定権限を県から移譲を受けることができ、屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことが可能となります。
- そのため、景観行政団体は別途屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、当該条例に基づき行うべきであるとともに、都道府県から事務の移譲を受けることが望まれます。

■現行の制限内容（新潟県屋外広告物条例）

- ・禁止物件：橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上の柵、電柱・街灯柱 など
- ・禁止地域：第一種・第二種低層住居専用地域、高速道路・新幹線から両側 300m 以内の区域（用途地域を除く） など
- ・許可地域：都市計画区域、主要地方道・鉄道等の境界線から両側 100m 以内の区域、高速道路・新幹線の境界線から両側 300m 超え 500m 以内の区域、自然環境保全地域、自然公園の区域 など
- ・許可基準：立看板等、広告旗、野立広告板・広告塔、建築物を利用する広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ など

第2節 屋外広告物の制限に関する方針

第1項 許可地域及び禁止地域に関する方針

- 景観計画区域における景観形成の推進を図るため、屋外広告物の許可地域を景観計画区域である市全域への拡大を検討する。
- 屋外広告物の禁止地域として、景観重要建造物及び樹木の敷地内、及び重要文化財や史跡等の範囲の追加を検討する。

第2項 許可基準に関する方針

- 景観計画区域のうち、特に良好な景観形成を図る必要がある重点地区については、形態、意匠、面積、色彩、高さ等の表示および設置の制限追加を検討する。
- 特に、景観への影響が大きい屋外広告物が表示及び設置される可能性の高い広域幹線沿道では、面積、色彩、高さ等の制限追加を検討する。
- その他の景観計画区域においても必要に応じて制限内容の追加を検討する。

第7章

景観重要公共施設の 整備に関する事項

(法 第8条 第2項 第4号 ロ、ハ)

第1節 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

村上らしさを象徴する河川や海岸、道路など、本市には地域のシンボルになりえる公共施設が多数存在します。これらの公共施設は、景観に大きな影響を与えるものであり、整備においては周辺景観への配慮が求められます。

そのため、良好な景観形成を図る上で特に重要と考えられる以下の公共施設については、景観重要公共施設に位置づけるとともに、整備に関する方針や許可の基準について定めます。

なお、景観重要公共施設は、国や県等の施設管理者と適宜協議を進めながら、必要に応じて指定を拡大していくものとします。

■景観重要公共施設の選定基準

- ・村上らしい自然、歴史、文化、風土等の特色を示す公共施設の区間又は区域。
- ・市民や来訪者が頻繁に利用し、又は親しまれ、景観上特に重要となる公共施設の区間又は区域。
- ・その他、本市の景観形成に大きな影響を与えると判断できる公共施設の区間又は区域。

【景観重要公共施設について】

- 景観重要公共施設とは、良好な景観の形成にとって重要な公共施設^{*}の整備に関する事項等を定めることで、景観計画に即した施設整備や占用等を義務付けるとともに、関連法令における景観配慮のための特例規定を受けることができるものです。
- これにより、公共施設と周辺の景観づくりを一体的に行うことができます。
- 景観重要公共施設の指定を行う際には、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意を得ることが必要です。

■景観計画に定める事項

- ・整備に関する事項：当該施設の整備に際し、景観上配慮すべき事項について定めます。
- ・占用等の許可の基準：当該施設の景観上の特性を維持、増進するために定めます。

■公共施設管理者による要請制度

- ・公共施設管理者は、景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができます。
- ・また、景観計画に定められた景観重要公共施設管理者は、景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」の追加又は変更を要請することができます。

※対象となる公共施設は、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設等です。

※他の法令等で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない事項等については、適用除外として検討します。

第2節 景観重要公共施設として位置付ける公共施設



第1項 景観重要道路

広域的な観点から、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要道路に位置付けます。

1 市道南線（村上駅前交差点から上町交差点）

1) 公共施設の概要

市道南線は、村上城下町へのアクセス路であるとともに、シンボルである“お城山”を望むことができる道路です。

これらの道路では、お城山を見通せる眺望を確保するとともに、城下町にふさわしい落ち着きのある沿道景観の形成が望まれます。

2) 良好な景観の形成のための整備方針

お城山の眺望景観を確保する上で特に重要となる道路として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・村上城下町としての歴史的風情と風格が感じられるよう、周辺のまち並み景観やお城山をはじめとする周囲の山々への眺望景観に配慮する。
- ・道路の舗装を行う際には、沿道の建築物や周辺環境に調和する材料や色彩を使用するとともに、安全性や快適性に配慮する。
- ・街路灯、道路標識、柵等の道路付属物を設置する際には、周囲から突出するような意匠を避けるとともに、規模や設置位置等を工夫し、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着きのある色彩を使用するよう努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・潤いとやすらぎを感じられる景観の形成を図るため、沿道の緑化や電線類の地中化に努める。

3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要道路内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺のまち並み景観やお城山をはじめとする周囲の山々への眺望景観に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着きのある色彩を使用するよう努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



市道南線

2 市道瀬波 1 号線 (瀬波上町交差点から瀬波温泉丁字路)

1) 公共施設の概要

市道瀬波 1 号線は、瀬波海岸と並行して走る道路で、日本海と松林の続く海岸線を望むことができる道路です。日本海パークラインとして日本風景街道に登録されている道路で、地域の自然、歴史、文化、風景等をテーマにした美しい道路空間の形成を目指しています。

2) 良好な景観の形成のための整備方針

村上らしい海岸線を構成する道路として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・村上らしい優れた海岸景観が維持されるよう、周辺の自然景観や眺望景観に配慮する。
- ・道路の舗装を行う際には、沿道の建築物や周辺環境に調和する材料や色彩を使用するとともに、安全性や快適性に配慮する。
- ・街路灯、道路標識、柵等の道路付属物を設置する際には、周囲から突出するような意匠を避けるとともに、規模や設置位置等を工夫し、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するよう努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・潤いとやすらぎを感じられる景観の形成を図るため、沿道の緑化や電線類の地中化に努める。

3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要道路内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するよう努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



市道瀬波1号線

第2項 景観重要都市公園

広域的な観点から、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要都市公園に位置付けます。

1 記念公園 [まいづる公園] (都市公園全域)

1) 公共施設の概要

記念公園（まいづる公園）は、皇太子殿下・雅子妃殿下の御成婚を記念した公園であり、雅子妃殿下ゆかりの旧嵩岡家住宅のほか、3棟の武家屋敷が移築復元されています。お城山を南東に望む旧武家町地区の範囲であり、村上藩士の生活文化を展示する重要な歴史文化施設です。

2) 良好な景観の形成のための整備方針

地域の特長となる都市公園として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・潤いとやすらぎが感じられる公園景観が形成されるよう、整備を行う際には、地形の起伏や周辺の自然景観・眺望景観等に配慮する。
- ・広場、休憩所、遊具等の公園施設を設置する際には、周辺環境に調和する自然素材の使用に努めるとともに、周囲から突出するような意匠は避け、安全性や快適性に配慮する。また、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・植樹や植栽など、緑豊かな公園景観の形成に努める。

3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要都市公園内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



記念公園（まいづる公園）

2 お幕場森林公園（都市公園全域）

1) 公共施設の概要

お幕場森林公園は、白砂青松百選に選定された美しい赤松林を有し、旧村上藩時代に藩主の奥方や奥女中たちが、松林の中に幕を張り巡らせて一日の遊山を楽しんだと言われ、このような由来から「お幕場」の愛称がつけました。

砂丘の背後で栽培していた農作物を守るために植林された海岸林は、現在は森林公園として整備され、市民の憩いの場となっています。

2) 良好な景観の形成のための整備方針

地域の格となる都市公園として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・潤いとやすらぎが感じられる公園景観が形成されるよう、整備を行う際には、地形の起伏や周辺の自然景観・眺望景観等に配慮する。
- ・広場、休憩所、遊具等の公園施設を設置する際には、周辺環境に調和する自然素材の使用に努めるとともに、周囲から突出するような意匠は避け、安全性や快適性に配慮する。また、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・植樹や植栽など、緑豊かな公園景観の形成に努める。

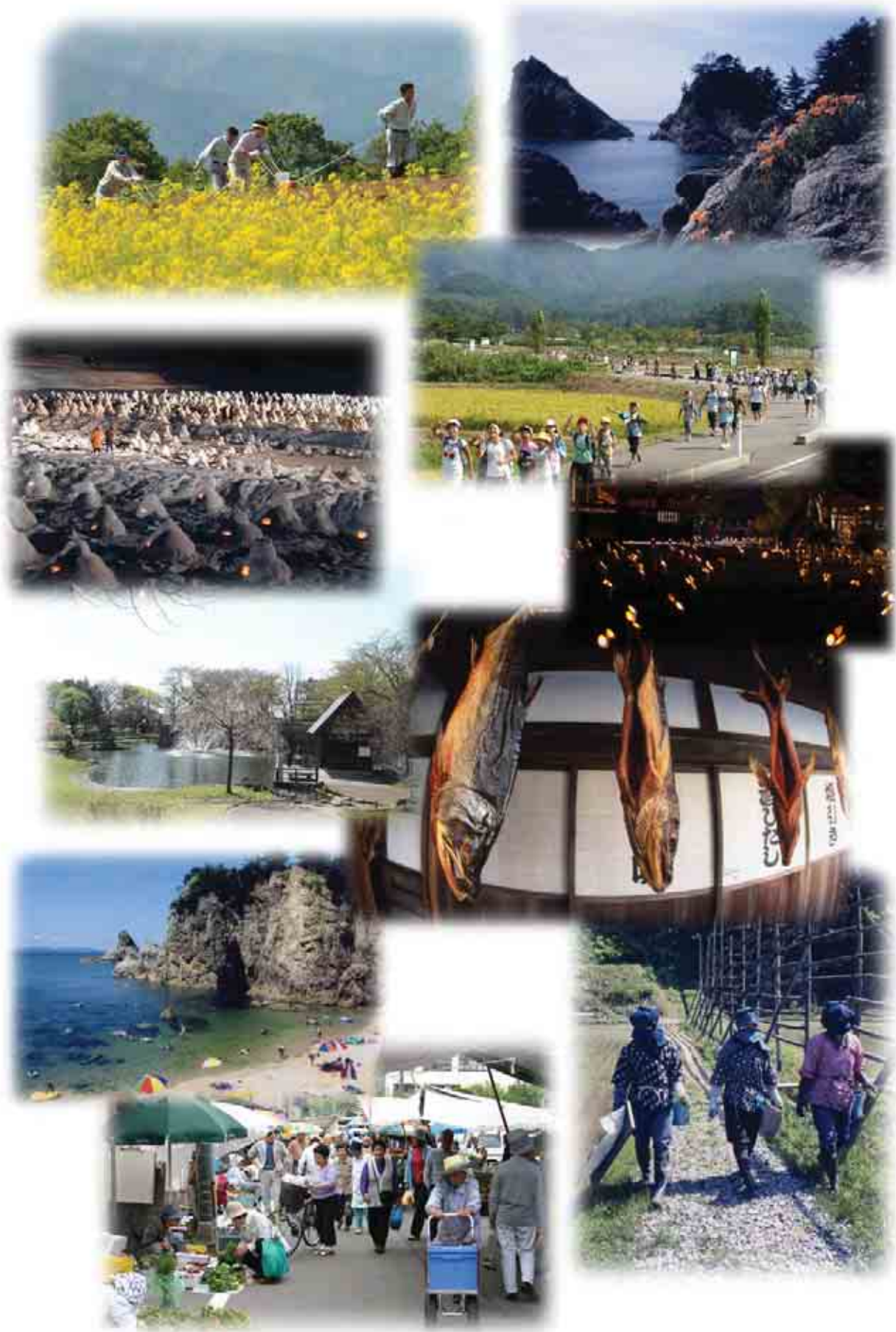
3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要都市公園内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



お幕場森林公園



第8章

計画の実現に向けて

第1節 景観形成の考え方

(1) 景観法を活用した規制誘導と各種支援

村上市景観計画では、市全域における最低限の規制誘導により、周囲の景観を損なうような行為を未然に防ぎ、市民の身近な住環境を守ります。しかしながら、届出制度による規制誘導では、悪い景観の創出を防ぐことができても良い景観が形成されるとは限りません。

本市では、別途重点地区への支援や市民に対する普及・啓発活動、人材育成等の取り組みを合わせて実施していくとともに、関係各課や関連事業等との連携を図り、総合的な景観づくりに取り組んでいきます。

(2) 地域の主体的な景観づくりの推進

現在まで受け継がれてきた村上らしい景観は、地域の生活文化に根差した日々の営みと暮らしの中で培われ、育まれてきた景観です。これらの魅力ある景観を今後も引き継ぎ、守り育てていくためには、地域住民が主体的に取り組むことが大切です。

そのため、地域の主役である市民が主体となり、建築をはじめ景観づくりに直接携わる事業者が協力し、様々な支援策を通じて行政が後押しする、三者の協働による景観づくりに取り組んでいきます。



住民による黒塀製作の様子（安善小路）



住民による出格子製作の様子（塩谷地区）

(3) 景観関連制度の活用

前述のとおり村上市景観計画では、最低限の規制誘導により市民の住環境を守ることに主眼が置かれています。そのため、各地域の景観づくりの機運や熟度に合わせて、積極的な景観づくりに取り組んでいけるように、状況に応じた様々な制度を推進していきます。

① 景観地区

景観計画区域よりもより積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合には、都市計画として景観地区を定めることで、建築物の形態意匠をはじめ、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積について制限することができます。

② 景観協定

ソフト面まで含めた景観づくりに関する住民間の協定であり、景観計画区域や景観地区で定めることができない事項についても定めることができます。

例えば、ショーウィンドウの照明時間、可動式のワゴンの形や色といったソフトな事項まで定めることができ、所有権等が移転した場合にも継承されます。

③ 景観整備機構

景観づくり活動を行う NPO 法人や公益法人等を指定し、景観形成の担い手として公的に位置づけるものです。住民・市民団体・NPO 等の積極的な参加と役割分担により、地域の景観を持続的に守り育てていくことが期待されます。

④ 景観協議会

景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関連公共団体、公益事業者、住民等の関係者が、良好な景観づくりに関する協議を行うために設置する協議の場です。景観協議会での合意事項は、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。

⑤ 歴史的風致維持向上計画（歴まち）

歴史的価値の高い環境を維持・向上させるため、歴史的風致を形成する建造物の復元や修理等のハード面と、そこで行われる人々の活動といったソフト面の両面にわたる取り組みに対して、総合的に支援する制度です。



国指定重要文化財の若林家住宅

⑥ 伝統的建造物群保存地区制度

城下町や宿場町等の歴史的価値の高い集落やまち並みの保存・活用を図るため、文化庁や教育委員会による助言・指導を行うとともに、修理・修景事業や防災設備・案内板の設置等に対する支援を行う制度です。



歴史的建造物によるまち並み（庄内町）

⑦ 重要文化的景観

地域の生活や生業により形成された価値の高い景観を重要文化的景観として選定し、保存・活用のための調査や保存計画の策定、整備、普及・啓発等に関する事業に対して支援を行う制度です。

⑧ 街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善により、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりある住環境の形成を図る事業です。

② パンフレットやポスターによる意識醸成

景観づくりに関するパンフレットや奮起を促すポスターの掲示等により、市民の景観づくりに向けた意識の醸成を図ります。

左：市報むらかみに挟み込み配布した
景観計画中間案概要版のパンフレット
右：啓発のために市内に掲示したポスター



③ 景観に関する相談窓口

建築確認申請等の各種手続きの前に、景観形成方針や基準等についての助言や指導を受けることができるほか、地域の景観づくりについて相談することができます。

(3) 人材育成

① 出前講座等の景観教育・学習

出前講座をはじめ、学校教育や生涯学習等の機会に、日常の景観について考え、学ぶことができる景観教育・学習の推進に努めます。

② 景観アドバイザー等を育成する講習会の開催検討

景観に関する専門知識を高めるために、建築事業者や景観活動団体、市民等を育成する講習会の実施等について検討します。

③ 地域の景観づくりを担うリーダーの育成

まちづくり協議会をはじめとする各地域の協議の場等において、景観づくりに関連する活動を進めていけるよう、各地域のリーダーを育成するための取り組みを実施します。



景観についての議論等を行った市民ワークショップの様子（景観懇談会）



景観についての知識を深めるためのまちあるきの様子（景観懇談会）

第3節 景観づくりの担い手と役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが景観づくりの担い手としての認識を持ち、日常の生活の中にある景観への意識を高めることに努めるとともに、美しい景観づくりに向けた取り組みに積極的に参加・協力し、主体的に地域の景観づくりや景観保全の向上に努めることとします。

(2) 事業者の役割

事業者等は、建築・土木をはじめ農林水産業や商業・観光業など自らが行う事業活動が景観に及ぼす影響を認識し、地域の景観形成に関わっているという意識を持つとともに、景観づくりに貢献するよう積極的に取り組み、地域景観の向上に努めることとします。

また、建築関連業者は景観計画の主旨と内容を理解し、市民に対し情報を提供する役割を担うこととします。

(3) 行政の役割

良好な景観づくりに向けて、市民の景観意識の高揚を図るとともに、市民や市民による景観づくり団体、事業者等が行う景観づくりの取り組みに対して支援や誘導を行います。

また、公共施設の整備等に際しては、これまでに策定してきた計画書や報告書等を踏まえ、周辺景観との調和を図るとともに、地域を先導するよう積極的な景観づくりに努め、市民・事業者等と協力して地域の個性を尊重した景観づくりに努めます。

景観づくりに十分な予算を費やすことは困難な状況ですが、長期的な視点にたって計画的に取り組んでいくものとします。

第4節 推進体制と進行管理

第1項 推進体制

(1) 庁内体制

景観づくりに関わる部署が相互に連携して取り組みを進めていくことができるよう、景観に関する横断的な連絡体制を整備し、庁内における計画の推進、及び体制の強化を図ります。

また、公共施設等の整備においては、各部署で行われる景観形成行為等について、確実に計画に沿って行われるような体制の構築を図ります。



景観計画策定時の検討委員会（庁内）の様子

(2) 景観審議会

本計画の推進を図るとともに、本市の良好な景観の形成に関する事項を審議するため、「村上市景観計画策定委員会」を母体とする「(仮称)村上市景観審議会」を組織します。なお、(仮称)村上市景観審議会は有識者、市民団体、公募市民、関係機関等で構成し、以下の事項についての審議を行います。

- 景観に大きな影響を及ぼす行為について
- 景観計画の進行管理
- 景観重要建造物及び景観重要樹木
- 屋外広告物
- 景観重要公共施設
- その他本市の景観づくりに関する事項



景観計画策定時の策定委員会の様子

(3) 景観アドバイザー

景観形成行為を行う際に、周辺環境と調和させるためにどのようにしたらいいかなど、専門的な立場から助言・指導を行う景観アドバイザーの設置を検討します。なお、景観アドバイザーは、以下の事項についての相談・助言・指導等を行います。

- 届出対象行為
- 国または地方公共団体が行う通知行為
- その他良好な景観づくりに向けて必要と思われる行為

(4) 国や県との連携

景観重要公共施設をはじめ、本計画の推進に向けて必要と考えられる事項については、国や県に対して積極的に働きかけるとともに、各種取り組みを進めていくための連携・調整に努めます。また、必要に応じて「(仮称) 景観連絡協議会」等の設置についても検討します。

第2項 進行管理

(仮称) 村上市景観審議会において、計画の進行状況等についての点検を行うとともに、地域の景観に関する意識の醸成や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜適切に見直しを検討します。

なお、良好な景観の形成は一定の継続性、安定性が要請されるものであることを踏まえた上で、見直しの必要性が認められる場合には、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、(仮称) 村上市景観審議会、村上市都市計画審議会等の機関に諮り、見直しを検討することとします。

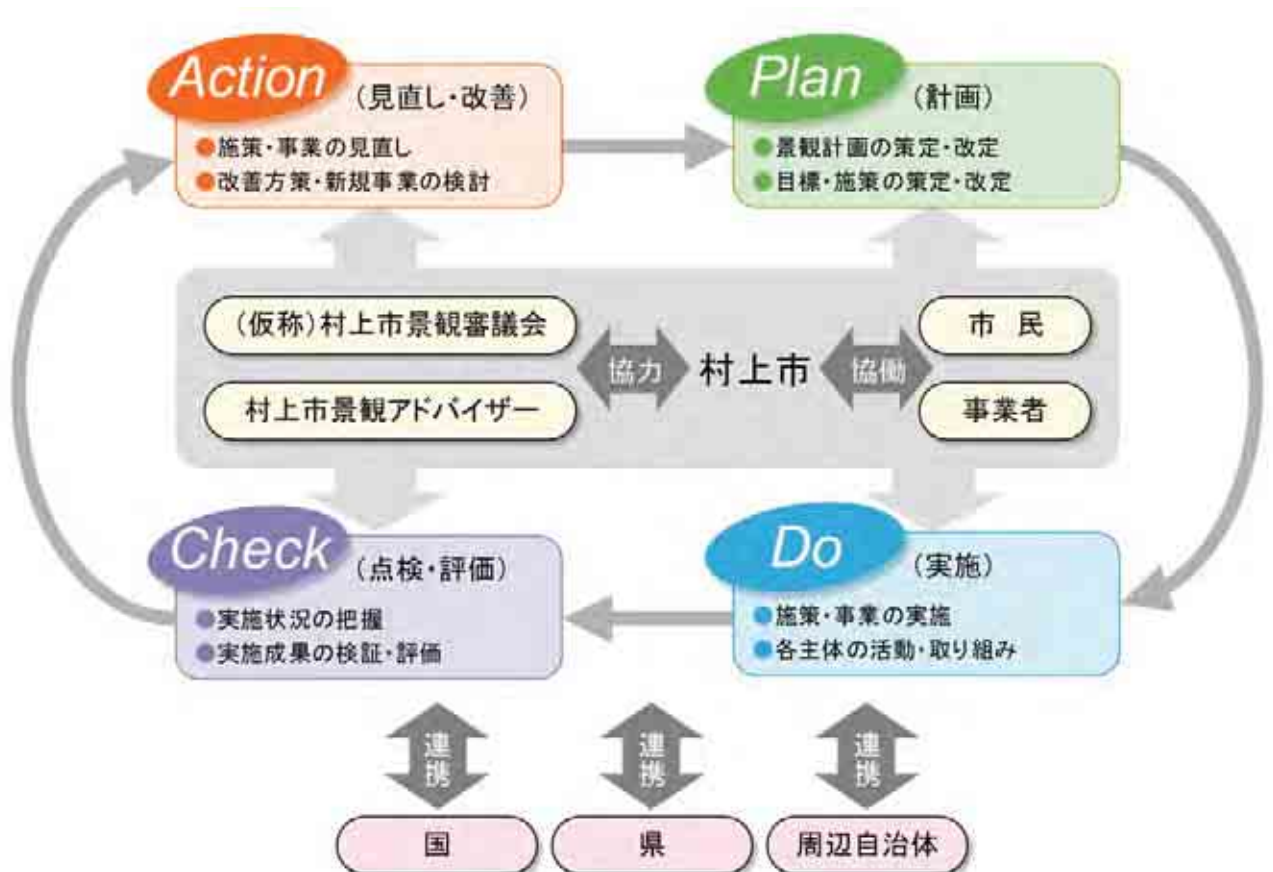


図. 景観計画の推進体制と進行管理

表. 庁内各課の景観計画との関係

関係課名	所管事務等 ※マスタープラン等
政策推進課 企画政策室、情報化推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新市基本計画、地域審議会、地方分権、広報広聴、市勢要覧の編集・発行、ホームページの運営管理等 ■ 電子計算による情報処理及びシステム開発、地域情報化の推進及び管理、統計調査に関する事など ※第1次村上市総合計画
自治振興課 自治振興室、公共交通係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民との協働の推進、地域コミュニティの推進及び支援に関する事など ■ 生活交通確保に関する事
環境課 生活環境室、ごみ処理場建設準備室、ごみ処理場、し尿処理場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 墓地、火葬場の経営等の許可、廃棄物処理、公害対策等に関する事など ■ 新ごみ処理場の建設に関する事 ■ ごみ処理場・し尿処理場の運転・保守管理に関する事など ※環境基本計画 ※新ごみ処理場建設計画
商工観光課 観光交流室、商工振興係、雇用促進係、みどりの里、勤労青少年ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光事業の振興、観光振興計画、観光案内物産センターの維持管理に関する事など ■ 商工業の振興、制度資金、露店市場、鉱業等に関する事など ■ 企業誘致、雇用促進、労政、工業団地に関する事 ■ みどりの里、その他観光施設、勤労青少年ホームの運営管理に関する事など ※観光振興計画
農林水産課 農業振興室、林業振興係、水産振興係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興、農業病虫害の駆除、後継者育成、土地改良、山村振興事業等に関する事など ■ 林業振興等、施設整備及び維持管理、保安林及び治山等に関する事 ■ 水産業振興、内水面漁業振興、漁港建設工事の設計・施行及び維持管理に関する事 ※農業振興地域整備計画 ※農村環境計画 ※地産地消推進計画 ※特定間伐等促進計画
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地の耕作目的の権利移動（売買、賃貸等）、農地の転用、農地基本台帳、農業者年金、全国農業新聞、農業振興計画、担い手の育成に関する事など ※農業振興地域整備計画
生涯学習課 社会教育推進室、スポーツ推進室、文化行政推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習の推進、資料の収集・作成及び提供、社会教育委員、生涯学習審議会、青少年問題協議会・青少年健全育成等に関する事、人権・社会同和教育に関する事など ■ スポーツ・運動・レクリエーションの振興、スポーツ指導者の養成、体育指導委員協議会等に関する事、スポーツ施設の設置、管理、運営及び整備、学校体育施設の開放等に関する事 ■ 芸術文化の振興、郷土資料館、文化施設に関する事、埋蔵文化財発掘調査、出土品の保管・管理、埋蔵文化財の公開、活用に関する事など
都市整備課 計画室、整備室、管理室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市施設整備事業及び都市計画関係、福祉のまちづくり条例に関する事、建築基準法に係る経由事務、都市計画法関係、市営・県営住宅に関する事など ■ 都市施設整備設計・施工、災害復旧、工事台帳の整備に関する事など ■ 都市施設の維持管理、市道の認定・廃止、国有財産に関する許認可、除雪計画に関する事など ※都市計画マスタープラン ※耐震改修促進計画
財政課 財務係、管財係、契約検査室、行政経営係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財政計画、予算の編成・配当・調整及び管理など ■ 公有財産及び基金の管理など ■ 入札及び契約に関する事など ■ 行財政改革、指定管理者制度に関する事など

村上市景観計画で定める事項					
3. 良好な景観形成に関する方針	4. 良好な景観づくりのための行為の制限	5. 景観重要建造物及び樹木の指定の方針	6. 屋外広告物の制限に関する事項	7. 景観重要公共施設の整備に関する事項	8. 計画の実現に向けて
○					○
○	○ 集会施設等の整備・補修時		○ 市民協働のまちづくりにより、看板整備をする場合		○
○	○ 新ごみ処理場建設時等				○
○	○ 観光施設整備・補修時	○ 観光資源から景観重要建造物の指定（その逆も）	○ 観光案内看板などを整備する場合	○ 観光資源から景観重要公共施設を指定する場合	○
○	○ 施設整備・補修時		○ 田畑等で広告物（公共含む）を整備する場合	○ 管理施設を指定する場合	○
○			○ 田畑等で広告物を設置する場合		○
○	○ 管理施設整備・補修時	○ 指定文化財等との調整等	○ 屋外で解説看板を整備する場合	○ 歴史的な施設や旧街道などの道路を指定する場合	○
●	●	●	● ※別途、条列作成が必要。	●	●
○					○



参 考 資 料

- (1) 計画策定の経過..... 資－ 2
- (2) 市民アンケート結果概要..... 資－13
- (3) 村上市の主な景観資源..... 資－16
- (4) 景観法抜粋..... 資－23
- (5) 用語の解説..... 資－31

(1) 計画策定の経過

		策定・検討	庁内検討等	市民参加
H22 年度	H23.1	基礎的調査		
	2		第1回策定検討委員会(2/21)	
	3			
H23 年度	4			
	5			
	6			
	7			市民アンケート(7/15～8/7)
	8			
	9			
	10	第1回策定委員会(10/3)		第1回景観懇談会(10/5)
	11	景観計画の区域・方針の検討		第2回景観懇談会(11/13)
	12			第3回景観懇談会(12/14)
	H24.1		第2回策定検討委員会(1/27)	
H24 年度	2	第2回策定委員会(2/27)		
	3	行為の制限事項の検討		
	4			
	5			第1回地元懇談会 (重点地区候補地8地区)
	6	第3回策定委員会(6/27)	第3回策定検討委員会(6/20)	第4回景観懇談会(6/8)
	7	景観計画骨子案の検討		
	8			第2回地元懇談会 (重点地区候補地8地区)
	9		第4回策定検討委員会(9/24)	第5回景観懇談会(9/14)
	10	第4回策定委員会(10/11)		
	11	景観計画素案の検討		景観計画中間案縦覧 (11/20～12/10)
	12			第3回地元懇談会 (重点地区候補地8地区)
	H25.1	第5回策定委員会(1/16)	第5回策定検討委員会(1/11)	第6回景観懇談会(1/25)
	2	景観計画原案の検討	都市計画審議会	市民説明会(5会場) 景観計画素案縦覧 (2/20～3/6)
3	第6回策定委員会(3/28)	第6回策定検討委員会(3/22)	追加地元懇談会 (海老江地区説明会)	

◇村上市景観計画策定委員会 設置要綱

平成23年村上市告示283号

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資するものとして景観計画を策定するため、村上市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村上市における景観の現状を把握し、景観形成の目標、方針、行為の制限等に関する事項のほか必要と認められる事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市の住民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する

◇村上市景観計画策定委員会 委員名簿

選出区分（要綱第3条）	人数	委員会構成員		
		役職等	氏名	備考
(1)学識経験者	2	東京大学副学長・教授	西村 幸夫	
		新潟大学工学部准教授	岡崎 篤行	
(2)関係団体を代表する者	7	村上市観光協会	吉田 雅博	
		新潟県宅地建物取引業協会 村上支部	石田 納	
		新潟県建築士会 岩船支部	野澤 繁	
		にいがた岩船農業協同組合	伊藤 正明	
		いわふね青年会議所	佐藤 一治	
		村上・岩船景観会議	川上 伊登志	
		新潟県自然環境保護員	渡辺 章男	
(3)市の住民	5	海老江関係者	会田 健次	
		塩谷関係者	伊與部 眞士	
		猿沢関係者	菅井 克彦	H23. 10. 1～ H24. 12. 31
		猿沢関係者	高橋 博愛	H25. 1. 1～
		小俣関係者	佐藤 壮一	
		景観懇談会関係者	山口 治雄	H24. 2. 1～
(4)関係行政団体の職員	2	県村上地域整備部 計画調整課長	後藤 真	
		県村上農林振興部 農村計画課長	佐藤 一博	
	16			

◇市民参加の概要

①景観懇談会の開催概要

	開催日	検討内容等	参加者
第1回	H23.10.5(水)	<p>■説明</p> <p>①景観計画について</p> <p>②景観懇談会の目的、全6回の工程(案)について</p> <p>③村上市の景観に関するアンケート調査結果について</p> <p>■意見交換</p> <p>～村上の景観の魅力を共有しよう～</p> <p>■ふりかえり</p>	10名
第2回	H23.11.13(日)	<p>■説明</p> <p>①前回のふりかえり</p> <p>②“景観まちあるき”のポイント</p> <p>■“景観まちあるき”に出かけよう</p> <p>■意見交換</p> <p>「村上らしい景観」を阻害しているものってなんだろう？</p> <p>■ふりかえり</p>	8名
第3回	H23.12.14(水)	<p>■説明</p> <p>①前回までのふりかえり</p> <p>②良い景観を有する地域の紹介</p> <p>■意見交換</p> <p>景観づくりの将来目標を考えよう！</p> <p>■ふりかえり</p>	10名
第4回	H24.6.8(金)	<p>■説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回までのふりかえり ・景観計画の途中経過 ・景観形成重点地区(案)について <p>■テーブル討議</p> <p>「眺望景観保全地区を考えよう！」</p> <p>■ふりかえり</p>	9名
第5回	H24.9.14(金)	<p>■説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり ・景観計画の中間(案)について ・意見交換 <p>■テーブル討議</p> <p>「市の景観づくりの目標像を考えよう！」</p> <p>■ふりかえり</p>	9名
第6回	H25.1.25(金)	<p>■説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえりについて ・景観計画の素案について ・意見交換 <p>■テーブル討議</p> <p>「(仮称)景観形成を支援する取組を考えよう！」</p> <p>■ふりかえり</p>	10名

第1号

村上市景観懇談会NEWS

～村上市の美しい景観を後世に残していくために～

村上市内の景観に関する素晴らしい景観を多く知り、育てていくため、本号は景観計画の策定の中で景観計画を策定することとなりました。景観計画は市民の皆さんとの協力を不可欠とするため、景観計画の内容や景観計画の進捗等もこのニュースでお知らせしていきます。

景観計画の制度活用イメージ

平成16年に施行された「景観法」により、景観計画を策定した市町村では、建築物や工作物などの景観に影響を及ぼす行為に対し、届出・届出を行えるようになりました。

景観計画を策定することで、届出に示したような景観づくりが推進されます。

景観懇談会の流れと計画策定の流れ方

景観計画は、市議会や関係団体、民間代表者や専門家、市民等が計画を協議して「景観計画委員会」を組織し、その委員が景観計画案（景観計画案）により、計画的な景観づくりを進めています。

景観懇談会の内容について

景観計画のイメージと景観策定の流れを確認するとともに、景観計画の中で景観計画「村上市の景観の魅力を活かそう」を策定し、魅力と課題について確認しました。

景観懇談会の内容について

景観計画のイメージと景観策定の流れを確認するとともに、景観計画の中で景観計画「村上市の景観の魅力を活かそう」を策定し、魅力と課題について確認しました。

景観懇談会の内容について

景観計画のイメージと景観策定の流れを確認するとともに、景観計画の中で景観計画「村上市の景観の魅力を活かそう」を策定し、魅力と課題について確認しました。

景観懇談会の内容について

景観計画のイメージと景観策定の流れを確認するとともに、景観計画の中で景観計画「村上市の景観の魅力を活かそう」を策定し、魅力と課題について確認しました。

景観懇談会の内容について

景観計画のイメージと景観策定の流れを確認するとともに、景観計画の中で景観計画「村上市の景観の魅力を活かそう」を策定し、魅力と課題について確認しました。

みんなに見てほしい「村上市らしい景観」の対象と視点場

景観計画の策定に、「どこから見る（視点場）」や「何（対象）」が「村上市らしい景観」なのかを明確にすることが必要です。各視点場には、対象となる景観、対象地帯が示されています。また、各視点場には、景観計画の策定に活用するための視点場が示されています。

北陸、北陸道

市内全域

No.	景観名	景観の対象	景観の対象	景観の対象	景観の対象
1	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
2	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
3	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
4	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
5	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
6	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
7	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
8	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
9	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
10	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
11	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
12	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
13	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
14	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
15	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
16	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
17	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
18	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
19	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部
20	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部	村上市の中心部

②地元懇談会の開催概要

【旧町人町・寺町地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 29 (火)	市役所 4階大会議室	17名
	H24. 5. 31 (木)		5名
第2回	H24. 9. 11 (火)	市役所 4階大会議室	12名
	H24. 9. 12 (水)	教育情報センター	5名
第3回	H24. 11. 28 (水)	市役所 4階大会議室	13名
	H24. 11. 29 (木)	教育情報センター	6名



旧町人町・寺町地区地元懇談会

【旧武家町地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 9. 13 (木)	教育情報センター	4名
第2回	H24. 11. 26 (月)	市役所 4階大会議室	11名



旧武家町地区地元懇談会

【岩船地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 6. 1 (金)	岩船コミュニティセンター	5名
第2回	H24. 9. 18 (火)	岩船コミュニティセンター	3名
	H24. 9. 19 (水)	上大町会館	6名
第3回	H24. 11. 30 (金)	岩船コミュニティセンター	10名



岩船地区地元懇談会

【瀬波地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 30 (水)	勤労青少年ホーム	10名
第2回	H24. 8. 8 (水)	勤労青少年ホーム	12名
第3回	H24. 11. 21 (水)	勤労青少年ホーム	2名



瀬波地区地元懇談会

【海老江地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 23 (水)	海老江集落開発センター	21名
第2回	H24. 8. 10 (金)	海老江集落開発センター	13名
第3回	H24. 11. 12 (月)	海老江集落開発センター	12名
追加	H25. 3. 10 (日)	海老江集落開発センター	48名



海老江地区地元懇談会

【塩谷地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 15 (火)	塩谷中央公民館	10名
第2回	H24. 8. 9 (木)	塩谷中央公民館	8名
第3回	H24. 11. 9 (金)	塩谷中央公民館	10名



塩谷地区地元懇談会

【猿沢地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 16 (水)	猿沢コミュニティセンター	6名
第2回	H24. 8. 7 (火)	猿沢コミュニティセンター	6名
第3回	H24. 11. 14 (水)	猿沢コミュニティセンター	9名



猿沢地区地元懇談会

【小俣地区】

	開催日	開催場所	参加者
第1回	H24. 5. 14 (月)	小俣集落センター	10名
第2回	H24. 8. 6 (月)	小俣集落センター	13名
第3回	H24. 11. 8 (木)	小俣集落センター	9名



小俣地区地元懇談会

③ 市民説明会の開催概要

内容	地域	開催日	開催場所	参加者
■ 村上市景観計画 素案について	山北	H25. 2. 12 (火)	さんぼく会館	8名
	荒川	H25. 2. 13 (水)	荒川地区公民館	17名
	神林	H25. 2. 14 (木)	神林農村環境改善センター	35名
	朝日	H25. 2. 15 (金)	朝日地区公民館	27名
	村上	H25. 2. 17 (日)	村上市教育情報センター	24名



荒川地区説明会



神林地区説明会



村上地区説明会

④ 業界団体説明会の開催概要

内容	業界団体	開催日	開催場所	参加者
■ 村上市景観計画 中間案について	建築士会	H24. 11. 26 (月)	市役所 4階 大会議室	13名
	宅建業協会	H24. 12. 6 (木)	汐美荘	30名

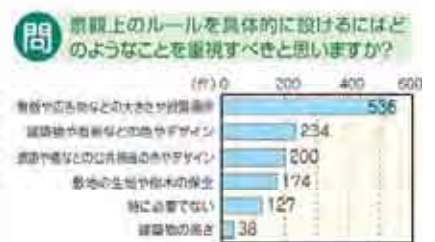
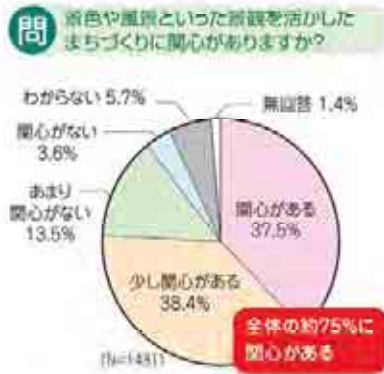
⑤ パブリックコメント

内容	縦覧及び 意見募集期間	意見 提出	縦覧場所	意見募集方法
村上市景観計画中間案	H24. 11. 20 (火) ～H24. 12. 10 (月)	4件	・市役所及び各支所 ・市ホームページ	・電子メール ・用紙 ・郵送、FAX等
村上市景観計画素案	H25. 2. 20 (水) ～H25. 3. 6 (水)	4件		

(2) 市民アンケート結果概要

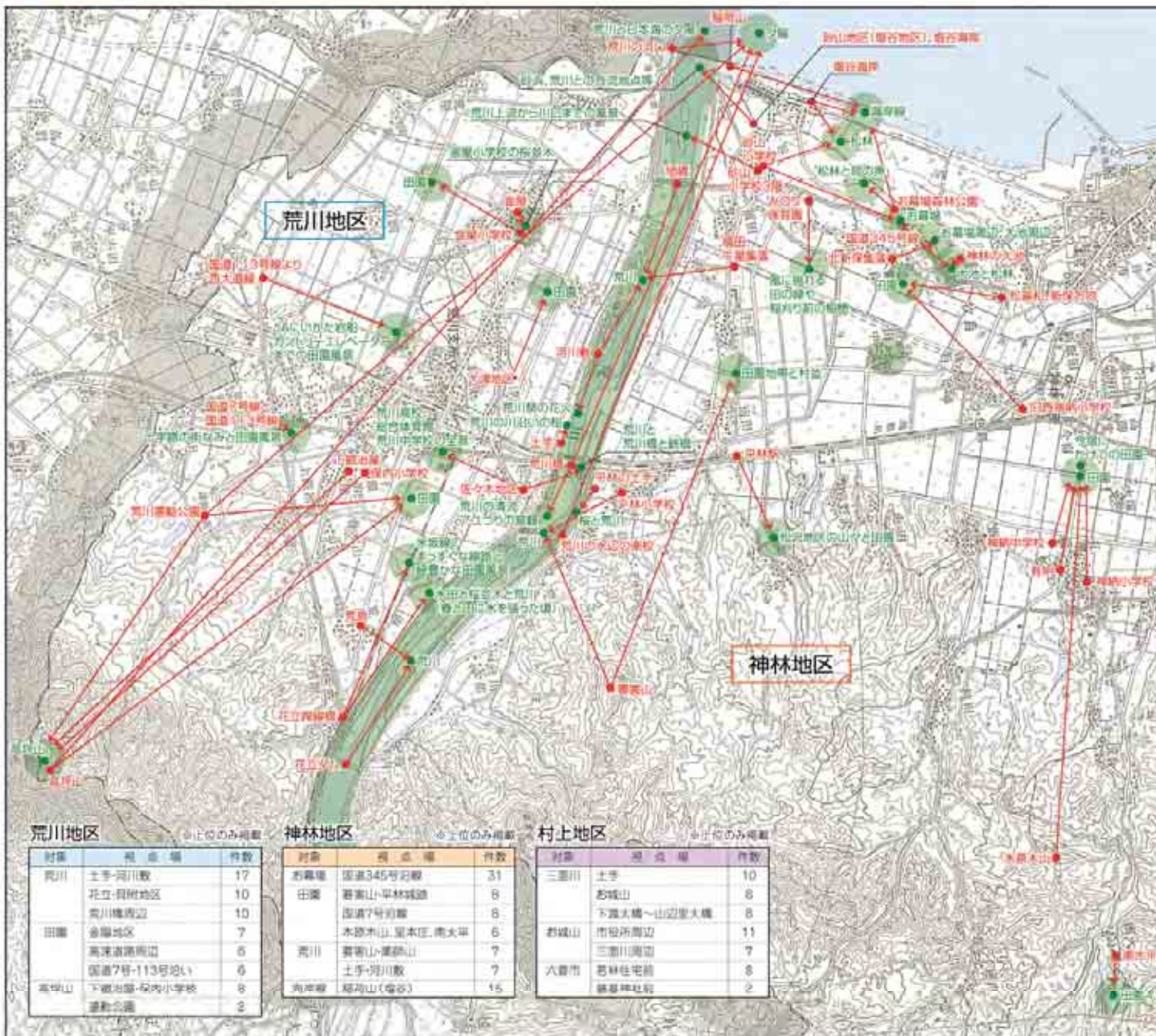
<調査概要>

- 調査期間 : 平成 23 年 7 月 15 日～8 月 29 日 (46 日間)
- 対象・配布数 : 18 才以上の村上市民 計 5,000 名 (各地区 1,000 名を無作為抽出)
- 配布・回収方法 : 郵送配布・郵送回収
- 回答数 : 1,431 通 (回収率 : 28.6%)





いつまでも残していきたいと思う村上らしい「ふるさとの景観」はありますか？その景観について「見る場所(視点場)」と「見る対象」を教えてください。

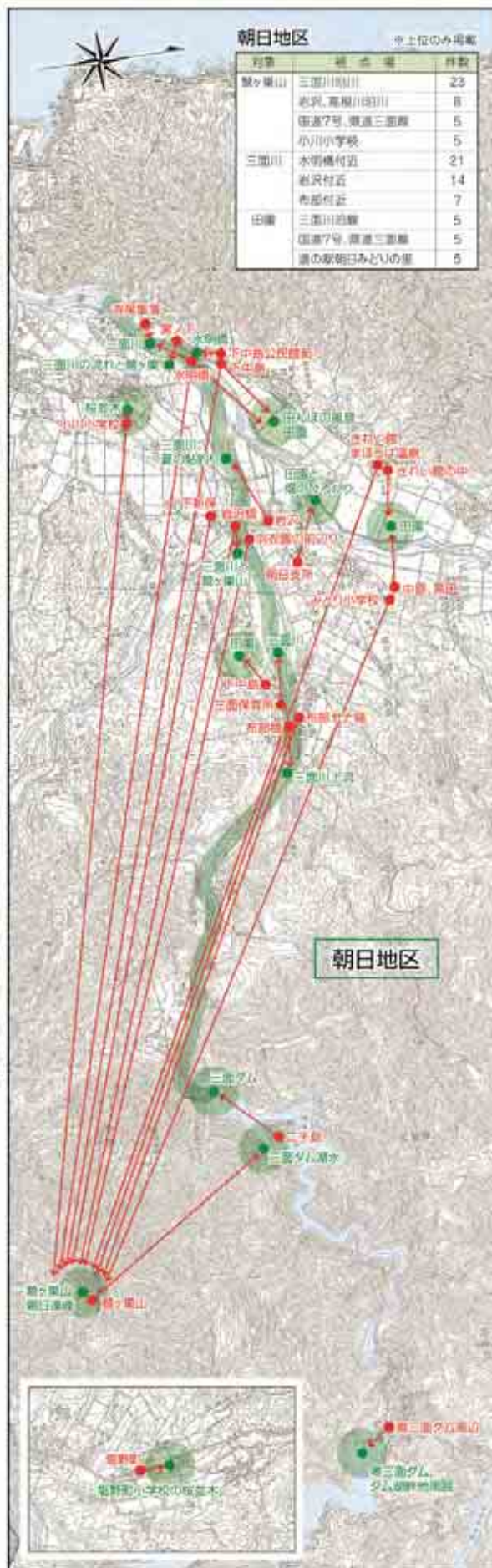
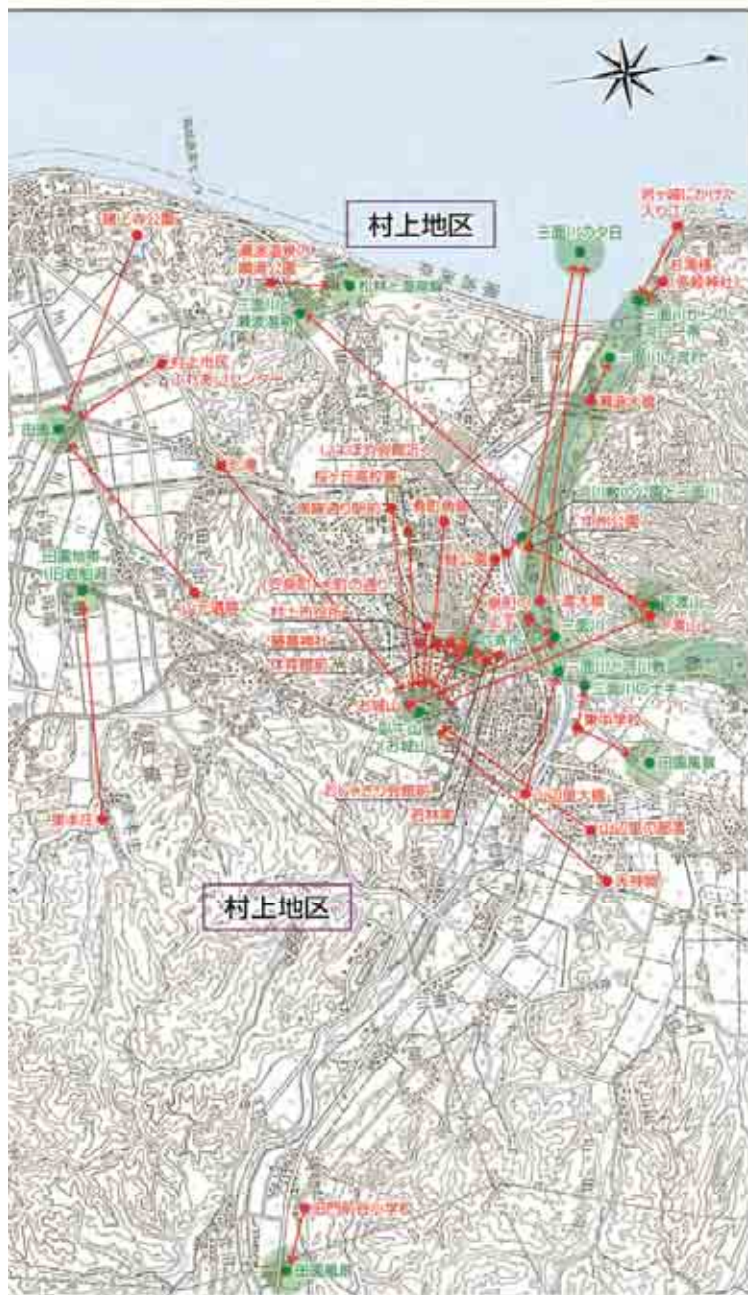


※同一回答が複数以上あったものだけ掲載しています。



● :見る対象(景観要素)

← :見る場所(視点場)と方向

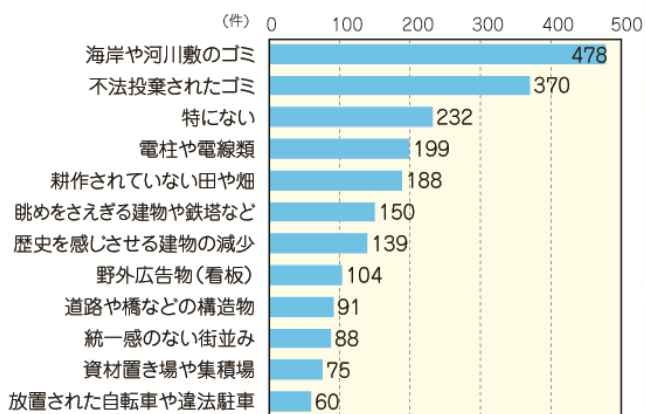


朝日地区 中上位のみ掲載

対象	観 点 場	件数
駿ヶ嶽山	三田川田川	23
	岩沢、高柳川田川	8
	国道7号、国道三田線	5
	小川小学校	5
	水明橋付近	21
三田川	岩沢付近	14
	赤部付近	7
田圃	三田川沿線	5
	国道7号、国道三田線	5
	道の駅朝日あまの里	5

問

上記問でご回答の「ふるさとの景観」をより見やすく、魅力的にするには、何が課題になっていると思いますか？



(3) 村上市の主な景観資源

<村上地域>

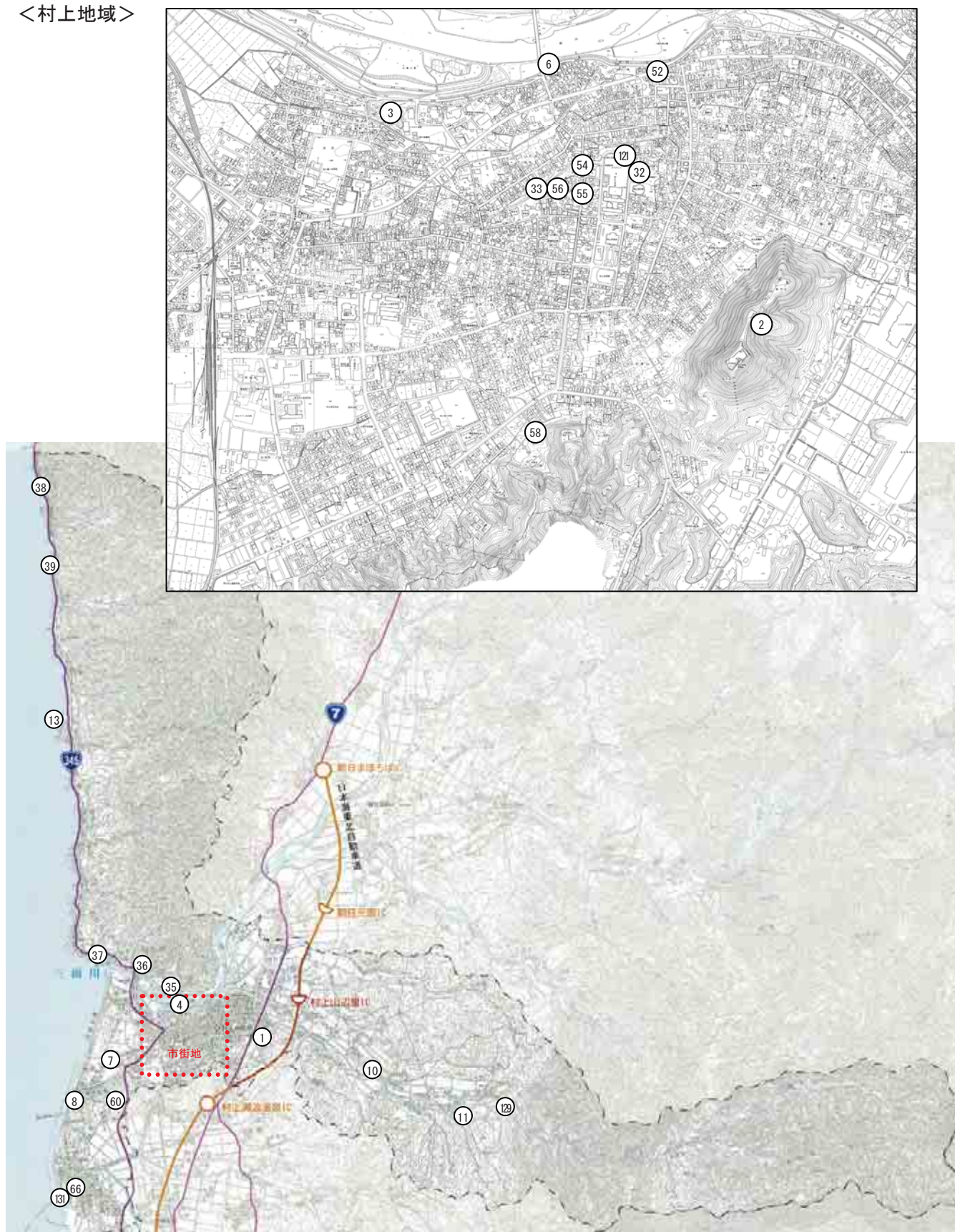


図. 主な景観資源の位置

表. 景観資源リスト

No	景観要素	所在地
1	まいづる公園	庄内町
2	お城山(臥牛山)、桜	下渡山から
3	鮭公園	塩町
4	中州公園	三面川中州
5	夜明け前の三面川と鷺ヶ巣山	下渡大橋から
6	下渡山の冬景色	三面川の堤防から
7	茶摘み	市内各所
8	瀬波海岸の夕日	瀬波温泉
9	瀬波温泉海水浴場	瀬波温泉
10	高平の畑	高平
11	森呼吸の里 門前せせらぎ公園、ホテル	門前
12	大栗田	大栗田
13	紫の夕暮れ	上海府地区
14	諸上寺公園の八重桜	-
15	夕日の森森林公園	岩船北浜町
16	下渡山(下渡城跡)	下渡、幸町
17	セナミスミレ	瀬波温泉
18	ハマナス	瀬波温泉
19	道玄池 県民いこいの森	瀬波温泉
20	松林(防砂林)	瀬波温泉一、二丁目
21	城跡をイメージした公園	石原
22	茶籠岩と中の島の景観	柏尾
23	城跡遺構	仲間町
24	下渡門の石垣	二之町、新町
25	海府ふれあい広場	野湯
26	八幡山	羽黒町
27	山居山	山居町一、二丁目、南町一、二丁目
28	能化山	間島
29	すずきヶ池	瀬波温泉三丁目
30	磐舟浦田山古墳群	瀬波温泉三丁目
31	鍋倉山鉱山跡	早川
32	若林家住宅通り	三之町
33	浄念寺坂と黒塀	小町
34	塩引き鮭のある風景	市内一円
35	三面川の鮭つり	三面川
36	羽下ヶ淵の桜並木	羽下ヶ淵
37	多伎神社と魚付き保安林	滝の前
38	海岸沿いを走る羽越本線	岩ヶ崎
39	冬の日本海とハサ木	上海府地区
40	中部北陸自然歩道(瀬波温泉砂丘の道)	村上駅～岩船港
41	ジョギングロード(けやき通り)	飯野三丁目
42	県立村上桜ヶ丘高等学校の桜並木	飯野桜ヶ丘
43	清水川	石原
44	門前川	門前
45	門前川河川敷の桜	片町
46	銀杏並木	学校町
47	三面川河口の白魚	滝の前
48	不動滝	滝の前
49	昔ながらの幅の狭い道	羽黒口
50	桜並木	羽下ヶ淵
51	庚申堂	片町
52	秋葉神社の朱塗りの鳥居と大ケヤキ	久保多町
53	町屋	村上地区各所
54	旧村上貯蓄銀行	小町
55	火伏せのいの字石	小町
56	いちじょうの落葉に彩られる浄念寺	寺町
57	天窓のある町屋	村上地区各所
58	九品仏(くぼんぶつ)	羽黒町(3か所)、瀬波上町、肴町、大町、塩町、庄内町、上片町
59	鮭の居線網漁	三面川
60	瀬波温泉の噴湯	瀬波温泉
61	耕雲寺	門前
62	馬下大橋	馬下
63	岩船港	岩船港
64	恋人の聖地	瀬波温泉
65	大洋酒造	飯野一丁目
66	石船神社社叢	岩船三丁目
67	益基酒店店舗	大町
68	早撰堂菓子店舗主屋、西土蔵、東土蔵	大町
69	井筒屋旅館主屋	小町
70	ギャラリーやまきち主屋、土蔵、奥の土蔵	肴町
71	おしやぎり会館(村上市郷土資料館)	三之町
72	三の丸記念館・村上歴史文化館	三之町
73	庭園(若林家住宅)	三之町
74	イヨボヤ会館	塩町
75	サーモンパーク	塩町
76	旧成田家住宅	新町
77	足湯「温ったか広場」	瀬波温泉
78	岩船港鮮魚センター	瀬波温泉三丁目
79	西奈弥羽黒神社	羽黒町
80	藤基神社(社殿、旧村上城石垣・石段、社殿付属建造物、種川碑、鳥居三十郎碑、村上藩土殉難碑)	三之町

No	景観要素	所在地
81	吉川家住宅主屋、土蔵、店舗	大町
82	益基商店主屋、土蔵、酒蔵	大町
83	えんま堂のえんま大王	大町
84	割烹吉源主屋、土蔵	寺町
85	間部詮房御霊屋、御霊屋御門、墓碑	寺町
86	旧第四銀行村上支店長 住宅主屋	小町
87	山上染物店主屋	肴町
88	最念寺の弁天堂	肴町
89	屋根葺(茅葺)	松山、松沢、岩沢
90	福崎・佐藤家住宅	杉原
91	西興屋グラウンドの桜	西興屋
92	本悟寺と銀杏	細工町
93	念仏の鐘(安永三甲午年西村和泉守作)	鑄物師
94	旧澤田家住宅(武家屋敷)	新町
95	お城山の平和観音像	二之町
96	鮭の孵化場	羽下ヶ淵
97	村上マリーナ	瀬波新田町
98	村上駅・駅前の歓迎塔	田端町
99	たかおもみじ 1本(安善寺)	小町
100	かりん 1本	肴町
101	しい 1本(村上地区公民館前)	三之町
102	いちじょう 1本(大龍寺)	瀬波上町
103	善行寺のしだれ桜	大工町
104	うらじろがし 1本(神明宮裏)	羽黒町
105	こうばい 1本	羽黒町
106	もみ 2本(墓地内)	門前
107	けやき 2本(舟魂十二所神社)	山辺里
108	くぬぎ 1本(神明宮境内)	八日市
109	ごよまつ 1本(林泉庭園内)	羽黒口
110	こうやまき 1本	羽黒口
111	けやき 1本(八坂神社)	瀬波中町
112	稲荷神社境内の榎	加賀町
113	県立村上中等教育学校の桜	学校町
114	高台にある小学校の赤松	鑄物師
115	大きな榎	大平
116	旧ゲンゼ製糸工場跡地の桜	大欠
117	公会堂前のしだれ桜	浜新田
118	早川の銀杏	早川
119	大庄屋跡の銀杏	日下
120	熊野神社と境内の古大杉	松山
121	六斎市	三之町
122	黒堀に映える竹灯籠(宵の竹灯籠まつり)	小町(安善小路)
123	村上大祭(村上まつりのしゃぎり行事)	村上地区
124	村上七夕祭り	村上地区
125	町屋の人形さま巡り	村上地区各所
126	町屋の屏風まつり	村上地区各所
127	瀬波温泉コンコン祭り	瀬波温泉
128	瀬波大祭	瀬波地区
129	アマメハギ	大栗田
130	岩船大祭	岩船地区
131	岩船大祭と大漁旗	岩船地区
132	岩船の左義長	村上地区
133	岩船の七夕	岩船地区
134	どんど焼き	市内各地
135	地藏様まつり	市内各地
136	鍛冶町御囃子	鍛冶町
137	村上堆朱	-
138	岩船まつりのしゃぎり曳行と「とも山」行事	岩船
139	十輪寺えんま堂の骨董市	大町
140	薬膳料理	門前
141	注連縄つくり	加賀町、松山、下山田
142	鮭魂祭り	各所
143	庚申堂大般若祭	片町
144	初午	久保多町、泉町、小国町、仲間町
145	神輿祭り	田端町、飯野西
146	神楽	三面
147	山辺里織り	山辺里
148	獅子舞	羽下ヶ淵、鑄物師、大関
149	赤沢神楽	赤沢
150	飯宝稲荷	飯野二、三丁目、飯野桜ヶ丘

<荒川地域>

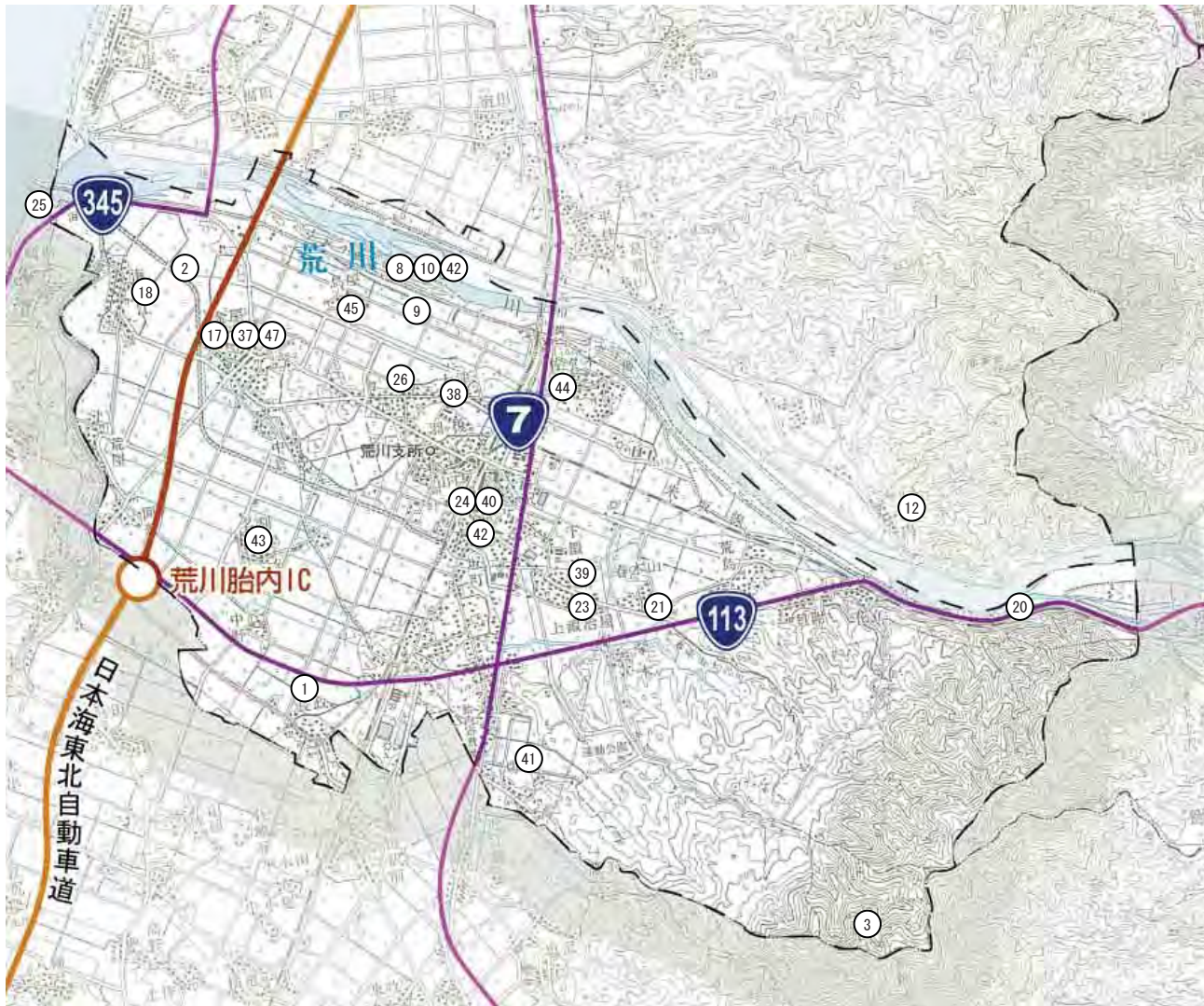


図. 主な景観資源の位置

表. 景観資源リスト

	No	景観要素	所在地
面的景観	1	イチゴ園	長政
	2	クロッカス畑	—
	3	高坪山	—
	4	港町の町並み	海老江
	5	はさ木(タモ木群)の景観	中野
	6	貝附山城跡	貝附
	7	ユリ畑	—
線的景観	8	堤防の桜	荒島
	9	金毘羅神社昇降石段 130段	貝附
	10	荒川	—
	11	市営荒川ゴルフ場	鳥屋
	12	溪流釣りができる大沢川	青木山
	13	石積み水路	中野
	14	集落法面の桜	貝附
	15	JR米坂線	—
点的景観	16	馬場館跡	金屋
	17	大雄寺境内弁天堂	金屋
	18	石動神社境内天満宮	海老江
	19	大杉群生林 11株	貝附
	20	狭の渡正跡	貝附
	21	西法寺参道の松	青木山
	22	延命塚	荒川松山
	23	金蔵寺のキンモクセイ	上鍛冶屋
	24	坂町駅(転車台等)	駅前
	25	荒川マリーナ	桃崎浜

	No	景観要素	所在地
点的景観	26	延命寺境内にある石仏像	大津
	27	桜の木	坂町住宅
	28	本伝寺の山門	坂町
	29	若宮神社の樺	下鍛冶屋
	30	聖観世音	鳥屋
	31	枝垂桜	長政
	32	梨木平の一本杉	梨木
その他	33	白山神社の大樺	名割
	34	樹齢300年の椿	野口
	35	不動尊大杉	貝附
	36	七曲見張跡	貝附
	37	金屋獅子踊り	金屋
	38	大津獅子踊り	大津
	39	上・下鍛冶屋獅子踊り	上鍛冶屋、下鍛冶屋
	40	坂町獅子踊り	坂町
	41	神楽舞	荒島、切田
	42	村上市あらかわ大祭、花火大会	—
43	名割獅子踊り	名割	
44	佐々木区神楽舞	佐々木	
45	鳥屋神楽	鳥屋	
46	さいの神	荒川松山、新光寺	
47	八幡様	金屋	

<神林地域>

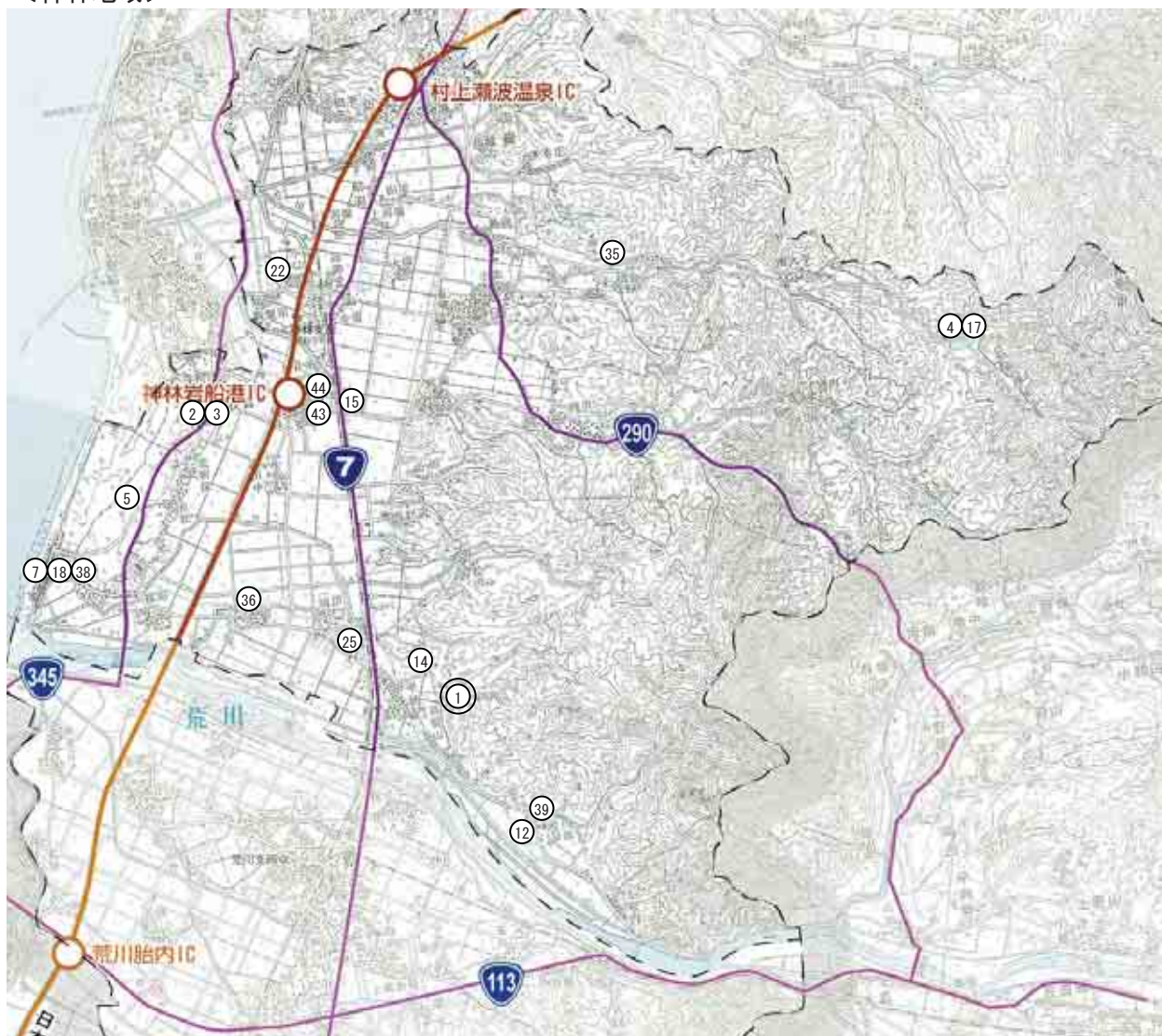


図. 主な景観資源の位置

表. 景観資源リスト

	No	景観要素	所在地
面的景観	1	平林城跡	葛籠山
	2	お幕場森林公園・大池公園	北新保
	3	大池の白鳥	北新保
	4	南大平ダム湖公園	南大平
	5	赤松林、松林	福田、塩谷、松喜和
	6	米・ネギ・大豆栽培の田園風景	—
	7	港町の妻入り造りの町並み	塩谷
	8	郷清水公園	有明
	9	中世の山城跡	飯岡
	10	松喜和林間広場	松喜和
	11	要害山	—
線の景観	12	水辺の楽校(桜並木)	湯ノ沢
	13	薬師山参道の千本	小岩内
点的景観	14	保呂羽堂	平林
	15	道の駅神林 穂波の里	牧目
	16	地藏堂、板碑	平林
	17	ポーラスター神林	南大平
	18	醤油蔵	平林
	19	経塚	里本庄
	20	八王子神社と桜	有明
	21	二本の巨大杉	河内
	22	楽農館	小口川
	23	稲荷山展望台	塩谷

	No	景観要素	所在地	
点的景観	24	尼寺の臥龍松	下助測	
	25	大智院の銀杏	宿田	
	26	日枝神社のフナの木	殿岡	
	27	たいこ橋	殿岡	
	28	平林神社の大榎	平林	
	29	諏訪神社の榎	福田	
	30	古四王神社の大杉	松沢	
	31	農村公園の桜	松沢、山屋、七湊	
	32	子能宮神社の古木(タモノキ)	南田中	
	33	吉祥寺六面地尊	山田、福田、今宿	
	34	伝平清水	山屋	
	35	光明寺の藤棚	指合	
	その他	36	獅子踊り	牛屋、小岩内、福田
		37	獅子踊り・剣舞	宿田、松沢、南田中、下助測、山田
38		塩谷大祭	塩谷	
39		太神楽(獅子舞・三番叟)	川部	
40		保呂羽大祭	平林、葛籠山	
41		さいの神	各地	
42		天王様	葛籠山、金屋	
43		若宮八幡宮、伊勢神楽	北新保、牧目	
44		七夕祭り	九日市、牧目	
45		志田八幡宮神楽	志田平	
46		古四王神社の神楽	松沢	

<朝日地域>

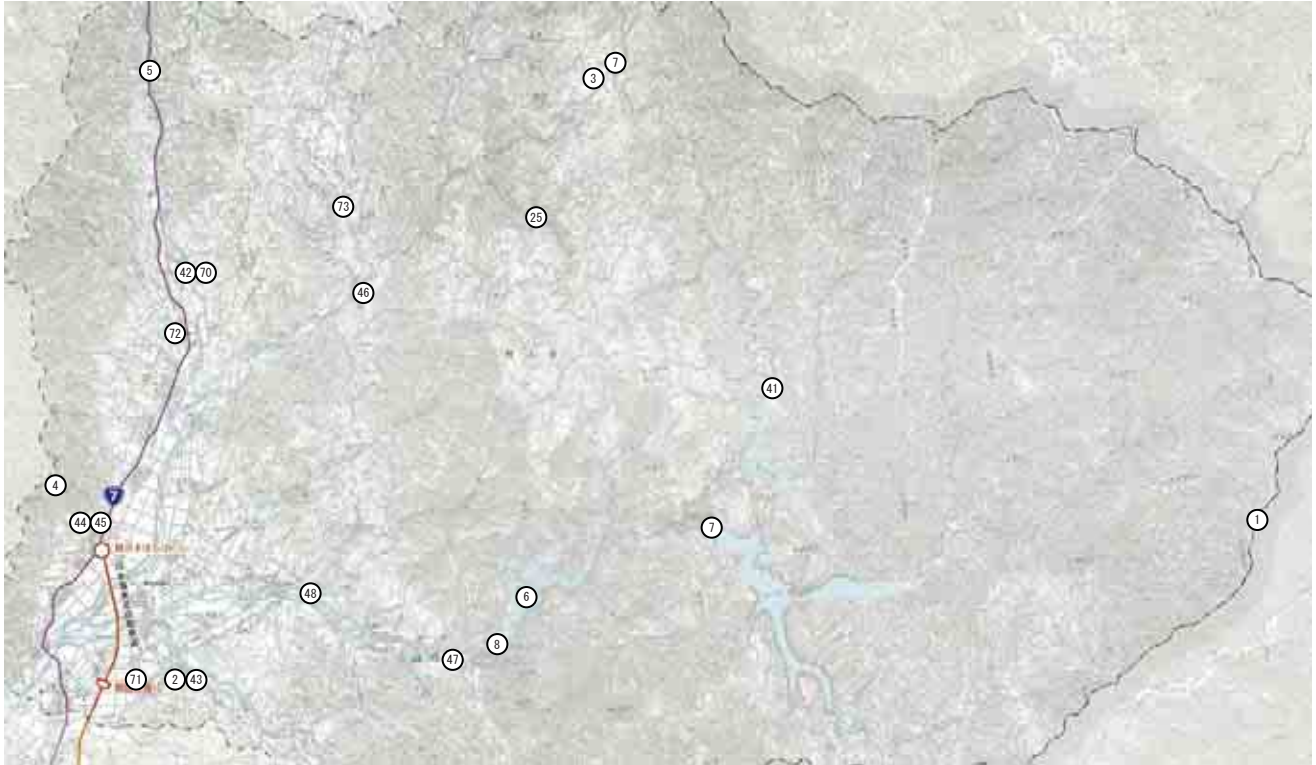


図. 主な景観資源の位置

表. 景観資源リスト

No	景観要素	所在地
1	磐梯朝日国立公園	-
2	大葉澤城跡	大場沢
3	鳴海森林公園	金山付近
4	虚空蔵グリーンパーク	猿沢
5	市営ぶどうスキー場	葡萄
6	二子島森林公園	岩崩
7	鳴海金山	高根駒ヶ岳
8	三面ダム、奥三面ダム	三面
10	棚田	荒沢
11	蔵生山のカタクリの花	荒沢
12	板屋越城跡	板屋越
13	鷲ヶ巢山(登山口)	岩崩
14	茗荷池	上野
15	笹平城跡	笹平、瑞雲
16	福立城跡	猿沢
17	ブナの原生林	猿沢
18	カタクリの群落	猿沢
19	新保岳と麓の樹齢約300年のブナ	塩野町
20	三吉山(33番の観音様)	関口
21	すいれんの里	高根
22	トケラン群生地	中新保
23	蒲萄鉾山跡	蒲萄
24	番山鉾山跡	早稲田
25	鈴ヶ滝	高根
26	鏡子滝	大須戸
27	スーパー林道のブナ林	岩崩
28	旧出羽街道の松	小川
29	桜並木	熊登
30	柳生戸から山形県小国町へ抜ける米沢街道(塩の道)	小揚
31	樽ヶ谷	蘆川
32	龍神様の滝	蘆川
33	長津川	笹平
34	神社参道の杉並木	猿田
35	赤沢滝	塩野町
36	国道7号沿いの桜並木	下中島
37	荒城山の遊歩道	関口
38	しら滝と老杉	布部
39	高根川に架かる吊り橋(通称 井戸河原)	北大平
40	旧国道の桜並木	蒲萄
41	朝日スーパーライン	-

No	景観要素	所在地
42	豪農の館 中山家と庭園	大須戸
43	普濟寺庭園	大場沢
44	大満虚空蔵尊	猿沢
45	朝日みどりの里 物産会館 他	猿沢
46	山のおいしき学校 食堂「IRORI」	高根
47	縄文の里 朝日 奥三面歴史交流館	岩崩
48	布部やな場	布部
49	熊野神社の7本杉	布部
50	太子堂境内のいちよう	檜原
51	大銀杏	上野
52	ニラ松(斎藤信夫宅)	大須戸
53	名木(ミズナラ)	大場沢
54	きんか様の千年杉	蘆川
55	大儀庵と大杉	下新保
56	ハツチョウトンボ	千縄
57	巨木(樺、モミの木)	中新保
58	十二所神社と大杉	中新保
59	中野神社、桜並木	中野
60	日吉神社と杉	中原
61	本門寺とモミの木	中原
62	銘木「槐」	原小須戸
63	白藤	堀野
64	一宮河内神社、巨大杉、樺	宮ノ下
65	藤の大木	早稲田
66	仏所寺境内の三十三石仏	鶯渡路
67	清水端の湧水	瑞雲
68	行福寺の大銀杏	蒲萄
69	弘法様の清水	下中島
70	大須戸能	大須戸
71	大場沢獅子舞	大場沢
72	お里様	塩野町
73	天蓋高原夏まつり	高根
74	奉納相撲	荒沢、早稲田、高根、関口、猿沢、板屋越

<山北地域>

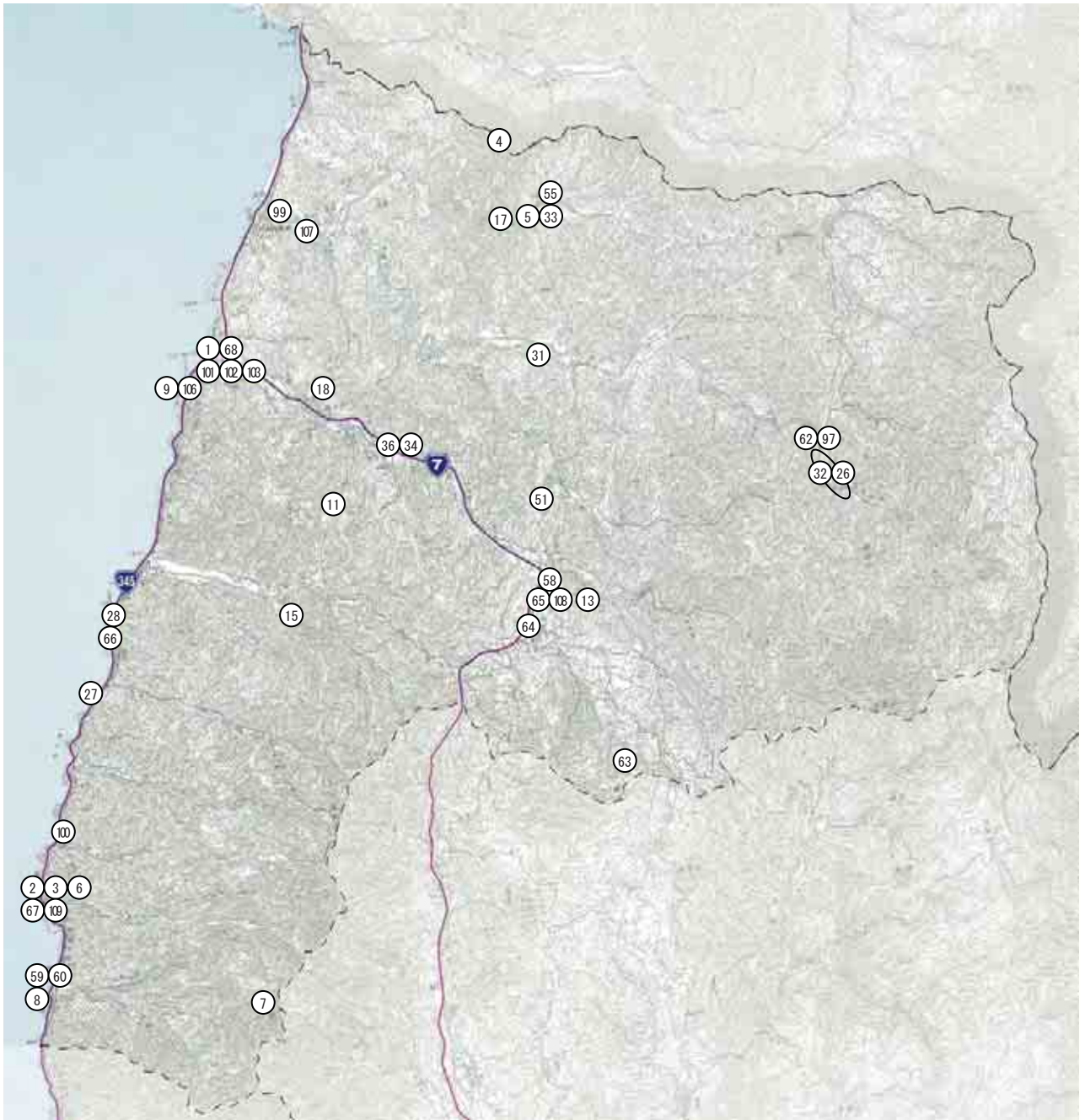


図. 主な景観資源の位置

表. 景観資源リスト

No	景観要素	所在地
1	菅笠八幡宮社叢	勝木
2	笹川流れ	笹川流れ
3	海水浴場	笹川流れ地区(浜新保、桑川、笹川、板貝、今川)他
4	日本国	小俣
5	小俣宿	小俣
6	波の花	中浜、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷
7	新保岳	浜新保
8	鳥越山と洞窟	浜新保
9	鋳立岩と寝屋漁港	寝屋
10	中浜漁港	伊呉野
11	烏帽子岳と登山道	板屋沢、垣之内
12	秋葉山	北黒川
13	城ヶ峰	北中
14	大崎山と登山道と岬	碓石
15	橋ノ峰(城山)	越沢
16	朝日鉱山跡	越沢
17	小俣溪谷	小俣
18	三条山(城跡と登山道)	下大蔵
19	寝屋海浜公園	寝屋
20	城山(立島城跡)	立島
21	薬師山と紅葉	立島
22	杉の美林	中継
23	大須川池	中浜
24	古館城跡	府屋
25	大府鉱山跡	堀ノ内
26	ブナの原生林	山熊田
27	蓬萊山	脇川
28	脇川漁港	脇川
29	ウミネコの繁殖地	鶴泊、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷
30	池の平の池	北赤谷
31	中継の一里塚	中継
32	山熊田溪谷	山熊田
33	出羽街道	小俣～大沢
34	上大鳥の桜並木	上大鳥
35	枝垂れ桜並木	中継
36	勝木川の溪谷	上大鳥
37	ガマ沢峠と紅葉	大代
38	雷峠	雷
39	大日峠の新緑、紅葉	雷、山熊田
40	川原堤防の桜並木	岩石
41	三十三尊の滝	大毎
42	河内溪谷と紅葉	大毎
43	立島峠	立島
44	白谷、ガマ沢峠の紅葉	中継
45	あじさい坂	温出
46	澄川の新緑、紅葉	北中
47	観音様登山道	塔下
48	塔様遊歩道	塔下
49	ハゲタ山登山道	中津原
50	シンニモ滝	中津原
51	雨坂峠	荒川
52	滝の鞍の溪谷と紅葉	荒川
53	荒川溪谷の紅葉	荒川
54	赤谷峠	北赤谷

No	景観要素	所在地
55	白山神社の大杉	小俣
56	浅間神社、内宮殿	岩石
57	観音堂	温出
58	芭蕉公園と句碑	北中
59	笹川流れ観光汽船	桑川
60	道の駅笹川流れ 夕日会館	桑川
61	八幡橋(アーチ型の木橋)	寝屋、勝木
62	さんぼく生業の里	山熊田
63	鱒山と鱒山清水	大毎
64	名水の里おおごと	大毎
65	吉祥岳と吉祥清水	大毎
66	脇川大橋と海洋釣り堀	大毎
67	笹川流れの岩ユリ	笹川流れ
68	勝木ゆり花温泉「ゆり花会館」	勝木
69	長者清水、キンカ清水	大沢
70	大代清水	大代
71	柿木の老木	板屋沢、垣之内
72	大滝	板屋沢、垣之内、北赤谷、荒川
73	鮭の孵化場	大谷沢
74	こうもり岩	大毎
75	権兵衛清水	遅郷
76	桂清水	遅郷
77	牛頭観音清水	温出
78	山神社と巨木	雷
79	桜清水	北黒川
80	かまくら清水	北黒川
81	こうじ沢清水	北黒川
82	こんびらの松	碓石
83	ラジウム清水	小俣
84	伊須流岐神社の巨大杉2本	杉平
85	四十手清水	中継
86	興屋清水	中継
87	コウトの川原の霧水	中継
88	鼠かじり岩と十三佛	中浜
89	大清水	中浜
90	戊辰の役戦跡	中浜、岩石、小俣
91	高岩寺境内の榎	府屋
92	神明宮清水	府屋
93	水神様清水	朴平
94	大清水	山熊田
95	大代清水	荒川
96	金平清水	荒川口
97	伝統的工芸品「羽越しな布」	大代、雷、山熊田
98	山北のボタモチ祭り	杉平、中浜、岩石
99	府屋獅子舞	府屋
100	さいの神	板貝
101	菅笠八幡宮大祭	勝木
102	奉納相撲と祭礼	勝木
103	勝木川の鮭の一括採捕	勝木
104	あじさいの散歩道、あじさい祭り	下大蔵
105	海の天然塩づくり	中浜、脇川
106	さかなまつり	寝屋
107	大川のコード漁	府屋
108	スノーマンがやってきた	黒川
109	笹川流れ海の緑日(海開き)	—
110	紡績習俗「シナバタ」	雷
111	鯉のぼり祭り	上大鳥
112	観音寺祭	温出
113	三番叟ほか郷土芸能	温出
114	桜花祭	府屋
115	獅子舞	大毎、浜新保、寒川
116	御滝様	朴平
117	熊まつり	山熊田
118	清浄峰様(火の神)	鶴泊

(4) 景観法抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念ののっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念ののっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係

る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

(1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準

(2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準

(3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二條第一項又は第二十三条第一項の許可の基準

(5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の許可の基準

(6) 港湾法第三十七條第一項の許可の基準

(7) 漁港漁場整備法第三十九條第一項の許可の基準

ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限

ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごと

の良好な景観の形成のための制限

- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。
(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めよ

うとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。
(特定公共施設の管理者による要請)

第十条 省略

(住民等による提案)

第十一条 省略

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

第十二条 省略

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 省略

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第十四条 省略

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電

気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとする

るときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年

法律第四十号) 第三十一条第二項第一号 に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号) 第九条第二項第一号 に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号) 第五条第三項 に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。))について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命

じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定に

よる提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

（原状回復命令等）

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若し

くは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 省略

(指定の通知等)

第三十条 省略

(現状変更の規制)

第三十一条 省略

(原状回復命令等についての準用)

第三十二条 省略

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 省略

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 省略

(指定の解除)

第三十五条 省略

第三款 管理協定

省略

第四款 雑則

省略

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計

画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路(以下「景観重要道路」という。)に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画(景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。)に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)である都道府県(当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。)」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 省略

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 省略

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 省略

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 省略

(海岸法の特例等)

第五十二条 省略

(港湾法の特例)

第五十三条 省略

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 省略

第五節 景観農業振興地域整備計画等

省略

第六節 自然公園法の特例

省略

第三章 景観地区等

省略

第四章 景観協定

省略

第五章 景観整備機構

省略

第六章 雑則

省略

第七章 罰則

第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百零二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二 省略

三 省略

四 省略

第一百零三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三條第一項(第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 省略

第一百零四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百零五条 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百零六條 第四十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七條 第四十三條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第一百零八條 省略

(5) 用語の解説

あ行

■アイストップ (P116 他)

- ・まちかどや見通しの良い通りの正面などにあり、人の視線を引きつけるための建築物や樹木などのこと。

■オープンスペース (P34)

- ・敷地内の建物が建っていない空地で、歩行者用通路や緑地、遊び場など、憩いのスペースとして活用される。

■屋外広告物 (P4 他)

- ・常時または一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示される、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物・工作物に掲出または表示されるもの等で、商業広告に限らず、非営利の看板・広告物も含む。

か行

■開発行為 (P9 他)

- ・建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど、土地の区画形質の変更をすること。

■基調色 (ベースカラー) (P69)

- ・全体のイメージとなる土台の色のことで、ベースカラーともいう。配色の中で最も広い部分を占め、地色や背景色となる場合が多い。全体の配色の中で、最も抑えた色味の場合が多い。

■強調色 (アクセントカラー) (P69)

- ・対照的な色を少し加え、全体を整えるのに使う色のことで、アクセントカラーともいう。明度や彩度、対照的な色相を用いることが多く、最も小さい面積でありながら目立つポイントとなる。全体の色調を引き締めたり、視点を集中させる効果がある。

■景観計画 (P2 他)

- ・景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことで、以下の事項を定める。
 - ①景観計画の区域
 - ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
 - ④その他良好な景観の形成のために必要なもの
- ・景観法の施策のほとんどは景観計画区域内で行われる。

■景観重要建造物 (P4 他)

- ・景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

■景観重要公共施設 (P4 他)

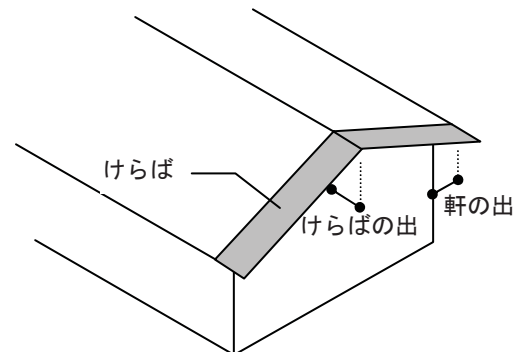
- ・景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で良好な景観の形成に重要なものとして定められた公共施設のこと。

■景観重要樹木 (P4 他)

- ・景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

■けらば (P90 他)

- ・切妻屋根の妻側の端部のこと。平側の端部や寄棟屋根の端部の場合は「軒」という。



■下屋 (P86 他)

- ・母屋の屋根から一段下げた位置につくられた片流れの屋根、またはその下にある空間のこと。

■行為の制限 (P4 他)

- ・景観計画区域内において、建築物の建築や工作物の設置、開発行為等の行為を行う際の制限に関する基準を定め、良好な景観の形成のための誘導を行うもの。

さ行

■修景 (P19 他)

- ・建築物や公共施設の形態・意匠・色彩等を、周囲の自然景観やまち並み、建造物の様式等に合わせ、調和させること。

■スカイライン (P38 他)

- ・空を背景として、山岳の稜線や都市の建築物群

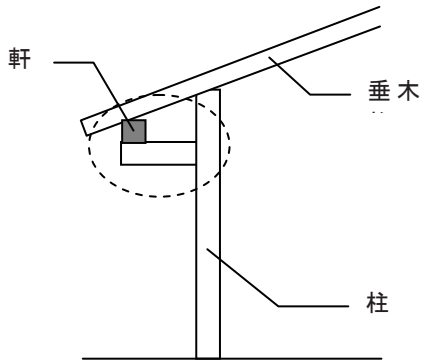
などが描く輪郭線のこと。

■セミパブリック (P34)

- ・道路に接する境界部など、多くの人の目に触れる半公共的な空間のこと。景観に与える影響が大きいので、周囲との調和や連続性への配慮が求められる。

■せがい (P50 他)

- ・建物の軒桁に直角させて腕木を出し、その上に桁を乗せて軒を深くした形式のこと。船の櫓を出す部分「せがい (船柁)」に似ているのが語源とされる。



ま行

■マンセル表色系 (P69)

- ・色彩を色相、明度、彩度の3つの属性の組み合わせで表したもので、世界的に統一された色彩の数値基準。
- ・色相 (色の様相) は R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫) とその中間色の YR、GY、BG、PB、RP の計

10種と、その度合いを0~10で組み合わせ5R、10YRのように示す。

- ・明度 (色の明るさ) は0~10の数値で示し、小さいほど暗く、大きいほど明るい。
- ・彩度 (色の鮮やかさ) は0~16の数値で示し、鮮やかな色ほど数値が大きく、白・黒等の無彩色は0となる。

や行

■用途地域 (P32 他)

- ・都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居系、商業系、工業系に類別される。

ら行

■緑化ブロック (P71 他)

- ・コンクリートブロックの間に芝生などが根付くように隙間をもうけたもので、ヒートアイランド現象の緩和や緑化のための駐車場舗装用ブロックのこと。植生用ブロックともいう。

■ロードサイド型商業施設 (P22)

- ・幹線道路沿いに自家用車での来店を前提として立地する商業施設のこと。特に都市郊外の主要幹線沿いに立地するものを指す場合が多い。

村上市景観計画

平成 25 年 3 月 策定

発行:平成 25 年 3 月

編集:村上市都市整備課

〒958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号

電話 :0254-53-2111(代表)

FAX :0254-53-3840

E-mail:tokei@city.murakami.lg.jp

